

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2026年 8 月17日 提出
【発行者名】	農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 八木 正展
【本店の所在の場所】	東京都千代田区九段南一丁目 6 番 5 号
【事務連絡者氏名】	田原 輝行
【電話番号】	03-5210-8500
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	J A 資産設計ファンド（安定型） J A 資産設計ファンド（成長型） J A 資産設計ファンド（積極型）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	発行価額の総額 各ファンドにつき上限 1 兆円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

ＪＡ資産設計ファンド（安定型）

ＪＡ資産設計ファンド（成長型）

ＪＡ資産設計ファンド（積極型）

以上を総称して、またはそれぞれを「ＪＡ資産設計ファンド」または「ファンド」という場合があります。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（振替内国投資信託受益権）

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者である農林中金全共連アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の依頼により、信用格付業者（金融商品取引法第２条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付（金融商品取引法第２条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。）又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき、１兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

各ファンドにつき、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除した１口当りの価額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動きなどにより日々変動します。

なお、基準価額は、便宜上、１万口当りに換算した価額で表示する場合があります。

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社^{（注）}に問い合わせることにより知ることができます。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口

<フリーダイヤル> 0120-439-244（営業日の午前９時から午後５時まで）

<ホームページアドレス> <https://www.ja-asset.co.jp/>

（注）委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関を総称してまたはそれぞれを「販売会社」ということがあります。（以下同じ。）

なお、販売会社と販売会社以外の第一種金融商品取引業者および登録金融機関が取次契約を結ぶことにより、当ファンドの申し込みを販売会社に取り次ぐ場合があります。

（５）【申込手数料】

<通常（確定拠出年金制度に基づく申込の取扱いを除きます。以下同じ。）の申込>の場合

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

本書提出日現在、手数料率の上限は1.65%（税抜1.5%）となっております。

詳しくは、委託者（下記参照）または販売会社にお問い合わせください。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口

<フリーダイヤル> 0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）

<ホームページアドレス> <https://www.ja-asset.co.jp/>

上記申込手数料率には、申込手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額が含まれております。

「スイッチング」^{（注1）}による取得申込の場合および「分配金再投資（累積投資）コース」^{（注2）}により収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料となります。

（注1）「スイッチング」とは、各ファンドの一部解約金の手取金をもって、当該一部解約の請求と同時に、当該ファンド以外のJA資産設計ファンドの受益権の取得を申し込む場合をいいます。（以下同じ。）

（販売会社によっては、一部または全部のスイッチングの取扱いを行わない場合があります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。）

（注2）当ファンドには、「分配金受取（一般）コース」と「分配金再投資（累積投資）コース」があります。

「分配金受取（一般）コース」とは、収益の分配時に、分配金が税引き後、受益者に支払われるコース（以下「分配金受取コース」といいます。）をいいます。

「分配金再投資（累積投資）コース」とは、収益の分配時に、分配金が税引き後、自動的に無手数料で再投資されるコース（以下「分配金再投資コース」といいます。）をいいます。

販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

<確定拠出年金制度に基づく申込^{（注）}>の場合

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社・・・無手数料

（注）「確定拠出年金制度に基づく申込」とは、確定拠出年金法に規定する加入者等の行った運用の指図に基づき、同法に規定する資産管理機関または連合会（同法に基づき連合会が事務を委託した者を含みます。）が行う申込をいいます。（以下同じ。）

（6）【申込単位】

<通常の申込>の場合

販売会社が個別に定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ただし、スイッチングによる取得申込の場合および、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込単位は、1口の整数倍とします。

<確定拠出年金制度に基づく申込>の場合

各ファンドにつき、1円以上1円単位とします。

（7）【申込期間】

2026年8月18日から2027年2月16日までとします。（継続申込期間）

上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（8）【申込取扱場所】

<通常の申込>の場合

当ファンドの申込取扱場所（販売会社）については下記の照会先までお問い合わせください。

■照会先

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口

<フリーダイヤル> 0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）

<ホームページアドレス> <https://www.ja-asset.co.jp/>

<確定拠出年金制度に基づく申込>の場合

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

（ ９ ）【払込期日】

取得申込者は、申込代金 を販売会社の指定する日までに販売会社に支払うものとします。

振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託を行う日に販売会社により委託者である農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の指定する口座を経由して受託者である三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

「申込代金」とは、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に販売会社が個別に定める申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額をいいます。

（ １ ０ ）【払込取扱場所】

上記「（ ８ ）申込取扱場所」に同じです。

受益権の取得申込者は、申込代金を販売会社において支払うものとします。

（ １ １ ）【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社 証券保管振替機構

（ １ ２ ）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

各ファンド（安定型、成長型、積極型）は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

一般社団法人 資産運用業協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

（各ファンドが該当する部分を網掛け表示しています。定義などの詳細については、一般社団法人 資産運用業協会のホームページ<<https://www.imaj.or.jp/>>をご覧ください。）

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信		海外
	内外	その他資産（ ）
		資産複合

追加型投信:一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

内 外:目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

資 産 複 合:目論見書又は投資信託約款において、株式、債券、不動産投信（リート）、その他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

（当ファンドは、ファミリーファンド方式の為、商品分類（表紙）と属性区分における投資対象資産は異なります。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (含む日本)	ファミリー ファンド	あり ()
		日本		
	年2回	北米		
		欧州		
債券	年4回	アジア	ファンド ・オブ・ ファンズ	なし
	年6回 (隔月)	オセアニア		
		中南米		
	年12回 (毎月)	アフリカ		
		中近東 (中東)		
不動産投信	日々	エマージング	ファンド ・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券:資産複合(資産配分固定型 :株式・債券・円短期金融商品))				
資産複合 ()	その他 ()		ファンド ・オブ・ ファンズ	なし
資産配分固定型				
資産配分変更型				

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

その他資産:組入れている資産を記載するものとする。

年 1 回:目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

グ ロ ー バ ル:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

ファミリーファンド:目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。

為替ヘッジなし:目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

< 信託金の限度額 >

各ファンドにつき、委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託が行われたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。（信託の目的、金額および信託金の限度額（約款第2条））

< ファンドの特色 >

1

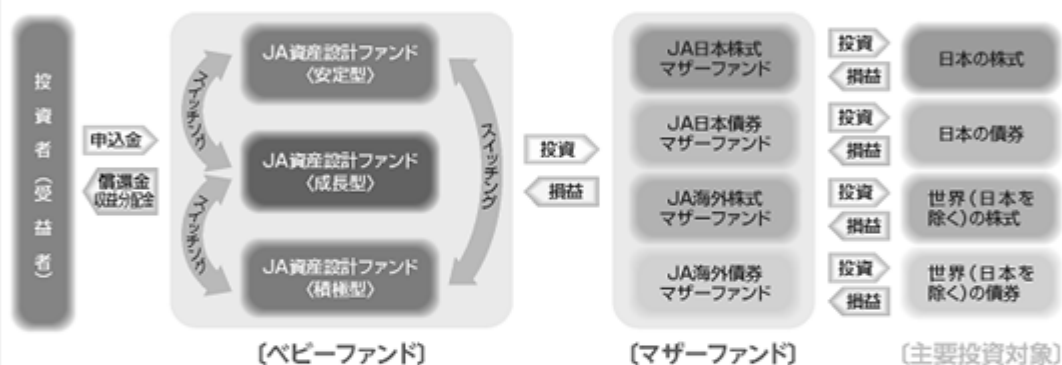
国内株式・国内債券・外国株式・外国債券の各資産への分散投資によって、信託財産の中長期的な成長を目指します。

- 各ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。
- 各資産への投資は、資産別のマザーファンドへの投資を通じて、国内株式、国内債券、外国株式および外国債券の各資産に分散投資を行います。

ファンドの仕組み

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資者（受益者）から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して、実質的な運用をマザーファンドで行うものです。



- ◎ 各ファンド間でスイッチングが可能です。

分配方針

毎年11月16日（休業日の場合は翌営業日）に諸経費等を控除後の利子・配当収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額を分配対象額とし、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

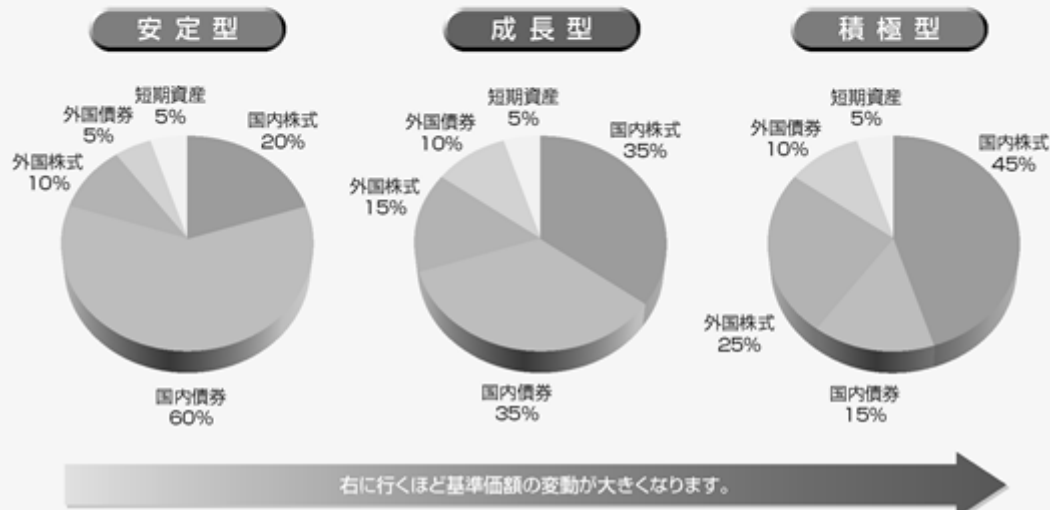
※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

- ◎ 親投資信託への投資割合には、制限を設けません。
- ◎ 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%未満とします。
- ◎ 株式への実質投資割合は、安定型と成長型は、信託財産の純資産総額の70%未満とし、積極型は、制限を設けません。

2 お客様のライフサイクルやリスクの許容度に応じて、3つのファンド(安定型、成長型、積極型)から選択いただけます。

- 3つのファンド(安定型、成長型、積極型)の各資産(資産別のマザーファンド)への基本配分比率は次のとおりとします。
- 基本配分比率は、市況動向等の中長期的な変化を考慮し、見直しを行う場合があります。
- 実際の運用に伴う各資産への配分比率の変動は、基本配分比率から原則として±5%の範囲内に抑えるように努めます。



※委託者が運用にあたって想定しているリスク度合を相対的に明示したものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

また、上記の各資産の基本配分比率は、各マザーファンドの組入比率を表わしています。

運用委託先

JA海外株式マザーファンドおよびJA海外債券マザーファンドの外貨建資産等の運用指図に関する権限を、ウエリントン・マネージメントに委託します。

- 世界有数の運用会社のひとつであるウエリントン・マネージメントが、ファンダメンタルズ分析と計量分析を併用した手法により運用を行い、安定的な超過収益の獲得を目指します。

ウエリントン・マネージメントの概要

名 称	ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー	ウエリントン・マネージメント香港リミテッド	ウエリントン・マネージメント・インターナショナル・リミテッド
所在地	米国 マサチューセッツ州 ボストン	中華人民共和国 香港	英国 ロンドン

※上記3社を総称して「ウエリントン・マネージメント」といいます。

- 特 徴：**
- 世界で最古の運用機関のひとつ
 - 世界で有数の運用機関のひとつ
 - グローバルな事業展開
 - 1928年に創業の長い歴史を持つ独立系投資運用会社
 - ボストンに本拠を構え、ロンドン、シンガポール、香港、シドニー、東京等に拠点、世界60か国以上の3,000を超える顧客に資産運用サービスを提供

3 当社が独自に指数化した合成インデックスを中長期的に上回る成果を目指します。

- 各ファンドは、それぞれに合成インデックスをベンチマーク*とします。

※「ベンチマーク」とは、ファンドの運用目標となる指標であり、また運用成果を検証する際の基準となります。

合成インデックスの基本構成

	国内株式	国内債券	外国株式	外国債券	短期資産
安定型	20%	60%	10%	5%	5%
成長型	35%	35%	15%	10%	5%
積極型	45%	15%	25%	10%	5%

「当社が独自に指数化した合成インデックス」とは、「国内株式:配当込みTOPIX*1」、「国内債券:NOMURA-BPI総合*2」、「外国株式:MSCIコクサイインデックス(配当込み、当社円換算ベース)*3」、「外国債券:FTSE世界国債インデックス(除く日本、当社円換算ベース)*4」および「短期資産」の各数値を、各ファンドにおける上合成インデックスの基本構成比率に基づいて合成・指数化したものです。

- ※1 TOPIXは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。「TOPIX」および「配当込みTOPIX」(以下「各指数」)の指数値および各指数に係る標準または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など各指数に関するすべての権利・ノウハウおよび各指数に係る標準または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、各指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証または販売されるものではなく、本商品の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。
- ※2 「NOMURA-BPI総合」とは、国内債券市場で公募発行され一定の条件を満たす利付債の時価総額を基に野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、同社の知的財産です。また、同社は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
- ※3 「MSCIコクサイインデックス(配当込み、当社円換算ベース)」とは、MSCI Inc.が開発した日本を除く世界主要国の主要銘柄の時価総額を基にした株価指数で、同インデックス(米ドルベース)を基に、MSCI Inc.の許諾を得て、当社が独自に円換算したものです。このレポートには、MSCI Inc.、その関連会社、または情報プロバイダー(以下、総称して「MSCI関係者」といいます。)から提供された情報(以下、総称して「情報」といいます。)が含まれており、スコア、評価、その他の指標の計算等に使用されている可能性があります。情報は、内部使用のみを目的としており、いかなる形式においても複製/再配布は認められません。また、金融商品、製品、インデックスの基礎または構成要素としての使用は認められません。MSCI当事者は、このレポートのいかなるデータまたは情報のオリジナル性、正確性および完全性を保証するものではなく、商品性および特定目的への適合性を認め、明示的または黙示的なすべての保証を明示的に否認します。情報は、投資に関する助言または投資判断を行うための推奨(または行わない)を目的とするものではなく、そのようなものに依拠することはできず、また、将来のパフォーマンス、分析、予測または予測の指標または保証として解釈することもできません。MSCI関係者は、このレポートに含まれる情報やデータの、またはそれに関連する過誤、省略等に対して、責任を負いません。また、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害(逸失利益を含む。)につき、その可能性が通知された場合について、いかなる場合でも、一切の責任を負いません。
- ※4 FTSE世界国債インデックス(除く日本、当社円換算ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同インデックス(米ドルベース)を基に、FTSE Fixed Income LLCの承諾を得たうえで、当社が独自に円換算したものです。

4 各マザーファンドの特色

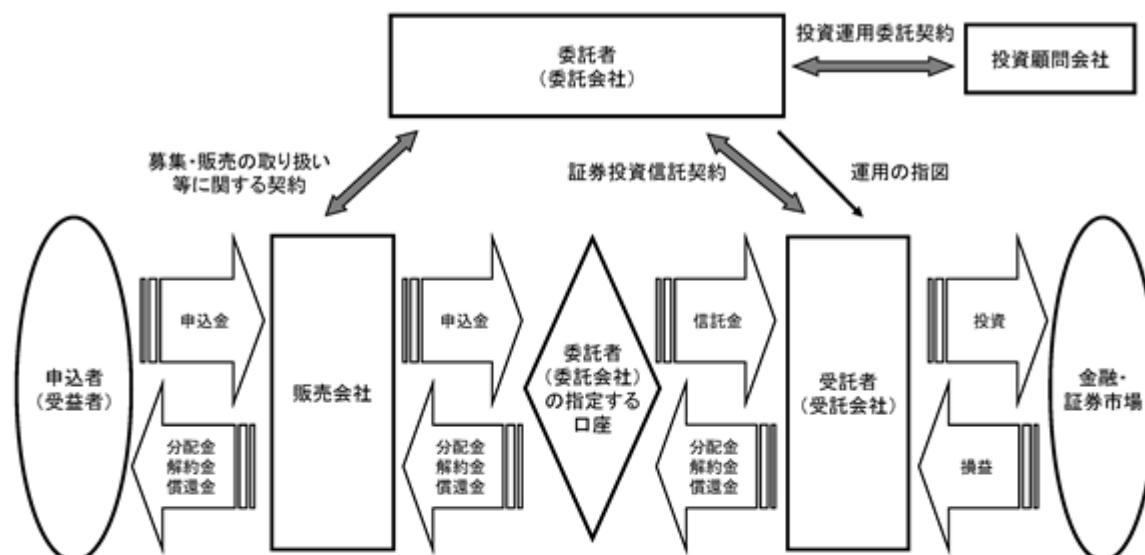
	JA日本株式 マザーファンド	JA日本債券 マザーファンド	JA海外株式 マザーファンド	JA海外債券 マザーファンド
運用会社	農林中金全連アセットマネジメント			
(外部委託)	—	—	ウエルントン・マネジメント	
主要投資対象	日本の株式	日本の債券	日本を除く世界先進 各国の株式	日本を除く世界各國 の債券
ベンチマーク	配当込みTOPIX	NOMURA-BPI総合	MSCIコクサイイン デックス(配当込み、当 社円換算ベース)	FTSE世界国債イン デックス(除く日本、当 社円換算ベース)
運用手法 (ベンチマークに 対する超過収益 の追求方法)	定量分析と定性分析 による個別銘柄選択	デュレーション調整、 イールドカーブ調整、 セクター配分、個別銘 柄選択	定量分析と定性分析 による個別銘柄選択	国別配分、デュレー ション調整、イールド カーブ調整、通貨配分、 セクター配分、個別銘 柄選択

資金動向・市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【ファンドの沿革】

2001年 1 月19日 有価証券届出書の提出
 2001年 2 月 5 日 募集開始日
 2001年 2 月20日 信託契約締結日、ファンドの設定および運用開始日
 2007年 1 月 4 日 振替制度へ移行

（３）【ファンドの仕組み】



《委託者》農林中金全共連アセットマネジメント株式会社(委託会社)

- ①信託財産の運用指図
 - ②目論見書および運用報告書の作成 等
- ※委託者は、当ファンドにおいて販売会社としての役割も有しています。

《販売会社》

- ①ファンドの募集の取扱い・販売および一部解約の請求の受付
- ②目論見書および運用報告書の交付
- ③収益分配金、償還金および一部解約金の支払い 等

《受託者》三菱UFJ信託銀行株式会社(受託会社)（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

- ①信託財産の保管・管理・計算
- ②追加信託に係る振替機関への通知 等

《投資顧問会社》ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー

(Wellington Management Company LLP)

ウエリントン・マネージメント香港リミテッド

(Wellington Management Hong Kong Ltd)

ウエリントン・マネージメント・インターナショナル・リミテッド

(Wellington Management International Ltd)

委託者から外貨建資産の運用および為替取引の指図に関する権限の委託を受け、「JA海外株式マザーファンド」ならびに「JA海外債券マザーファンド」における運用の指図、投資判断、発注等を行います。

委託者（委託会社）の概況（2026年6月30日現在）

資本金の額

1,466百万円

沿革

1993年9月28日 農中投信株式会社設立

10月8日 証券投資信託委託業の免許取得

10月13日 営業開始

1996年8月20日 投資顧問業務の登録

9月30日 投資一任業務認可取得

10月1日 エヌケイユー投資顧問株式会社と合併し、同日付で「農中投信投資顧問株式会社」へ商号変更

2000年10月1日 「農林中金全共連アセットマネジメント株式会社」へ商号変更

2007年9月30日 金融商品取引業の登録

大株主の状況

株主名	住所	持株数 (株)	持株比率 (%)
農林中央金庫	東京都千代田区大手町1丁目2番1号	19,551	66.66
全国共済農業協同組合連合会	東京都千代田区平河町2丁目7番9号	9,779	33.34

（注）農林中央金庫が保有する株式は普通株式19,550株および議決権を有しないA種優先株式1株であり、全国共済農業協同組合連合会が保有する株式は普通株式9,778株および議決権を有しないB種優先株式1株です。

なお、議決権保有比率の状況は次のとおりです。

農林中央金庫 66.66%

全国共済農業協同組合連合会 33.34%

（参考）

ウエリントン・マネージメントの概要

名 称	ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー	ウエリントン・マネージメント香港 リミテッド	ウエリントン・マネージメント・ インターナショナル・リミテッド
所在地	米国 マサチューセッツ州 ボストン	中華人民共和国 香港	英国 ロンドン

※上記3社を総称して「ウエリントン・マネージメント」といいます。

特 徴：●世界で最古の運用機関のひとつ ■1928年に創業の長い歴史を持つ独立系投資運用会社
 ●世界で有数の運用機関のひとつ
 ●グローバルな事業展開 ■ボストンに本拠を構え、ロンドン、シンガポール、香港、シドニー、東京等に拠点、世界60ヵ国以上の3,000を超える顧客に資産運用サービスを提供

2【投資方針】

J A 資産設計ファンド（安定型）

J A 資産設計ファンド（成長型）

J A 資産設計ファンド（積極型）

（1）【投資方針】

a. 基本方針（運用の基本方針）

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

「運用の基本方針」および「約款第○条」とは、信託約款の条項等と対応しております。

また、信託約款の条項等は特に記載がない場合、上記各ファンド共通となっております。（以下同じ。）

ｂ．運用方法（運用の基本方針）

投資対象

ＪＡ日本株式マザーファンド受益証券、ＪＡ日本債券マザーファンド受益証券、ＪＡ海外株式マザーファンド受益証券およびＪＡ海外債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

投資態度

（イ）主として上記の各親投資信託の受益証券に投資を行うことにより、国内株式、国内債券、外国株式および外国債券に分散投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

運用にあたっては、当社が独自に指数化した合成インデックスをベンチマーク^１とします。

なお、安定型・成長型・積極型ごとに、「各資産（資産別のマザーファンド）への基本配分比率」（下表においてと表記しています。）および「ベンチマークとする合成インデックスの構成割合」（下表においてと表記しています。）は、次のとおりとします。

	ＪＡ日本株式マザーファンド	ＪＡ日本債券マザーファンド	ＪＡ海外株式マザーファンド	ＪＡ海外債券マザーファンド	短期資産
	配当込みTOPIX ^２	NOMURA - BPI総合 ^３	MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、当社円換算ベース） ^４	FTSE世界国債インデックス（除く日本、当社円換算ベース） ^５	短期資産
安定型	20%	60%	10%	5%	5%
成長型	35%	35%	15%	10%	5%
積極型	45%	15%	25%	10%	5%

１ 「ベンチマーク」とは、ファンドの運用目標となる指標であり、また運用成果を検証する際の基準となります。

２ TOPIXは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。「TOPIX」および「配当込みTOPIX」（以下「各指数」）の指数値および各指数に係る標章または商標は、株式会社ＪＰＸ総研または株式会社ＪＰＸ総研の関連会社（以下「ＪＰＸ」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など各指数に関するすべての権利・ノウハウおよび各指数に係る標章または商標に関するすべての権利はＪＰＸが有します。ＪＰＸは、各指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。

３ 「NOMURA - BPI総合」とは、国内債券市場で公募発行され一定の条件を満たす利付債の時価総額を基に野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、同社の知的財産です。また、同社は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任ありません。

４ 「MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、当社円換算ベース）」とは、MSCI Inc.が開発した日本を除く世界主要国の主要銘柄の時価総額を基にした株価指数で、同インデックス（米ドルベース）を基に、MSCI Inc.の許諾を得て、当社が独自に円換算したものです。

このレポートには、MSCI Inc.、その関連会社、または情報プロバイダー（以下、総称して「MSCI関係者」といいます。）から提供された情報（以下、総称して「情報」といいます。）が含まれており、スコア、評価、その他の指標の計算等に使用されている可能性があります。

情報は、内部使用のみを目的としており、いかなる形式においても複製/再配布は認められません。また、金融商品、製品、インデックスの基礎または構成要素としての使用は認められません。

MSCI当事者は、このレポートのいかなるデータまたは情報のオリジナル性、正確性および完全性を保証するものではなく、商品性および特定目的への適合性を含め、明示的または黙示的なすべての保証を明示的に否認します。

情報は、投資に関する助言または投資判断を行うための推奨（または行わない）を目的とするものではなく、そのようなものに依拠することはできず、また、将来のパフォーマンス、分析、予測または予測の指標または保証として解釈することもできません。

MSCI関係者は、このレポートに含まれる情報やデータの、またはそれに関連する過誤、省略等に対して、責任を負いません。また、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害そ

他のあらゆる損害（逸失利益を含む。）につき、その可能性が通知された場合について、いかなる場合でも、一切の責任を負いません。

- 5 「FTSE世界国債インデックス（除く日本、当社円換算ベース）」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同インデックス（米ドルベース）を基に、FTSE Fixed Income LLCの承諾を得たうえで、当社が独自に円換算したものです。

- （ロ）運用にあたっては、基本配分比率から原則として±5%以内の乖離に抑制するように努めます。なお、基本配分比率は、市況動向等の中長期的な変化を考慮し、見直しを行う場合があります。
- （ハ）実質組入外貨建資産については、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。
- （ニ）資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

a. 投資の対象とする資産の種類（約款第15条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限ります。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

b. 運用の指図範囲等（約款第16条第1項から第3項）

委託者は、信託金を、主として次の第1号から第4号（下記1．から下記4．）までに掲げる農林中金全共連アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託（以下、各々を総称して「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、第5号から第26号（下記5．から下記26．）までに掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1．ＪＡ日本株式マザーファンド受益証券

2．ＪＡ日本債券マザーファンド受益証券

3．ＪＡ海外株式マザーファンド受益証券

4．ＪＡ海外債券マザーファンド受益証券

5．株券または新株引受権証書

6．国債証券

7．地方債証券

8．特別の法律により法人の発行する債券

9．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

10．特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

11．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

12．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

13．特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

- 14．コマーシャル・ペーパー
 - 15．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 - 16．外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券または証書で第5号から第15号（上記5．から上記15．）の証券または証書の性質を有するもの
 - 17．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - 18．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - 19．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - 20．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 - 21．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - 22．外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 23．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 - 24．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 - 25．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 26．外国の者に対する権利で第25号（上記25．）の有価証券の性質を有するもの
- なお、第5号（上記5．）の証券または証書および第16号（上記16．）ならびに第21号（上記21．）の証券または証書のうち第5号（上記5．）の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第6号から第10号（上記6．から上記10．）までの証券および第16号（上記16．）ならびに第21号（上記21．）の証券または証書のうち第6号から第10号（上記6．から上記10．）までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第17号（上記17．）の証券および第18号（上記18．）の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、第1項（上記 ）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下本条において同じ。）により運用することを指図することができます。

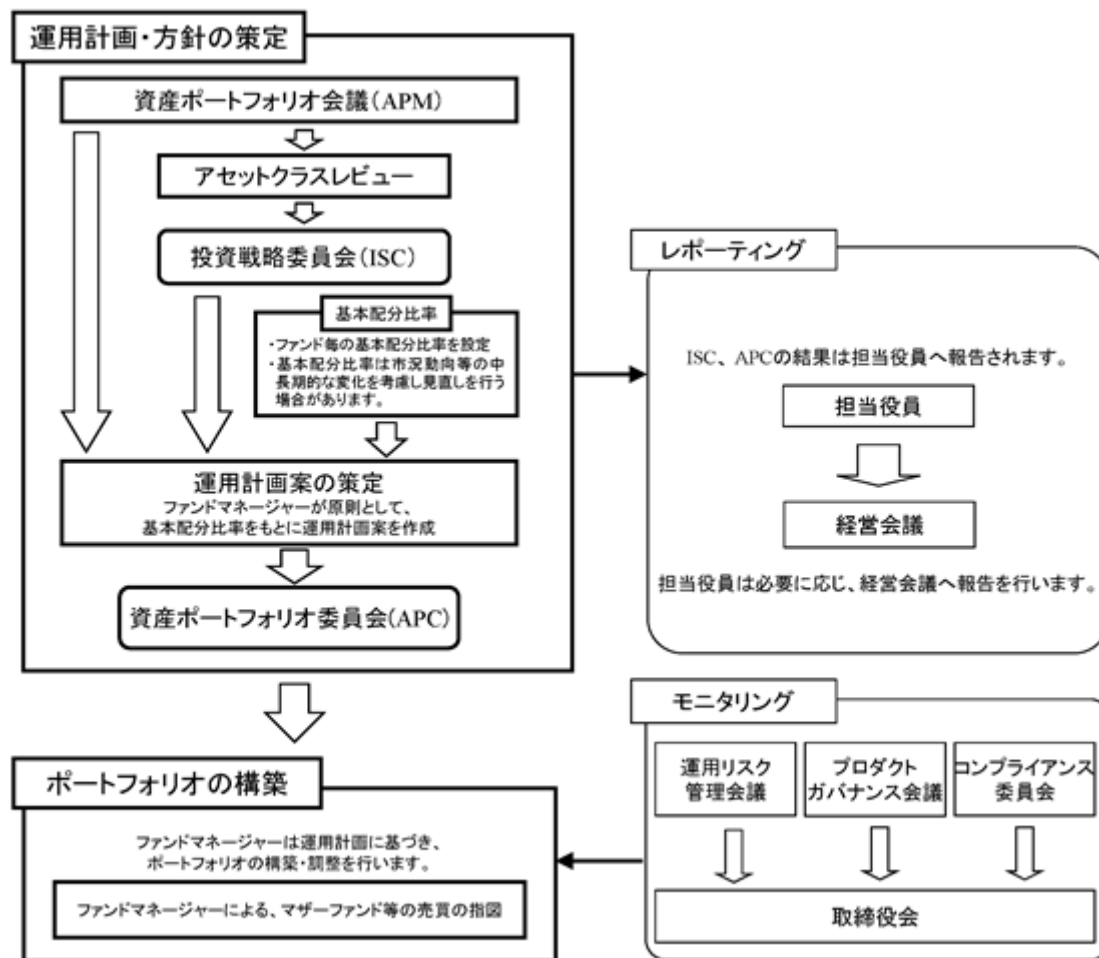
- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形
- 5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6．外国の者に対する権利で前号（上記 5．）の権利の性質を有するもの

第1項（上記 ）の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を第2項第1号から第6号（上記 1．から上記 6．）までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（３）【運用体制】

１．運用体制

ＪＡ資産設計ファンドは、以下の投資プロセスに基づいた組織的運用を行います。



資産ポートフォリオ会議（ＡＰＭ）

月１回以上開催。資産ごとの市場分析・シナリオ案の作成を行います。

アセットクラスレビュー

月１回以上開催。資産間のリスク・リターンの相対比較分析等を行い、資産配分方針案を作成します。

投資戦略委員会（ＩＳＣ）

原則月１回以上開催し、市場・経済見通しに関するハウスビューの承認を行います。

資産ポートフォリオ委員会（ＡＰＣ）

原則月１回以上開催し、個別ファンドの運用計画を決定（承認）します。

２．ファンドの運用に携わる人員等

部署	人員
運用部	120名程度 （うち 投資判断に携わる者 90名程度）
トレーディング部	15名程度
コンプライアンス部	10名程度
プロダクトガバナンス部	30名程度

３．ファンドの関係者に対する管理体制等

委託者は、ファンドの関係法人である受託会社およびＪＡ海外株式マザーファンドならびにＪＡ海外債券マザーファンドにおいて運用の指図に関する権限を一部委託するウエリントン・

マネージメントについて、その財務状況、管理体制、法令遵守体制等について定期的にモニタリングを行うとともに、必要に応じ適宜ヒアリング等を実施します。

運用体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

a．収益分配方針（運用の基本方針 ３．収益分配方針）

毎決算時（原則として毎年11月16日、休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

分配対象額の範囲

諸経費等を控除後の利子・配当収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

b．収益の分配方式（約款第42条）

信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1．配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の配当金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

c．収益分配金の支払い等

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに、支払いを開始するものとします。

「分配金再投資コース」をお申し込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

a．親投資信託への投資制限（運用の基本方針 ２．運用方法（３）投資制限）

各親投資信託（ＪＡ日本株式マザーファンド、ＪＡ日本債券マザーファンド、ＪＡ海外株式マザーファンドおよびＪＡ海外債券マザーファンド）の受益証券への投資割合には、制限を設けません。

b．株式への投資制限（運用の基本方針 ２．運用方法（３）投資制限）

ＪＡ資産設計ファンド（安定型、成長型）

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の70%未満とします。

ＪＡ資産設計ファンド（積極型）

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

c．新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限（運用の基本方針 2．運用方法（3））
投資制限、約款第16条）

委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

上記において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

d．投資信託証券への投資制限（運用の基本方針 2．運用方法（3））投資制限、約款第16条）

委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

上記において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

e．投資する株式等の範囲（約款第18条）

委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準じる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

第1項（上記）の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

f．同一銘柄の株式等への投資制限（運用の基本方針 2．運用方法（3））投資制限、約款第19条）

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

第1項、第2項および第3項（上記、上記および上記）において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

g．信用取引の指図範囲（約款第20条）

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

第1項（上記）の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該売付けに係る建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額

（信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該売付けに係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、第２項（上記）の売付けに係る建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

h．先物取引等の運用指図（運用の基本方針 ２．運用方法（３）投資制限、約款第21条）

委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）ならびに有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）および外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

委託者は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

委託者は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

i．スワップ取引の運用指図（運用の基本方針 ２．運用方法（３）投資制限、約款第22条）

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として約款第３条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額と親投資信託の信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下、本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少してスワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

第３項（上記）において、親投資信託の信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該スワップ取引の想定元本の総額の割合を乗じて得た額をいいます。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利などをもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

j．金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（運用の基本方針 ２．運用方法（３）投資制限、約款第23条）

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として約款第３条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

k．デリバティブ取引等に係る投資制限（運用の基本方針 2．運用方法（3）投資制限）

デリバティブ取引等については、一般社団法人資産運用業協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

l．信用リスク集中回避のための投資制限（運用の基本方針 2．運用方法（3）投資制限）

一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

m．有価証券の貸し付けの指図および範囲（約款第24条）

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の第1号（下記1．）および第2号（下記2．）の範囲内で貸し付けの指図をすることができます。

1．株式の貸し付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2．公社債の貸し付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

第1項第1号（上記 1．）および第2号（上記 2．）に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

n．外貨建資産への投資制限（運用の基本方針 2．運用方法（3）投資制限、約款第25条）

委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、信託財産の純資産総額の100分の50以上となる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により、100分の50以上となった場合には、速やかにこれを調整します。

第1項（上記 ）において、親投資信託の信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

o．特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第26条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

p．外国為替予約の指図および範囲（運用の基本方針 2．運用方法（3）投資制限、約款第27条）

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

第1項（上記 ）の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、為替変動リスクを回避するために行う当該予約取引の指図については、この限りではありません。

第2項（上記 ）の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

q．一部解約の請求および有価証券売却等の指図（約款第33条）

委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

r．再投資の指図（約款第34条）

委託者は、約款第33条（上記q．）の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

s．資金の借入れ（約款第35条）

委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

第1項（上記 ）の一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。

第1項（上記 ）の収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

t．デリバティブ取引に係る制限（金融商品取引法第42条の2第7号、金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託者は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含む。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行わないこととなっております。

u．同一の法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第9条及び同法施行規則第20条）

委託者は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託者に指図しないこととなっております。

（参考）

「J A日本株式マザーファンドの概要」

運用の基本方針

約款第11条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1．基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。

2．運用方法

（1）投資対象

わが国の金融商品取引所に上場されている銘柄および店頭登録銘柄を主要投資対象とします。

（2）投資態度

わが国の金融商品取引所に上場されている銘柄および店頭登録銘柄を主要投資対象とし、配当込みTOPIXを上回る投資成果を目指します。

運用にあたりまして、ボトムアップ型の個別銘柄選択の効果により配当込みTOPIXに対しての超過収益の獲得に努めます。

株式の組入比率は原則として高位に保ちます。株式以外への資産の投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

組入銘柄・業種の選定にあたりましては、特定のテーマ・業種に偏ることがないように、分散投資を行うことを心がけます。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

外貨建資産につきましては、投資を行いません。

（3）投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への投資は行いません。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

有価証券先物取引等は、約款第15条の範囲で行います。

スワップ取引は、約款第16条の範囲で行います。

金利先渡取引は、約款第17条の範囲で行います。

デリバティブ取引等については、一般社団法人資産運用業協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（参考）

「J A日本債券マザーファンドの概要」

運用の基本方針

約款第11条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1．基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

2．運用方法

（1）投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

（2）投資態度

主にわが国の公社債に投資を行うことにより、インカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得に努め、ノムラ・ボンド・パフォーマンス・インデックス総合（以下「NOMURA-BPI総合」といいます。）を上回る投資成果を目指します。

運用にあたりまして、主にセクター別のアロケーションを行うこと、デュレーションの調整を行うことなどにより、NOMURA-BPI総合に対しての超過収益の獲得に努めます。なお、当ファンドが投資を行う公社債は流動性を考慮しつつ、原則としてBBBマイナス格相当以上の格付を有しているものとします。

また、公社債の組入比率は原則として高位に保ちます。

組入銘柄の選定、デュレーションの決定などはミクロ経済分析・ファンダメンタルズ分析等に基づいて行います。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

外貨建資産につきましては、投資を行いません。

（3）投資制限

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への投資は行いません。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

有価証券先物取引等は、約款第15条の範囲で行います。

スワップ取引は、約款第16条の範囲で行います。

金利先渡し取引は、約款第17条の範囲で行います。

デリバティブ取引等については、一般社団法人資産運用業協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

デリバティブ取引は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（参考）

「J A 海外株式マザーファンドの概要」

運用の基本方針

約款第11条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1．基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。

2．運用方法

（1）投資対象

日本を除く世界先進各国の株式を主要投資対象とします。

（2）投資態度

主にMSCIコクサイ・インデックス（配当込み、当社円換算ベース）に採用されている世界先進各国（日本を除く）の株式に積極的に投資を行うことにより、MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、当社円換算ベース）を上回る投資成果を目指します。

運用にあたりましては、ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーに外貨建資産の運用の指図に関する権限を委託します。

この投資信託は、原則として、ファンダメンタルズ分析と計量分析を併用した手法により銘柄選択を行い、当社が円ベースに換算したMSCIコクサイ・インデックス（配当込み、当社円換算ベース）に対しての超過収益の獲得に努めます。

なお、株式の組入比率は原則として高位に保ちます。

組入外貨建資産につきましては、原則として為替変動リスクの回避を図るための為替ヘッジは行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（3）投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20％以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5％以内とします。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5％以内とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以内とします。

有価証券先物取引等は、約款第16条の範囲で行います。

スワップ取引は、約款第17条の範囲で行います。

金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第18条の範囲で行います。

デリバティブ取引等については、一般社団法人資産運用業協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（参考）

「J A海外債券マザーファンドの概要」

運用の基本方針

約款第11条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

（1）投資対象

日本を除く世界各国の公社債を主要投資対象とします。

（2）投資態度

主として日本を除く世界各国の公社債、アセットバック証券およびモーゲージ証券等に投資を行うことにより、当社が円ベースに換算したFTSE世界国債インデックス（除く日本）を上回る投資成果を目指します。

運用にあたりましては、ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー、ウエリントン・マネージメント香港リミテッドおよびウエリントン・マネージメント・インターナショナル・リミテッドに外貨建資産の運用および為替取引の指図に関する権限を委託します。

この投資信託は、原則としてファンダメンタルズ分析と計量分析を併用した手法により、割安銘柄の発掘および投資ならびに各通貨間での為替運用を行い、当社が円ベースに換算したFTSE世界国債インデックス（除く日本）に対しての超過収益の獲得に努めます。また、投資対象とする公社債は、B B B マイナス格相当以上の格付を有する投資適格債とし、格付の低下により投資不適格となった場合には、該当銘柄の流動性を考慮しつつ、速やかに売却するよう指図を行います。

なお、公社債等の主要投資証券の組入比率は原則として高位に保ちます。

組入外貨建資産につきましては、原則として為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行いません。また、通貨に関して、外国為替の売買の予約取引を行うことにより、収益の追求に努めることもあります。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（3）投資制限

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

有価証券先物取引等は、約款第16条の範囲で行います。

スワップ取引は、約款第17条の範囲で行います。

金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第18条の範囲で行います。

デリバティブ取引等については、一般社団法人資産運用業協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

（１）投資リスク

当ファンドの取得申込者には、慎重に投資判断を行うために、当ファンドの投資目的、リスクおよび留意事項を認識することが求められます。当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて実質的に株式や債券など値動きのある証券（外貨建証券は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、**受益者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益は、すべて受益者の皆様に帰属します。また、投資信託は、預貯金と異なります。**

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

株価変動リスク

一般に、株式は国内外の景気、政治、経済、社会情勢等の影響を受け、また、個別企業の業績や株式市場全体の動向を反映して価格が大きく変動します。ファンドに組入れている株式の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合は、その企業の株式の価格が大きく下落しあるいは無価値となるため、ファンドに重大な損失が生じることがあります。

金利変動リスク

一般に、債券（公社債等）の価格は市場金利の変動等を受けて変動します。市場金利が上昇した場合には、ファンドに組入れている債券の価格が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。債券価格の下落幅は債券の残存期間、発行体および債券の種類等によって異なります。

為替変動リスク

一般に、外貨建資産は当該通貨の円に対する外国為替相場の変動（円高・円安）の影響を受け、その円換算した価値も変動します。外国為替相場が外貨建資産の当該通貨に対して円高となった場合には、ファンドに組入れている外貨建資産の円換算した価値が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、外国為替相場は、外国為替市場の需給、世界各国の投資環境・金利動向のほか、各国政府・中央銀行の介入・通貨政策等によって短期間に大きく変動することもありますので、当該通貨に対して極端に円高が進行する場合には、ファンドの基準価額も大きく下落することがあります。

信用リスク

一般に、債券、コマーシャル・ペーパーおよび短期金融商品等の発行体（国・企業等）の財政難や業績不振等により当該債券等の信用力（信用格付）が低下した場合や当該債券等の利息や元金の支払いが遅延・不能となる等のデフォルト（債務不履行）が生じた場合には、ファンドに組入れている債券、コマーシャル・ペーパーおよび短期金融商品等の価格が大きく下落しあるいは無価値となり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

カントリーリスク

一般に、外国証券（債券・株式等）は当該国・地域の政治・経済・社会情勢、通貨規制、資本規制等による影響を受けます。当該国・地域の政治・経済・社会情勢の変化により金融・証券市場が混乱した場合には、ファンドに組入れている外国証券の価格が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、一般に新興経済国・発展途上国のカントリーリスクは先進国と比べて高いものとなります。

流動性リスク

市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合、有価証券等を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できず、不測の損失を被るリスクがあります。

また、大口の解約申込があった場合など、解約資金を手当てするためにファンドで保有する有価証券等を大量に換金しなければならないことがあります。その際、市場動向や取引量の状況によっては、当該換金にかかる取引自体が市場実勢を押し下げ、通常よりも不利な状況での取引となり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

（２）その他の留意事項

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご注意ください。
 - ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
 - ・ 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
 - ・ 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- 当ファンドはベンチマークを中長期的に上回る成果を目指しますが、仮にファンドがベンチマークを上回る成果を上げていたとしてもベンチマーク自体が下落している場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

実質的な外貨建資産について原則として為替ヘッジを行わないことから、基準価額は大きく変動することもあります。

- 当ファンドが投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のベビーファンドにおいて、設定・解約や資産構成の変更等によりマザーファンドの組入有価証券等に売買が生じた場合、その売買による組入有価証券等の価格の変化や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。
これにより、マザーファンドの基準価額が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

「為替ヘッジ」とは、「為替変動リスク」を軽減するために行う外国為替取引を意味します。

（３）投資リスクに対する管理体制

フロントにおけるリスク管理体制

フロント部門（運用部）では、担当ファンドマネージャーが日次ベースでポジションリスク管理およびパフォーマンス管理を行い、適宜、直属管理者に報告しています。

また、決定された運用計画に基づいた運用（あるいはポジション組成）となっているか否かを日次ベースで担当ファンドマネージャーおよび直属管理者が管理を行っています。

ミドルにおけるリスク管理体制

ミドル部門（プロダクトガバナンス部運用リスク管理グループ）は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行いフロント部門を牽制することにより、受益者の負託に応える適正な運用プロセスを構築しています。委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的には、信託財産の運用者として、適切なファンドの運用責任を果たす観点から、市場リスクをはじめとする各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理、および組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証・報告しています。また、不正な取引から顧客の利益を保護し、ファンド運用の適正性を確保する観点から、ファンドが法令等のルールに従って運用されるよう、日常的

な管理を行うほか、コンプライアンス委員会においてこれらの遵守状況を報告・審議しています。

〔運用リスク管理会議〕

原則として月１回開催し、運用リスクや運用パフォーマンスの状況ならびに、コンプライアンス委員会において報告される事項を除く、法令、協会ルール、信託約款、契約細則等の遵守状況の検証および、運用計画と実績の検証結果について報告・審議を行います。その結果は取締役会に報告されます。

〔コンプライアンス委員会〕

原則として年４回開催し、ファンドの法令等（法令、協会ルール、信託約款等）の遵守状況など運用の適切性確保に関することについて報告・審議を行います。その結果は取締役会に報告されます。

投資リスクに対する管理体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

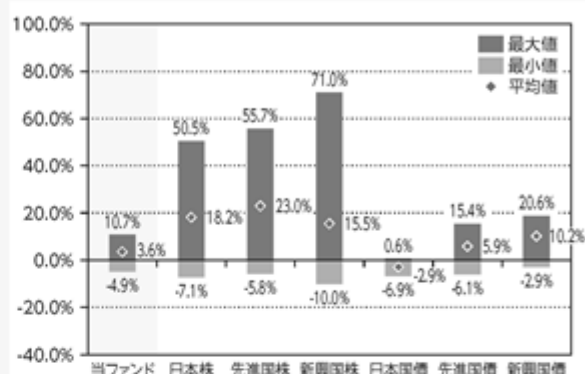
【参考情報】

当ファンドの年間騰落率及び
分配金再投資基準価額の推移

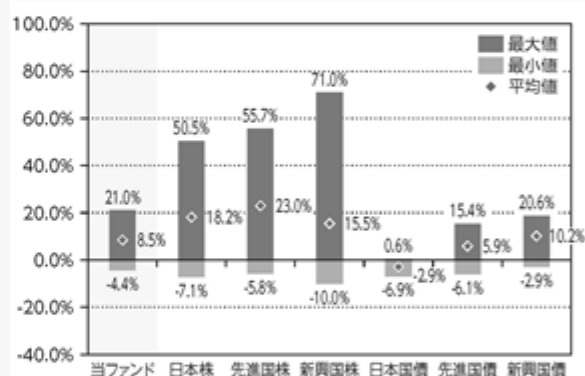
【安定型】



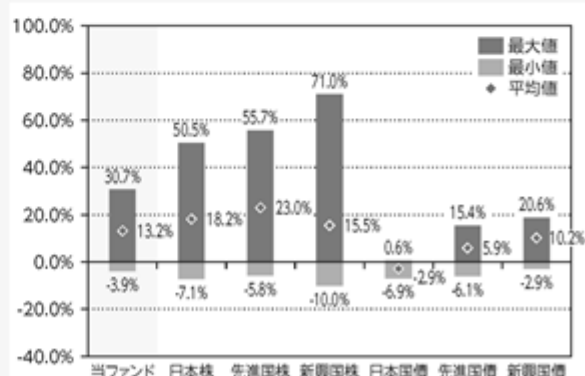
当ファンドと他の代表的な資産クラスとの
騰落率の比較



【成長型】



【積極型】



※各グラフの説明は、次ページをご参照ください。

当ファンドの年間騰落率及び 分配金再投資基準価額の推移

- *2021年7月～2026年6月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率及び分配金再投資基準価額の推移について表示したものです。
- *当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- *分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの 騰落率の比較

- *2021年7月～2026年6月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- *すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- *当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- *各資産クラスの指数
 - 日本株…… 配当込みTOPIX
 - 先進国株… MSCIコクサイ・インデックス(税引前配当込み、円ベース)
 - 新興国株… MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)
 - 日本国債… NOMURA-BPI国債
 - 先進国債… FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 - 新興国債… FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)
- (注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

- 「配当込みTOPIX」の指数値及び同指数に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び同指数に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。
- 「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、その知的財産権は同社に帰属します。なお、同社は、対象インデックスを用いて行われる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。
- 「MSCIコクサイ・インデックス」、「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、同指数に対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
- 「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」、「FTSE新興国市場国債インデックス」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

<通常の申込>の場合

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

本書提出日現在、手数料率の上限は1.65%（税抜1.5%）となっております。

詳しくは、委託者（下記参照）または販売会社にお問い合わせください。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
 <フリーダイヤル> 0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）
 <ホームページアドレス> <https://www.ja-asset.co.jp/>

上記申込手数料率には、申込手数料に係る消費税等に相当する金額が含まれております。

スイッチングによる取得申込の場合および「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料となります。

販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

<確定拠出年金制度に基づく申込>の場合

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社・・・無手数料

申込手数料は、商品および投資環境の説明や情報提供、ならびに事務手続き等に係る費用の対価として、販売会社に支払われます。

（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はかかりませんが、換金（解約）時に、一部解約実行の請求日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額（当該基準価額に0.20%を乗じて得た額）が差し引かれます。

「信託財産留保額」とは、信託期間満了前の解約に対し、解約申込者から徴収される一定の金額をいいます。この信託財産留保額は、解約に際し発生する売買委託手数料等の費用について、受益者間の公平を確保するため、信託財産に留保されます。

（３）【信託報酬等】

信託報酬等の額および支弁の方法

委託者および受託者の信託報酬（消費税等に相当する金額を含みます。）の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に下記の率を乗じて得た額とします。

ＪＡ資産設計ファンド（安定型）年率1.10%（税抜1.00%）

ＪＡ資産設計ファンド（成長型）年率1.21%（税抜1.10%）

ＪＡ資産設計ファンド（積極型）年率1.43%（税抜1.30%）

上記の信託報酬は、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、当該信託報酬の配分は以下のとおり（税抜）とします。

ＪＡ資産設計ファンド（安定型）（年率）

信託財産の純資産総額	委託者	販売会社	受託者	合計
300億円以下	0.40%	0.50%	0.10%	1.00%
300億円超500億円以下	0.42%	0.50%	0.08%	1.00%
500億円超	0.44%	0.50%	0.06%	1.00%

ＪＡ資産設計ファンド（成長型）（年率）

信託財産の純資産総額	委託者	販売会社	受託者	合計
300億円以下	0.50%	0.50%	0.10%	1.10%
300億円超500億円以下	0.52%	0.50%	0.08%	1.10%
500億円超	0.54%	0.50%	0.06%	1.10%

J A 資産設計ファンド（積極型）

（年率）

信託財産の純資産総額	委託者	販売会社	受託者	合計
300億円以下	0.70%	0.50%	0.10%	1.30%
300億円超500億円以下	0.72%	0.50%	0.08%	1.30%
500億円超	0.74%	0.50%	0.06%	1.30%

信託報酬の委託者への配分は、ファンドの運用と調査、受託会社への指図、目論見書など法定書面等の作成、基準価額の算出等への対価です。

信託報酬の販売会社への配分は、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等への対価です。これらの業務に対する代行手数料は、委託者が一旦収受した後、販売会社に対して支払うものとし、また、委託者による直接募集に係る部分は販売会社配分相当額を委託者が収受します。

信託報酬の受託者への配分は、運用財産の管理、委託者からの指図の実行への対価です。

運用の指図範囲等（約款第16条）に規定する「J A 海外株式マザーファンド」の運用の指図に関する権限の委託を受けたものが受ける報酬額は、上記に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その支弁の時期は、親投資信託の毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときから2ヵ月以内の委託者の指定する日とします。

上記に規定する報酬額は、親投資信託の計算期間を通じて毎日、親投資信託の信託財産の純資産総額に年率0.75%以内の率を乗じて得た報酬の総額に、親投資信託の受益権総口数に占める信託財産に属する親投資信託の受益権口数の持分割合を乗じて得た額とします。

運用の指図範囲等（約款第16条）に規定する「J A 海外債券マザーファンド」の運用の指図に関する権限の委託を受けたものが受ける報酬額は、上記に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その支弁の時期は、親投資信託の毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときから2ヵ月以内の委託者の指定する日とします。

上記に規定する報酬額は、親投資信託の計算期間を通じて毎日、親投資信託の信託財産の純資産総額に年率0.50%以内の率を乗じて得た報酬の総額に、親投資信託の受益権総口数に占める信託財産に属する親投資信託の受益権口数の持分割合を乗じて得た額とします。

（４）【その他の手数料等】

信託財産の組入有価証券を売買する際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額および先物取引・オプション取引等に要する費用および外国における資産の保管時に要する費用は、信託財産中から支弁します。

信託財産に関する租税および信託財産の財務諸表の監査に要する監査費用（消費税等に相当する金額を含みます。）等の信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

監査法人等に支払う監査費用は計算期間を通じて毎日計上し、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは資金借り入れの指図をすることができます。借入金の利息は信託財産中より支弁します。

その他の手数料等については、定期的に見直されるものや運用状況等により変動するものがあるため、事前に料率、上限等を表示することができません。

（１）から（４）の手数料等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

- 収益分配金に対する課税

公募株式投資信託の分配金（普通分配金のみ）については、税率20.315%（所得税15.315%、地方税5%）が適用されます。（原則として確定申告不要です。）

確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。

○一部解約時・償還時における課税

公募株式投資信託の一部解約・償還による譲渡益（解約価額、償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当分を含みます。）を控除した差益額）については、税率20.315%（所得税15.315%、地方税5%）が適用されます。（源泉徴収ありの特定口座は、原則として確定申告不要です。）

2013年1月1日から2037年12月31日までの間、所得税の税率には復興特別所得税（0.315%）が含まれます。

○損益通算について

一部解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）ならびに特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が可能です。

法人の受益者に対する課税

法人受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%、地方税の源泉徴収はありません。）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

2013年1月1日から2037年12月31日までの間、所得税の税率には復興特別所得税（0.315%）が含まれます。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。なお、税額控除が適用されます。益金不算入制度の適用はありません。

< 個別元本について >

追加型株式投資信託について、各受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースを取得する場合にはコース毎に、個別元本の算出が行われることがあります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の< 収益分配金の課税について >をご参照ください。）

< 収益分配金の課税について >

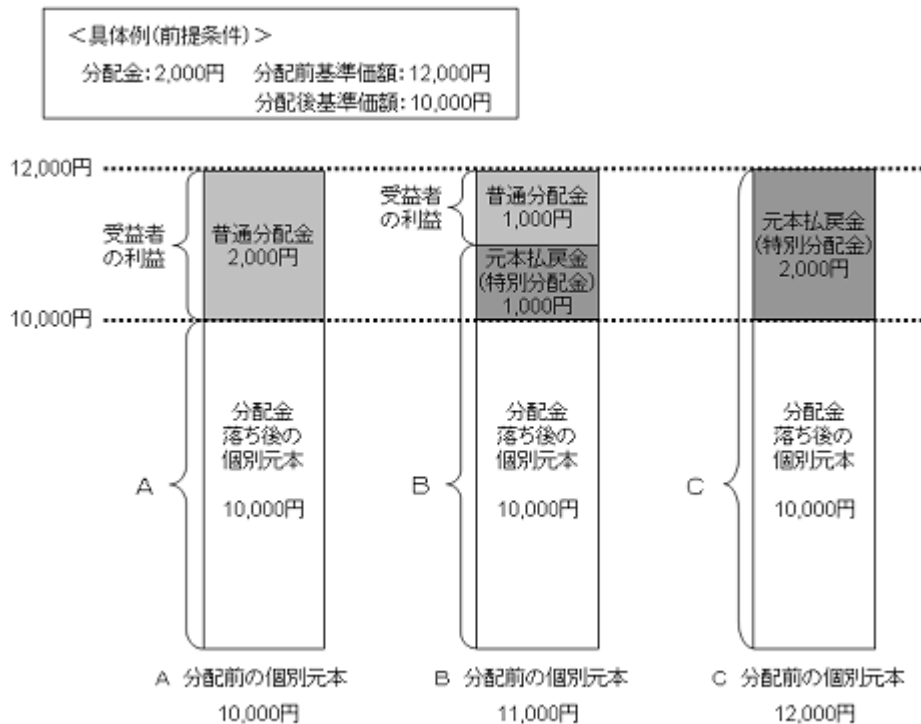
追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者の元本の払い戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額または当該受益者の個別元本を上回る場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回る場合には、その下回

る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した残額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

《収益分配時の個別元本のイメージ図》



※上記はあくまでもイメージ図であり、基準価額の水準および収益分配金等を約束するものではありません。

（注意）

- 当ファンドは、一定の要件を満たした場合に適用となる少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の対象外です。
- 一部解約は、スイッチングによる解約を含みます。
- 当ファンドは、一定の条件に該当する場合の少額貯蓄非課税制度（マル優制度）の対象とはなっていません。
- 販売会社によっては、受益権を買い取る場合があります。
- 外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- 法人受益者に対する課税方法、税額控除に関する事項は法人の形態により異なることもありますので、販売会社に確認のうえ処理してください。
- 税制が改正された場合等には、上記の内容（2026年6月30日現在）が変更となることがあります。詳しくは、販売会社、税務署等へお問い合わせください。
- 課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。
- 確定拠出年金制度に基づく申込の場合は、同制度に係る税制が適用されます。

《参考情報：ファンドの総経費率》

直近の運用報告書作成の対象期間(2024年11月19日～2025年11月17日)における当ファンドの総経費率(年率換算)は以下の通りです。

	総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
安定型	1.11%	1.10%	0.01%
成長型	1.22%	1.21%	0.01%
積極型	1.45%	1.43%	0.02%

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。)を、期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

※計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

2026年 6月30日現在の運用状況は、以下のとおりです。

表示単位未満の端数が生じる場合には、金額は各々切り捨て、比率は各々四捨五入により記載しております。したがって、表示の合計値が個別数値と一致しない場合もあります。

なお、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【ＪＡ資産設計ファンド（安定型）】

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	492,296,726	94.99
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	25,959,639	5.01
合計(純資産総額)		518,256,365	100.00

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	ＪＡ日本債券マザーファンド	260,152,919	1.2409	322,828,033	1.1932	310,414,462	59.90
2	日本	親投資信託 受益証券	ＪＡ日本株式マザーファンド	18,069,105	4.7167	85,227,301	5.7584	104,049,134	20.08
3	日本	親投資信託 受益証券	ＪＡ海外株式マザーファンド	4,726,939	8.8319	41,748,237	10.9437	51,730,202	9.98
4	日本	親投資信託 受益証券	ＪＡ海外債券マザーファンド	5,902,702	4.1439	24,460,567	4.4222	26,102,928	5.04

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	94.99
合計	94.99

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第16計算期間末（2016年11月16日）	463,325,913	463,689,939	12,728	12,738
第17計算期間末（2017年11月16日）	575,151,889	579,807,372	13,590	13,700
第18計算期間末（2018年11月16日）	687,477,771	687,477,771	13,323	13,323
第19計算期間末（2019年11月18日）	721,719,278	727,025,281	13,602	13,702
第20計算期間末（2020年11月16日）	726,973,963	731,207,443	13,738	13,818
第21計算期間末（2021年11月16日）	636,397,535	641,634,523	14,582	14,702
第22計算期間末（2022年11月16日）	588,595,934	588,595,934	14,181	14,181
第23計算期間末（2023年11月16日）	602,825,407	608,141,657	14,741	14,871
第24計算期間末（2024年11月18日）	559,534,740	564,662,189	15,278	15,418
第25計算期間末（2025年11月17日）	510,906,884	516,398,211	15,817	15,987
2025年 6月末日	532,751,370	—	15,400	—
7月末日	504,815,674	—	15,462	—
8月末日	508,153,714	—	15,550	—
9月末日	509,648,657	—	15,701	—
10月末日	520,363,785	—	16,041	—
11月末日	515,467,776	—	15,833	—
12月末日	506,001,889	—	15,788	—
2026年 1月末日	502,672,118	—	15,820	—
2月末日	512,872,573	—	16,350	—
3月末日	492,497,239	—	15,682	—
4月末日	504,681,809	—	16,024	—
5月末日	515,054,326	—	16,307	—
6月末日	518,256,365	—	16,395	—

【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第16計算期間末	2015年11月17日～2016年11月16日	10
第17計算期間末	2016年11月17日～2017年11月16日	110
第18計算期間末	2017年11月17日～2018年11月16日	0
第19計算期間末	2018年11月17日～2019年11月18日	100
第20計算期間末	2019年11月19日～2020年11月16日	80
第21計算期間末	2020年11月17日～2021年11月16日	120
第22計算期間末	2021年11月17日～2022年11月16日	0
第23計算期間末	2022年11月17日～2023年11月16日	130
第24計算期間末	2023年11月17日～2024年11月18日	140
第25計算期間末	2024年11月19日～2025年11月17日	170

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第16計算期間末	2015年11月17日～2016年11月16日	1.5
第17計算期間末	2016年11月17日～2017年11月16日	7.6
第18計算期間末	2017年11月17日～2018年11月16日	2.0
第19計算期間末	2018年11月17日～2019年11月18日	2.8
第20計算期間末	2019年11月19日～2020年11月16日	1.6
第21計算期間末	2020年11月17日～2021年11月16日	7.0
第22計算期間末	2021年11月17日～2022年11月16日	2.7
第23計算期間末	2022年11月17日～2023年11月16日	4.9
第24計算期間末	2023年11月17日～2024年11月18日	4.6
第25計算期間末	2024年11月19日～2025年11月17日	4.6
第26中間計算期間末	2025年11月18日～2026年 5月17日	1.9

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第16計算期間末	2015年11月17日～2016年11月16日	63,192,462	52,713,226	364,026,681
第17計算期間末	2016年11月17日～2017年11月16日	155,144,803	95,945,691	423,225,793
第18計算期間末	2017年11月17日～2018年11月16日	215,805,451	123,034,652	515,996,592
第19計算期間末	2018年11月17日～2019年11月18日	134,656,567	120,052,822	530,600,337
第20計算期間末	2019年11月19日～2020年11月16日	66,969,415	68,384,724	529,185,028
第21計算期間末	2020年11月17日～2021年11月16日	35,474,957	128,244,246	436,415,739
第22計算期間末	2021年11月17日～2022年11月16日	32,521,472	53,864,536	415,072,675
第23計算期間末	2022年11月17日～2023年11月16日	26,217,409	32,347,721	408,942,363
第24計算期間末	2023年11月17日～2024年11月18日	18,217,807	60,913,768	366,246,402
第25計算期間末	2024年11月19日～2025年11月17日	17,523,726	60,750,868	323,019,260
第26中間計算期間末	2025年11月18日～2026年 5月17日	8,303,816	15,789,107	315,533,969

【ＪＡ資産設計ファンド（成長型）】

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	846,685,678	94.98
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	44,752,832	5.02
合計（純資産総額）		891,438,510	100.00

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	ＪＡ日本株式マザーファンド	54,288,385	4.7094	255,670,952	5.7584	312,614,236	35.07
2	日本	親投資信託 受益証券	ＪＡ日本債券マザーファンド	260,630,500	1.2382	322,730,568	1.1932	310,984,312	34.89
3	日本	親投資信託 受益証券	ＪＡ海外株式マザーファンド	12,178,431	8.8262	107,490,375	10.9437	133,277,095	14.95
4	日本	親投資信託 受益証券	ＪＡ海外債券マザーファンド	20,308,904	4.1486	84,254,000	4.4222	89,810,035	10.07

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	94.98
合計	94.98

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第16計算期間末 (2016年11月16日)	621,390,340	623,181,472	13,877	13,917
第17計算期間末 (2017年11月16日)	713,688,197	722,351,202	15,653	15,843
第18計算期間末 (2018年11月16日)	912,131,247	913,936,051	15,162	15,192
第19計算期間末 (2019年11月18日)	941,599,875	951,914,533	15,519	15,689
第20計算期間末 (2020年11月16日)	858,662,489	866,735,882	15,954	16,104
第21計算期間末 (2021年11月16日)	851,748,444	861,343,037	17,755	17,955
第22計算期間末 (2022年11月16日)	805,448,572	807,769,754	17,350	17,400
第23計算期間末 (2023年11月16日)	850,436,909	861,653,745	18,954	19,204
第24計算期間末 (2024年11月18日)	816,895,480	828,079,351	20,452	20,732
第25計算期間末 (2025年11月17日)	830,266,650	842,819,188	22,489	22,829
2025年 6月末日	813,126,821	—	21,117	—
7月末日	805,827,841	—	21,405	—
8月末日	817,468,513	—	21,670	—
9月末日	832,505,257	—	22,041	—
10月末日	846,194,882	—	22,850	—
11月末日	844,771,163	—	22,601	—
12月末日	846,329,562	—	22,664	—
2026年 1月末日	855,204,839	—	22,948	—
2月末日	883,006,291	—	24,058	—
3月末日	827,936,661	—	22,707	—
4月末日	859,790,124	—	23,637	—
5月末日	886,780,983	—	24,427	—
6月末日	891,438,510	—	24,663	—

【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第16計算期間末	2015年11月17日～2016年11月16日	40
第17計算期間末	2016年11月17日～2017年11月16日	190
第18計算期間末	2017年11月17日～2018年11月16日	30
第19計算期間末	2018年11月17日～2019年11月18日	170
第20計算期間末	2019年11月19日～2020年11月16日	150
第21計算期間末	2020年11月17日～2021年11月16日	200
第22計算期間末	2021年11月17日～2022年11月16日	50
第23計算期間末	2022年11月17日～2023年11月16日	250
第24計算期間末	2023年11月17日～2024年11月18日	280
第25計算期間末	2024年11月19日～2025年11月17日	340

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第16計算期間末	2015年11月17日～2016年11月16日	4.1
第17計算期間末	2016年11月17日～2017年11月16日	14.2
第18計算期間末	2017年11月17日～2018年11月16日	2.9
第19計算期間末	2018年11月17日～2019年11月18日	3.5
第20計算期間末	2019年11月19日～2020年11月16日	3.8
第21計算期間末	2020年11月17日～2021年11月16日	12.5
第22計算期間末	2021年11月17日～2022年11月16日	2.0
第23計算期間末	2022年11月17日～2023年11月16日	10.7
第24計算期間末	2023年11月17日～2024年11月18日	9.4
第25計算期間末	2024年11月19日～2025年11月17日	11.6
第26中間計算期間末	2025年11月18日～2026年 5月17日	6.8

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第16計算期間末	2015年11月17日～2016年11月16日	46,988,804	58,155,123	447,783,247
第17計算期間末	2016年11月17日～2017年11月16日	112,936,764	104,772,366	455,947,645
第18計算期間末	2017年11月17日～2018年11月16日	236,953,341	91,299,344	601,601,642
第19計算期間末	2018年11月17日～2019年11月18日	123,394,357	118,251,372	606,744,627
第20計算期間末	2019年11月19日～2020年11月16日	45,869,110	114,387,528	538,226,209
第21計算期間末	2020年11月17日～2021年11月16日	35,461,543	93,958,057	479,729,695
第22計算期間末	2021年11月17日～2022年11月16日	31,177,605	46,670,714	464,236,586
第23計算期間末	2022年11月17日～2023年11月16日	24,166,191	39,729,334	448,673,443
第24計算期間末	2023年11月17日～2024年11月18日	20,356,512	69,605,983	399,423,972
第25計算期間末	2024年11月19日～2025年11月17日	17,453,881	47,685,555	369,192,298
第26中間計算期間末	2025年11月18日～2026年 5月17日	9,472,571	15,766,899	362,897,970

【ＪＡ資産設計ファンド（積極型）】

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	1,009,590,774	95.00
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	53,081,619	5.00
合計（純資産総額）		1,062,672,393	100.00

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	ＪＡ日本株式マザーファンド	83,181,119	4.7042	391,300,656	5.7584	478,990,155	45.07
2	日本	親投資信託 受益証券	ＪＡ海外株式マザーファンド	24,194,449	8.8416	213,919,977	10.9437	264,776,791	24.92
3	日本	親投資信託 受益証券	ＪＡ日本債券マザーファンド	133,118,283	1.2365	164,608,999	1.1932	158,836,735	14.95
4	日本	親投資信託 受益証券	ＪＡ海外債券マザーファンド	24,193,183	4.1561	100,550,443	4.4222	106,987,093	10.07

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	95.00
合計	95.00

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第16計算期間末（2016年11月16日）	706,853,280	709,362,858	14,083	14,133
第17計算期間末（2017年11月16日）	774,044,743	785,244,459	16,587	16,827
第18計算期間末（2018年11月16日）	781,379,231	783,338,327	15,954	15,994
第19計算期間末（2019年11月18日）	790,353,745	799,131,228	16,208	16,388
第20計算期間末（2020年11月16日）	760,356,295	769,386,380	16,841	17,041
第21計算期間末（2021年11月16日）	808,647,888	819,759,088	19,650	19,920
第22計算期間末（2022年11月16日）	808,495,119	811,830,388	19,393	19,473
第23計算期間末（2023年11月16日）	791,343,938	804,229,003	22,110	22,470
第24計算期間末（2024年11月18日）	815,220,797	828,340,802	24,854	25,254
第25計算期間末（2025年11月17日）	912,614,049	927,915,478	28,628	29,108
2025年 6月末日	863,733,855	—	26,084	—
7月末日	866,959,442	—	26,658	—
8月末日	880,656,265	—	27,119	—
9月末日	901,616,094	—	27,760	—
10月末日	926,541,891	—	29,076	—
11月末日	933,428,294	—	28,873	—
12月末日	941,232,759	—	29,141	—
2026年 1月末日	961,689,788	—	29,739	—
2月末日	1,018,618,984	—	31,502	—
3月末日	945,585,542	—	29,299	—
4月末日	1,003,583,946	—	31,057	—
5月末日	1,048,989,290	—	32,569	—
6月末日	1,062,672,393	—	32,998	—

【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第16計算期間末	2015年11月17日～2016年11月16日	50
第17計算期間末	2016年11月17日～2017年11月16日	240
第18計算期間末	2017年11月17日～2018年11月16日	40
第19計算期間末	2018年11月17日～2019年11月18日	180
第20計算期間末	2019年11月19日～2020年11月16日	200
第21計算期間末	2020年11月17日～2021年11月16日	270
第22計算期間末	2021年11月17日～2022年11月16日	80
第23計算期間末	2022年11月17日～2023年11月16日	360
第24計算期間末	2023年11月17日～2024年11月18日	400
第25計算期間末	2024年11月19日～2025年11月17日	480

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第16計算期間末	2015年11月17日～2016年11月16日	7.4
第17計算期間末	2016年11月17日～2017年11月16日	19.5
第18計算期間末	2017年11月17日～2018年11月16日	3.6
第19計算期間末	2018年11月17日～2019年11月18日	2.7
第20計算期間末	2019年11月19日～2020年11月16日	5.1
第21計算期間末	2020年11月17日～2021年11月16日	18.3
第22計算期間末	2021年11月17日～2022年11月16日	0.9
第23計算期間末	2022年11月17日～2023年11月16日	15.9
第24計算期間末	2023年11月17日～2024年11月18日	14.2
第25計算期間末	2024年11月19日～2025年11月17日	17.1
第26中間計算期間末	2025年11月18日～2026年 5月17日	11.4

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第16計算期間末	2015年11月17日～2016年11月16日	36,898,645	48,722,983	501,915,666
第17計算期間末	2016年11月17日～2017年11月16日	56,436,777	91,697,609	466,654,834
第18計算期間末	2017年11月17日～2018年11月16日	123,363,879	100,244,683	489,774,030
第19計算期間末	2018年11月17日～2019年11月18日	64,032,646	66,168,721	487,637,955
第20計算期間末	2019年11月19日～2020年11月16日	37,484,419	73,618,107	451,504,267
第21計算期間末	2020年11月17日～2021年11月16日	27,422,729	67,401,045	411,525,951
第22計算期間末	2021年11月17日～2022年11月16日	35,687,442	30,304,756	416,908,637
第23計算期間末	2022年11月17日～2023年11月16日	21,674,201	80,664,343	357,918,495
第24計算期間末	2023年11月17日～2024年11月18日	18,885,333	48,803,684	328,000,144
第25計算期間末	2024年11月19日～2025年11月17日	15,319,361	24,539,715	318,779,790
第26中間計算期間 末	2025年11月18日～2026年 5月17日	7,800,720	4,495,510	322,085,000

（参考）

ＪＡ日本株式マザーファンド

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	30,953,266,000	99.70
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	92,217,129	0.30
合計(純資産総額)		31,045,483,129	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	13,500	32,777.16	442,491,660	77,150.00	1,041,525,000	3.35
2	日本	株式	日立製作所	電気機器	217,200	4,517.01	981,094,787	4,471.00	971,101,200	3.13
3	日本	株式	村田製作所	電気機器	74,600	3,600.71	268,612,966	11,395.00	850,067,000	2.74
4	日本	株式	ソニーグループ	電気機器	258,900	3,437.86	890,061,954	3,280.00	849,192,000	2.74
5	日本	株式	キオクシアホールディングス	電気機器	8,400	38,839.60	326,252,694	89,680.00	753,312,000	2.43
6	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	123,200	5,214.53	642,430,901	5,963.00	734,641,600	2.37
7	日本	株式	キーエンス	電気機器	8,600	61,142.85	525,828,510	81,060.00	697,116,000	2.25
8	日本	株式	アドバンテスト	電気機器	21,400	19,451.94	416,271,516	32,340.00	692,076,000	2.23
9	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	239,400	2,924.19	700,052,204	2,725.00	652,365,000	2.10
10	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	55,800	9,006.81	502,580,392	11,330.00	632,214,000	2.04
11	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	94,000	5,480.02	515,122,671	6,346.00	596,524,000	1.92
12	日本	株式	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	銀行業	185,100	2,367.80	438,279,780	3,207.00	593,615,700	1.91
13	日本	株式	三菱重工業	機械	143,000	4,028.88	576,131,033	3,666.00	524,238,000	1.69
14	日本	株式	パナソニック ホールディングス	電気機器	111,800	1,821.93	203,691,774	4,502.00	503,323,600	1.62
15	日本	株式	信越化学工業	化学	70,800	5,704.92	403,908,945	7,008.00	496,166,400	1.60
16	日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	5,500	53,879.84	296,339,120	82,810.00	455,455,000	1.47
17	日本	株式	第一ライフグループ	保険業	242,900	1,365.15	331,594,935	1,778.50	431,997,650	1.39
18	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	55,100	5,184.00	285,638,400	7,743.00	426,639,300	1.37
19	日本	株式	三菱商事	卸売業	97,200	5,282.15	513,425,867	4,347.00	422,528,400	1.36
20	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	216,600	1,864.73	403,902,665	1,854.00	401,576,400	1.29
21	日本	株式	日本たばこ産業	食料品	62,200	4,920.03	306,026,071	6,012.00	373,946,400	1.20
22	日本	株式	大成建設	建設業	25,300	15,977.18	404,222,654	14,250.00	360,525,000	1.16
23	日本	株式	日本取引所グループ	その他金融業	176,200	1,939.02	341,655,324	2,045.00	360,329,000	1.16
24	日本	株式	百十四銀行	銀行業	140,400	1,574.43	221,049,972	2,555.00	358,722,000	1.16
25	日本	株式	ＨＯＹＡ	精密機器	13,800	21,625.93	298,437,908	25,950.00	358,110,000	1.15
26	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	1,683,000	223.09	375,460,470	208.10	350,232,300	1.13
27	日本	株式	住友電気工業	非鉄金属	118,400	2,021.29	239,320,777	2,927.00	346,556,800	1.12
28	日本	株式	りそなホールディングス	銀行業	163,900	1,975.41	323,769,699	2,106.00	345,173,400	1.11
29	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	47,100	6,435.82	303,127,122	7,202.00	339,214,200	1.09
30	日本	株式	日本郵政	サービス業	155,500	1,972.63	306,745,439	2,169.00	337,279,500	1.09

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	建設業	2.90
		食料品	2.75
		繊維製品	0.60
		化学	4.74
		医薬品	3.17
		石油・石炭製品	0.77
		ゴム製品	0.65
		ガラス・土石製品	1.43
		非鉄金属	3.25
		機械	6.18
		電気機器	23.67
		輸送用機器	4.72
		精密機器	1.15
		その他製品	0.78
		電気・ガス業	1.14
		陸運業	1.85
		海運業	0.76
		情報・通信業	6.19
		卸売業	6.93
		小売業	3.88
		銀行業	11.46
		証券、商品先物取引業	0.91
		保険業	2.48
		その他金融業	2.00
		不動産業	0.93
		サービス業	4.40
合計			99.70

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

ＪＡ日本債券マザーファンド

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	36,933,516,950	69.33
地方債証券	日本	395,240,000	0.74
特殊債券	日本	890,613,000	1.67
	ポーランド	994,553,000	1.87
	小計	1,885,166,000	3.54
社債券	日本	12,551,805,000	23.56
	韓国	1,188,375,000	2.23
	小計	13,740,180,000	25.79
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	320,122,145	0.60
合計(純資産総額)		53,274,225,095	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (％)	償還期限	投資 比率 (％)
1	日本	国債証券	第484回利付 国債（2年）	5,720,000,000	100.02	5,721,691,000	100.09	5,725,605,600	1.4	2028/5/1	10.75
2	日本	国債証券	第377回利付 国債（10年）	1,950,000,000	97.24	1,896,182,000	90.31	1,761,084,000	1.2	2034/12/20	3.31
3	日本	国債証券	第375回利付 国債（10年）	1,820,000,000	97.04	1,766,164,400	90.66	1,650,103,000	1.1	2034/6/20	3.10
4	日本	国債証券	第364回利付 国債（10年）	1,810,000,000	91.51	1,656,387,900	90.82	1,643,896,300	0.1	2031/9/20	3.09
5	日本	国債証券	第371回利付 国債（10年）	1,800,000,000	91.06	1,639,193,500	88.26	1,588,824,000	0.4	2033/6/20	2.98
6	日本	国債証券	第379回利付 国債（10年）	1,710,000,000	97.85	1,673,322,300	91.63	1,566,907,200	1.5	2035/6/20	2.94
7	日本	国債証券	第173回利付 国債（20年）	2,270,000,000	76.76	1,742,487,500	68.78	1,561,396,800	0.4	2040/6/20	2.93
8	日本	国債証券	第168回利付 国債（20年）	2,010,000,000	79.57	1,599,432,000	72.24	1,452,044,100	0.4	2039/3/20	2.73
9	日本	国債証券	第178回利付 国債（5年）	1,450,000,000	97.38	1,412,124,000	97.51	1,414,011,000	1	2030/3/20	2.65
10	日本	国債証券	第180回利付 国債（5年）	1,370,000,000	98.78	1,353,355,000	97.51	1,335,941,800	1.1	2030/6/20	2.51
11	日本	国債証券	第187回利付 国債（20年）	1,830,000,000	82.77	1,514,691,000	71.78	1,313,738,700	1.3	2043/12/20	2.47
12	日本	国債証券	第382回利付 国債（10年）	1,200,000,000	98.51	1,182,204,000	97.84	1,174,092,000	2.4	2036/3/20	2.20
13	日本	国債証券	第365回利付 国債（10年）	1,300,000,000	93.26	1,212,380,000	90.22	1,172,977,000	0.1	2031/12/20	2.20
14	日本	国債証券	第369回利付 国債（10年）	1,260,000,000	90.14	1,135,764,000	90.14	1,135,764,000	0.5	2032/12/20	2.13

15	ポーランド	特殊債券	ポーランド共和国国庫保証A号ポーランド開発銀行円貨2025	1,000,000,000	100.00	1,000,000,000	99.45	994,553,000	1.79	2028/10/27	1.87
16	日本	国債証券	第194回利付国債（20年）	1,080,000,000	93.71	1,012,072,500	87.87	949,082,400	2.7	2045/9/20	1.78
17	日本	特殊債券	第85回都市再生債券	900,000,000	100.24	902,232,000	98.95	890,613,000	1.167	2028/11/20	1.67
18	日本	国債証券	第183回利付国債（5年）	900,000,000	99.11	892,007,000	98.92	890,334,000	1.6	2030/12/20	1.67
19	韓国	社債券	第2回新韓銀行円貨社債（2025）（トランジションボンド）	900,000,000	100.00	900,000,000	98.72	888,498,000	1.556	2029/2/9	1.67
20	日本	国債証券	第162回利付国債（20年）	1,080,000,000	83.51	901,955,200	78.46	847,443,600	0.6	2037/9/20	1.59
21	日本	国債証券	第191回利付国債（20年）	1,010,000,000	91.89	928,179,900	79.30	800,950,200	2	2044/12/20	1.50
22	日本	国債証券	第59回利付国債（30年）	1,440,000,000	62.50	900,140,000	54.78	788,846,400	0.7	2048/6/20	1.48
23	日本	国債証券	第381回利付国債（10年）	750,000,000	97.71	732,859,000	95.69	717,682,500	2.1	2035/12/20	1.35
24	日本	社債券	第1回いすゞリーシングサービス株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	700,000,000	99.58	697,126,000	97.79	684,565,000	1.588	2030/3/6	1.28
25	日本	国債証券	第181回利付国債（20年）	950,000,000	79.73	757,435,000	69.89	663,983,500	0.9	2042/6/20	1.25
26	日本	国債証券	第189回利付国債（20年）	820,000,000	90.94	745,708,000	78.70	645,356,400	1.9	2044/6/20	1.21
27	日本	国債証券	第87回利付国債（30年）	790,000,000	91.09	719,665,800	80.91	639,189,000	2.8	2055/6/20	1.20
28	日本	社債券	第1回株式会社SBI証券無担保社債（劣後特約付）	600,000,000	100.21	601,278,000	99.25	595,524,000	2.081	2028/3/24	1.12
29	日本	国債証券	第165回利付国債（20年）	770,000,000	83.47	642,788,300	75.39	580,518,400	0.5	2038/6/20	1.09
30	日本	社債券	第91回アコム株式会社無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）	500,000,000	100.00	500,000,000	100.62	503,105,000	2.541	2031/5/27	0.94

□.種類別投資比率

種類	投資比率（％）
国債証券	69.33
地方債証券	0.74
特殊債券	3.54
社債券	25.79
合計	99.40

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

J A 海外株式マザーファンド

投資状況

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	27,391,120,825	66.36
	カナダ	127,072,181	0.31
	ドイツ	1,914,356,855	4.64
	フランス	1,768,202,041	4.28
	オランダ	1,306,107,096	3.16
	フィンランド	46,385,691	0.11
	イギリス	2,915,076,340	7.06
	スイス	744,595,749	1.80
	スウェーデン	426,066,466	1.03
	ノルウェー	40,821,895	0.10
	ケイマン	86,861,882	0.21
	オーストラリア	494,281,529	1.20
	バミューダ	1,016,958,282	2.46
	シンガポール	1,732,134,087	4.20
	イスラエル	225,057,276	0.55
	ジャージー	298,836,362	0.72
	小計	40,533,934,557	98.19
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	745,310,562	1.81
合計(純資産総額)		41,279,245,119	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	MICRON TECHNOLOGY INC	半導体・ 半導体製 造装置	8,428	32,172.70	271,151,573	185,982.01	1,567,456,458	3.80
2	アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・ 半導体製 造装置	44,389	29,317.33	1,301,367,053	31,661.17	1,405,408,044	3.40
3	アメリカ	株式	GOLDMAN SACHS GROUP INC	金融サー ビス	8,382	127,761.95	1,070,900,719	165,671.90	1,388,661,882	3.36

4	アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	金融サービス	15,853	79,821.18	1,265,405,176	80,545.43	1,276,886,860	3.09
5	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	22,121	50,666.60	1,120,795,895	57,429.22	1,270,391,853	3.08
6	アメリカ	株式	ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	食品・飲料・タバコ	99,575	12,069.12	1,201,783,273	12,482.91	1,242,986,689	3.01
7	フランス	株式	ENGIE	公益事業	238,699	3,351.31	799,955,145	5,078.58	1,212,254,354	2.94
8	アメリカ	株式	UNITED THERAPEUTICS CORP	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	12,292	65,461.03	804,647,017	88,489.55	1,087,713,657	2.64
9	アメリカ	株式	GENERAL MOTORS CO	自動車・自動車部品	85,941	12,271.88	1,054,658,170	12,559.24	1,079,353,868	2.61
10	アメリカ	株式	CVS HEALTH CORP	ヘルスケア機器・サービス	63,869	12,154.42	776,291,057	16,820.35	1,074,299,330	2.60
11	シンガポール	株式	FLEX LTD	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	39,091	9,379.64	366,659,758	25,910.94	1,012,884,884	2.45
12	アメリカ	株式	HCA HEALTHCARE INC	ヘルスケア機器・サービス	15,648	78,523.41	1,228,734,342	63,710.46	996,941,414	2.42
13	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	14,934	73,085.57	1,091,460,022	59,852.08	893,830,997	2.17
14	アメリカ	株式	CUMMINS INC	資本財	7,963	105,172.64	837,489,740	112,226.10	893,656,475	2.16
15	イギリス	株式	IMPERIAL BRANDS PLC	食品・飲料・タバコ	138,602	6,808.48	943,669,360	5,980.54	828,914,874	2.01
16	アメリカ	株式	ELEVANCE HEALTH INC	ヘルスケア機器・サービス	12,887	51,933.68	669,269,340	63,012.19	812,038,114	1.97
17	アメリカ	株式	DYNATRACE INC	ソフトウェア・サービス	106,604	6,013.80	641,095,678	7,184.13	765,857,378	1.86
18	アメリカ	株式	NEWMONT CORP	素材	46,767	13,161.70	615,533,669	15,347.47	717,755,546	1.74
19	スイス	株式	UBS GROUP AG-REG	金融サービス	83,640	8,198.59	685,730,467	8,033.98	671,962,171	1.63
20	オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・半導体製造装置	2,240	261,351.19	585,426,681	298,784.20	669,276,608	1.62
21	イギリス	株式	TESCO PLC	生活必需品流通・小売り	669,755	945.57	633,303,483	991.38	663,982,047	1.61
22	アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	一般消費財・サービス流通・小売り	17,007	37,455.31	637,002,484	38,996.33	663,210,663	1.61
23	アメリカ	株式	DELTA AIR LINES INC	運輸	43,675	9,486.82	414,337,029	15,129.87	660,797,347	1.60
24	ドイツ	株式	DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	電気通信サービス	142,080	5,027.09	714,249,485	4,600.38	653,622,985	1.58
25	アメリカ	株式	PACCAR INC	資本財	32,397	17,936.33	581,083,602	19,421.84	629,209,480	1.52
26	アメリカ	株式	KROGER CO	生活必需品流通・小売り	68,099	10,975.56	747,424,750	9,079.22	618,286,136	1.50
27	バミューダ	株式	HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	不動産管理・開発	508,500	1,108.81	563,833,596	1,178.95	599,496,787	1.45

28	アメリカ	株式	MERCK & CO. INC.	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	28,104	13,581.26	381,687,917	21,010.01	590,465,551	1.43
29	アメリカ	株式	VALLEY NATIONAL BANCORP	銀行	243,404	1,906.08	463,949,243	2,379.01	579,061,402	1.40
30	アメリカ	株式	DUKE ENERGY CORPORATION	公益事業	24,567	20,566.16	505,248,991	20,839.50	511,964,210	1.24

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	不動産管理・開発	1.45
		エネルギー	3.76
		素材	2.77
		資本財	6.76
		運輸	2.11
		自動車・自動車部品	3.15
		耐久消費財・アパレル	0.07
		消費者サービス	1.83
		メディア・娯楽	4.88
		一般消費財・サービス流通・小売り	2.04
		生活必需品流通・小売り	3.11
		食品・飲料・タバコ	6.69
		ヘルスケア機器・サービス	7.14
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	5.66
		銀行	2.79
		金融サービス	8.09
		保険	1.37
		ソフトウェア・サービス	9.68
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5.72
		電気通信サービス	1.58
		公益事業	6.61
		半導体・半導体製造装置	10.95
合計			98.19

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

J A 海外債券マザーファンド

投資状況

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	4,602,998,379	34.76
	カナダ	484,203,749	3.66
	メキシコ	242,660,030	1.83
	ドイツ	912,985,199	6.89
	イタリア	530,966,004	4.01
	フランス	683,973,256	5.16
	オランダ	151,132,720	1.14
	スペイン	473,274,153	3.57
	ベルギー	164,536,398	1.24
	オーストリア	99,737,931	0.75
	フィンランド	52,382,431	0.40
	アイルランド	41,409,272	0.31
	ギリシャ	144,209,588	1.09
	ポルトガル	59,551,919	0.45
	イギリス	562,974,694	4.25
	スウェーデン	15,741,498	0.12
	ノルウェー	22,238,973	0.17
	デンマーク	22,542,544	0.17
	ポーランド	42,312,384	0.32
	オーストラリア	359,807,098	2.72
	ニュージーランド	309,420,432	2.34
	シンガポール	25,973,412	0.20
	韓国	76,065,012	0.57
	中国	1,602,360,836	12.10
	小計	11,683,457,912	88.22
地方債証券	カナダ	148,864,805	1.12
特殊債券	カナダ	185,780,382	1.40
	ノルウェー	34,002,774	0.26
	国際機関	75,106,636	0.57
	小計	294,889,792	2.23
社債券	アメリカ	532,497,001	4.02
	カナダ	169,328,687	1.28
	フランス	46,281,150	0.35
	スイス	40,471,099	0.31
	小計	788,577,937	5.95
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	327,881,801	2.48
合計(純資産総額)		13,243,672,247	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約取引	買建	—	8,429,215,893	63.65
	売建	—	8,413,782,151	63.53

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債証券	US TREASURY 3.75 310131	8,266,000	15,971.96	1,320,242,665	15,973.21	1,320,345,794	3.75	2031/1/31	9.97
2	アメリカ	国債証券	US TREASURY 3.875 300430	6,529,000	16,392.05	1,070,236,989	16,093.73	1,050,760,083	3.875	2030/4/30	7.93
3	中国	国債証券	CGB 2.55 281015	35,270,000	2,459.76	867,560,270	2,456.56	866,431,306	2.55	2028/10/15	6.54
4	アメリカ	国債証券	T-BOND 1.75 410815	4,698,000	10,926.39	513,321,804	10,989.23	516,274,287	1.75	2041/8/15	3.90
5	アメリカ	国債証券	US TREASURY 3.625 280815	2,968,000	16,084.44	477,386,459	16,075.34	477,116,126	3.625	2028/8/15	3.60
6	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 4 351115	2,683,800	15,650.36	420,024,427	15,787.35	423,700,973	4	2035/11/15	3.20
7	アメリカ	国債証券	T-BOND 2.0 510815	4,304,500	9,084.00	391,021,154	9,364.70	403,103,553	2	2051/8/15	3.04
8	中国	国債証券	CGB 2.35 340225	15,100,000	2,488.74	375,800,928	2,515.08	379,778,213	2.35	2034/2/25	2.87
9	ドイツ	国債証券	BUND 2.2 340215	2,021,000	17,641.03	356,525,408	17,839.10	360,528,275	2.2	2034/2/15	2.72
10	フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 3.5 351125	1,618,000	18,320.15	296,420,168	18,490.51	299,176,549	3.5	2035/11/25	2.26
11	ドイツ	国債証券	BUNDESBL-192 2.2 301010	1,404,000	18,164.80	255,033,841	18,257.71	256,338,338	2.2	2030/10/10	1.94
12	カナダ	国債証券	CANADA T-BILL 0 260715	2,246,000	11,359.27	255,129,249	11,358.55	255,113,111	—	2026/7/15	1.93
13	イギリス	国債証券	UK TSY GILT 4.875 360731	1,112,916	21,284.63	236,880,149	21,639.40	240,828,414	4.875	2036/7/31	1.82
14	スペイン	国債証券	SPA GOVT 2.7 300131	1,261,000	18,792.59	236,974,676	18,519.19	233,527,036	2.7	2030/1/31	1.76
15	イタリア	国債証券	BTPS 2.65 280615	1,204,000	18,739.04	225,618,144	18,518.61	222,964,125	2.65	2028/6/15	1.68
16	カナダ	国債証券	CANADA-GOV'T 3.25 351201	1,736,000	11,136.81	193,335,167	11,332.06	196,724,735	3.25	2035/12/1	1.49
17	アメリカ	国債証券	US TREASURY N 3.5 290215	1,086,000	15,992.16	173,674,936	15,989.70	173,648,205	3.5	2029/2/15	1.31
18	中国	国債証券	CGB 3.12 521025	5,520,000	2,807.20	154,957,471	2,797.44	154,418,921	3.12	2052/10/25	1.17
19	フランス	国債証券	OAT 2.75 290225	832,000	18,795.60	156,379,409	18,536.27	154,221,839	2.75	2029/2/25	1.16
20	イタリア	国債証券	BTPS 3.8 360701	788,000	18,631.00	146,812,299	18,844.60	148,495,514	3.8	2036/7/1	1.12
21	中国	国債証券	CHINA GOVT B 1.54 310125	5,960,000	2,390.08	142,448,851	2,396.07	142,806,209	1.54	2031/1/25	1.08
22	オーストラリア	国債証券	AUD GOV 1.25 320521	1,495,000	9,278.44	138,712,756	9,300.86	139,047,988	1.25	2032/5/21	1.05

23	ドイツ	国債証券	BUNDESSCHATZA 1.9 270916	720,000	18,496.07	133,171,750	18,400.02	132,480,202	1.9	2027/9/16	1.00
24	イタリア	国債証券	BTPS 2.85 310201	644,000	18,361.03	118,245,078	18,434.68	118,719,394	2.85	2031/2/1	0.90
25	ドイツ	国債証券	BUND 0 520815	1,532,000	7,378.85	113,044,016	7,701.58	117,988,340	0	2052/8/15	0.89
26	ギリシャ	国債証券	HELLENIC RE 3.375 360616	573,000	18,259.82	104,628,813	18,285.65	104,776,820	3.375	2036/6/16	0.79
27	ニュー ジーラン ド	国債証券	NEW ZEALAND 0.25 280515	1,179,000	8,664.54	102,154,975	8,656.58	102,061,188	0.25	2028/5/15	0.77
28	イギリス	国債証券	UK TSY GILT 5.25 410131	468,000	21,502.74	100,632,832	21,793.99	101,995,911	5.25	2041/1/31	0.77
29	イギリス	国債証券	GILT 4.375 540731	527,800	18,775.01	99,094,520	18,192.95	96,022,434	4.375	2054/7/31	0.73
30	イギリス	国債証券	GILT 4 631022	542,000	16,824.96	91,191,297	16,708.30	90,559,039	4	2063/10/22	0.68

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（％）
国債証券	88.22
地方債証券	1.12
特殊債券	2.23
社債券	5.95
合計	97.52

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	通貨	買建 / 売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	米ドル	買建	27,025,059.75	4,332,014,239	4,383,945,215	33.10
	カナダドル	買建	5,040,999.55	580,869,814	575,155,015	4.34
	メキシコペソ	買建	20,592,000.00	189,858,276	190,772,025	1.44
	ユーロ	買建	5,935,274.58	1,100,505,671	1,099,594,036	8.30
	英ポンド	買建	2,207,000.00	472,364,750	473,878,603	3.58
	スイスフラン	買建	194,000.00	39,419,008	38,990,823	0.29
	スウェーデンクローネ	買建	2,190,000.00	36,725,159	36,584,692	0.28
	ノルウェークローネ	買建	2,286,000.00	38,356,769	37,289,460	0.28
	デンマーククローネ	買建	344,000.00	8,505,981	8,526,538	0.06
	ポーランドズロチ	買建	3,102,000.00	134,323,441	133,688,368	1.01
	オーストラリアドル	買建	5,721,000.00	643,865,401	637,749,355	4.82
	ニュージーランドドル	買建	4,147,000.00	382,224,328	379,797,746	2.87
	シンガポールドル	買建	1,548,000.00	193,757,717	194,271,452	1.47
	イスラエルシェケル	買建	2,119,000.00	116,250,123	114,964,379	0.87
	オフショア人民元	買建	5,201,000.00	123,105,846	124,008,186	0.94
	米ドル	売建	25,298,511.92	4,060,132,284	4,103,924,680	30.99
	カナダドル	売建	6,478,000.00	750,151,439	739,167,359	5.58
	メキシコペソ	売建	34,704,000.00	319,412,056	320,867,730	2.42
	ユーロ	売建	5,240,000.00	968,299,981	970,895,860	7.33
	英ポンド	売建	1,505,000.00	321,138,710	323,346,988	2.44
	スイスフラン	売建	192,000.00	38,974,630	38,588,544	0.29
	スウェーデンクローネ	売建	2,805,000.00	47,070,750	46,853,286	0.35
	ノルウェークローネ	売建	1,143,000.00	18,779,490	18,667,476	0.14
	デンマーククローネ	売建	172,000.00	4,227,760	4,264,912	0.03
	ポーランドズロチ	売建	1,836,000.00	79,407,987	79,210,363	0.60
	オーストラリアドル	売建	8,482,000.00	959,358,170	944,676,748	7.13
	ニュージーランドドル	売建	6,376,000.00	586,974,280	583,705,996	4.41
	シンガポールドル	売建	847,000.00	105,630,540	106,315,440	0.80
	イスラエルシェケル	売建	1,042,000.00	56,493,560	56,582,579	0.43
	オフショア人民元	売建	3,217,000.00	76,094,886	76,714,190	0.58

(注) 為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

< 参考情報 >

交付目論見書の運用実績（2026年6月末現在）

2026年6月末現在

【安定型】

基準価額・純資産の推移



・分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資して算出。

分配の推移

決算期／年月日	分配金
21期 2021年 11月 16日	120円
22期 2022年 11月 16日	0円
23期 2023年 11月 16日	130円
24期 2024年 11月 18日	140円
25期 2025年 11月 17日	170円

設定来累計	1,790円
-------	--------

・分配金のデータは、1万口当たり、税引前の金額です。

主要な資産の状況

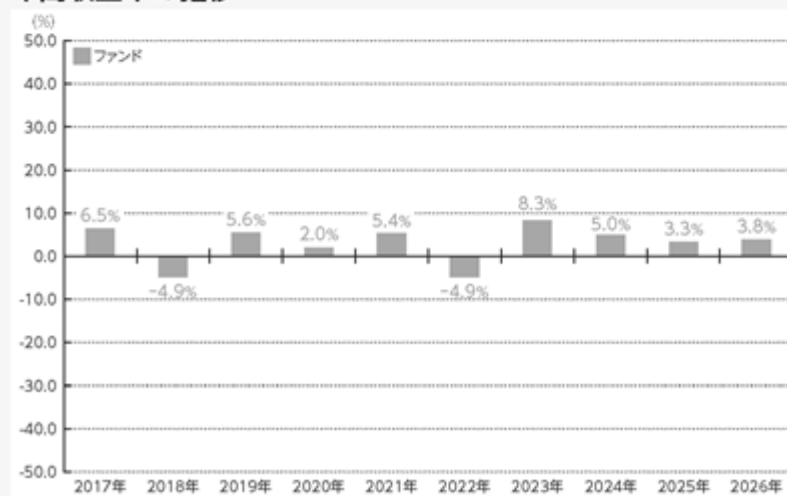
JA資産設計ファンド(安定型)

《資産の組入比率》

資産の種類	組入比率(%)
JA日本株式マザーファンド	20.1
JA日本債券マザーファンド	59.9
JA海外株式マザーファンド	10.0
JA海外債券マザーファンド	5.0
短期資産等	5.0

・組入比率は、ベビーフンドの純資産総額に対する比率です。
・短期資産等は、コール・ローン、CP、CD、未収金、未払金等が含まれます。

年間収益率の推移



・2026年は年初から運用実績作成基準日までの騰落率を表示。

・ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資して算出。

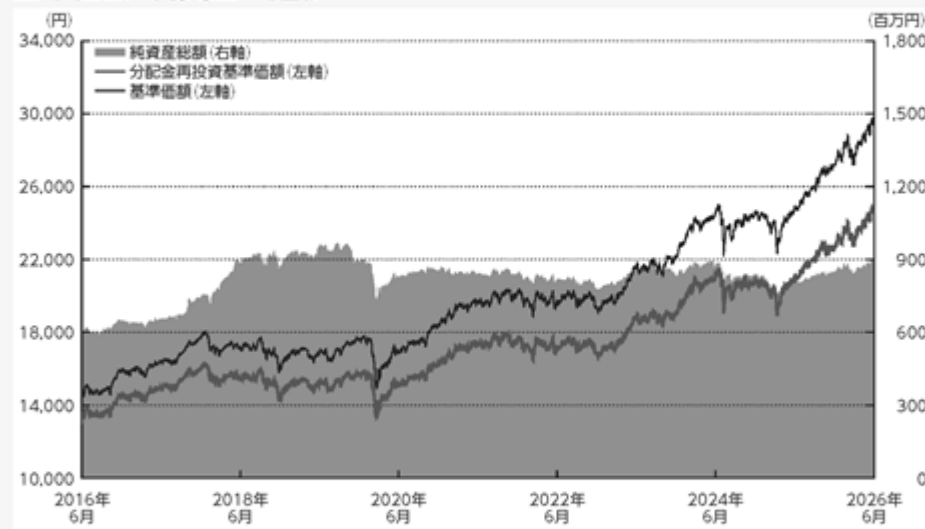
※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※最新の運用実績は、農林中金全共連アセットマネジメントのホームページでご確認いただけます。

2026年6月末現在

【成長型】

基準価額・純資産の推移



・分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資して算出。

分配の推移

決算期／年月日	分配金
21期 2021年 11月 16日	200円
22期 2022年 11月 16日	50円
23期 2023年 11月 16日	250円
24期 2024年 11月 18日	280円
25期 2025年 11月 17日	340円

設定来累計	2,810円
-------	--------

・分配金のデータは、1万口当たり、税引前の金額です。

主要な資産の状況

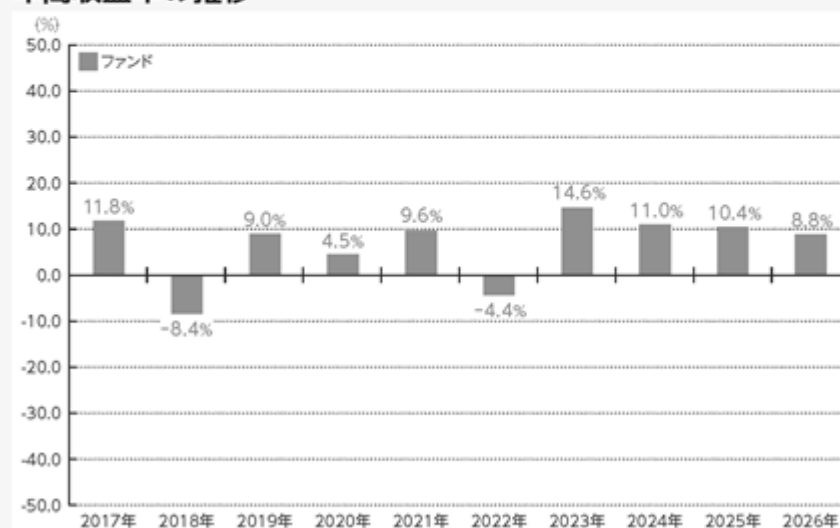
JA資産設計ファンド(成長型)

《資産の組入比率》

資産の種類	組入比率(%)
JA日本株式マザーファンド	35.1
JA日本債券マザーファンド	34.9
JA海外株式マザーファンド	15.0
JA海外債券マザーファンド	10.1
短期資産等	5.0

・組入比率は、ベビーフンドの純資産総額に対する比率です。
・短期資産等は、コール・ローン、CP、CD、未収金、未払金等が含まれます。

年間収益率の推移



・2026年は年初から運用実績作成基準日までの騰落率を表示。

・ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資して算出。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※最新の運用実績は、農林中金全共連アセットマネジメントのホームページでご確認いただけます。

2026年6月末現在

【積極型】

基準価額・純資産の推移



・分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資して算出。

分配の推移

決算期／年月日	分配金
21期 2021年 11月 16日	270円
22期 2022年 11月 16日	80円
23期 2023年 11月 16日	360円
24期 2024年 11月 18日	400円
25期 2025年 11月 17日	480円

設定来累計	3,520円
-------	--------

・分配金のデータは、1万口当たり、税引前の金額です。

主要な資産の状況

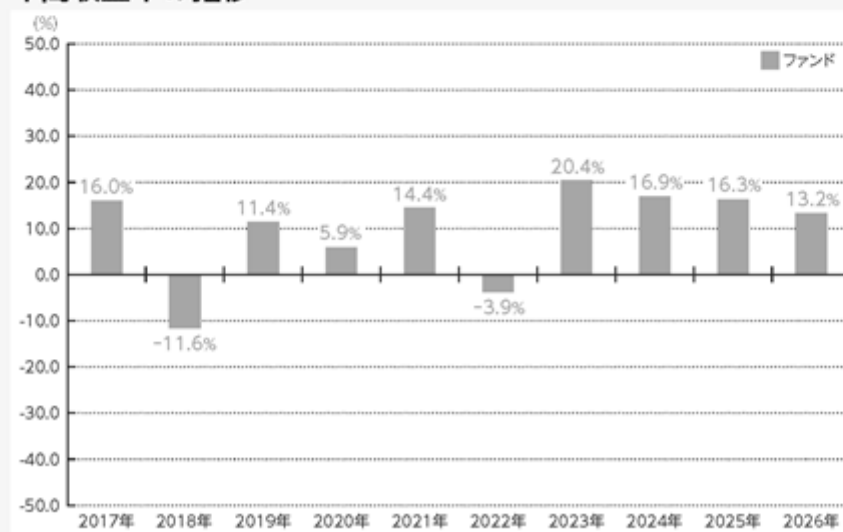
JA資産設計ファンド(積極型)

《資産の組入比率》

資産の種類	組入比率(%)
JA日本株式マザーファンド	45.1
JA日本債券マザーファンド	14.9
JA海外株式マザーファンド	24.9
JA海外債券マザーファンド	10.1
短期資産等	5.0

・組入比率は、ベビーファンドの純資産総額に対する比率です。
・短期資産等は、コール・ローン、CP、CD、未収金、未払金等が含まれます。

年間収益率の推移



・2026年は年初から運用実績作成基準日までの騰落率を表示。

・ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資して算出。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※最新の運用実績は、農林中金全共連アセットマネジメントのホームページでご確認いただけます。

(参考)マザーファンド

主要な資産の状況

《組入上位銘柄》

JA日本株式マザーファンド

	銘柄名	業種	組入比率(%)
1	東京エレクトロン	電気機器	3.4
2	日立製作所	電気機器	3.1
3	村田製作所	電気機器	2.7
4	ソニーグループ	電気機器	2.7
5	キオクシアホールディングス	電気機器	2.4
6	ソフトバンクグループ	情報・通信業	2.4
7	キーエンス	電気機器	2.2
8	アドバンテスト	電気機器	2.2
9	トヨタ自動車	輸送用機器	2.1
10	リクルートホールディングス	サービス業	2.0

JA日本債券マザーファンド

	銘柄名	クーポン(%)	償還日	組入比率(%)	種類
1	第484回利付国債(2年)	1.4	2028/ 5/ 1	10.7	国債
2	第377回利付国債(10年)	1.2	2034/12/20	3.3	国債
3	第375回利付国債(10年)	1.1	2034/ 6/20	3.1	国債
4	第364回利付国債(10年)	0.1	2031/ 9/20	3.1	国債
5	第371回利付国債(10年)	0.4	2033/ 6/20	3.0	国債
6	第379回利付国債(10年)	1.5	2035/ 6/20	2.9	国債
7	第173回利付国債(20年)	0.4	2040/ 6/20	2.9	国債
8	第168回利付国債(20年)	0.4	2039/ 3/20	2.7	国債
9	第178回利付国債(5年)	1	2030/ 3/20	2.6	国債
10	第180回利付国債(5年)	1.1	2030/ 6/20	2.5	国債

JA海外株式マザーファンド

	銘柄名	国名	通貨	業種	組入比率(%)
1	MICRON TECHNOLOGY INC	アメリカ	米ドル	半導体・半導体製造装置	3.8
2	NVIDIA CORP	アメリカ	米ドル	半導体・半導体製造装置	3.4
3	GOLDMAN SACHS GROUP INC	アメリカ	米ドル	金融サービス	3.4
4	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	アメリカ	米ドル	金融サービス	3.1
5	ALPHABET INC-CL A	アメリカ	米ドル	メディア・娯楽	3.1
6	ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	アメリカ	米ドル	食品・飲料・タバコ	3.0
7	ENGIE	フランス	ユーロ	公益事業	2.9
8	UNITED THERAPEUTICS CORP	アメリカ	米ドル	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.6
9	GENERAL MOTORS CO	アメリカ	米ドル	自動車・自動車部品	2.6
10	CVS HEALTH CORP	アメリカ	米ドル	ヘルスケア機器・サービス	2.6

JA海外債券マザーファンド

	銘柄名	国名	通貨	クーポン(%)	償還日	組入比率(%)	種類
1	US TREASURY 3.75 310131	アメリカ	米ドル	3.75	2031/ 1/31	10.0	国債
2	US TREASURY 3.875 300430	アメリカ	米ドル	3.875	2030/ 4/30	7.9	国債
3	CGB 2.55 281015	中国	オフショア人民元	2.55	2028/10/15	6.5	国債
4	T-BOND 1.75 410815	アメリカ	米ドル	1.75	2041/ 8/15	3.9	国債
5	US TREASURY 3.625 280815	アメリカ	米ドル	3.625	2028/ 8/15	3.6	国債
6	US TREASURY N/B 4 351115	アメリカ	米ドル	4.0	2035/11/15	3.2	国債
7	T-BOND 2.0 510815	アメリカ	米ドル	2.0	2051/ 8/15	3.0	国債
8	CGB 2.35 340225	中国	オフショア人民元	2.35	2034/ 2/25	2.9	国債
9	BUND 2.2 340215	ドイツ	ユーロ	2.2	2034/ 2/15	2.7	国債
10	FRANCE O.A.T. 3.5 351125	フランス	ユーロ	3.5	2035/11/25	2.3	国債

・組入比率は、各マザーファンドの純資産総額に対する比率です。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）申込期間

当ファンドは、原則として継続申込期間中の販売会社の営業日に受益権の募集が行われます。
継続申込期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（2）取得申込

＜通常の申込＞の場合

- （イ）原則として、購入の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

取得申込の受け付けは、販売会社の営業日に限り行われます。

なお、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込を取り消す場合があります。

- （ロ）取得申込の際、「分配金受取コース」もしくは「分配金再投資コース」のいずれかをお申し出ください。

なお、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。

- （ハ）「分配金再投資コース」をご利用の場合、取得申込者は、販売会社との間で、「累積投資規定」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。）に従った分配金再投資に関する契約（「累積投資契約」）を締結します。

- （ニ）当ファンドを保有している場合、スイッチングの申し込みを受け付けます。スイッチングの申し込みの際は、一部解約の実行を請求するファンドと取得申込を行うファンドをご指示ください。

この場合の一部解約の実行の請求と取得申込は、通常の場合と同様となりますが、申込単位は1口単位とし、申込手数料はかかりません。

（販売会社によっては、一部または全部のスイッチングの取扱いを行わない場合があります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。）

- （ホ）取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

＜確定拠出年金制度に基づく申込＞の場合

確定拠出年金制度に係る手続きが必要になります。

（3）申込単位

＜通常の申込＞の場合

申込単位は、販売会社が個別に定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ただし、スイッチングによる取得申込の場合および、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込単位は、1口の整数倍とします。

＜確定拠出年金制度に基づく申込＞の場合

各ファンドにつき、1円以上1円単位とします。

（４）申込手数料

< 通常の申込 > の場合

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

本書提出日現在、手数料率の上限は1.65%（税抜1.5%）となっております。

詳しくは、委託者（下記参照）または販売会社にお問い合わせください。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口

< フリーダイヤル > 0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）

< ホームページアドレス > <https://www.ja-asset.co.jp/>

上記申込手数料率には、申込手数料に係る消費税等に相当する金額が含まれております。

スイッチングによる取得申込の場合および、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料となります。

販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

< 確定拠出年金制度に基づく申込 > の場合

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社・・・無手数料

（５）申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

ただし、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口

< フリーダイヤル > 0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）

< ホームページアドレス > <https://www.ja-asset.co.jp/>

2【換金（解約）手続等】

（１）一部解約申込

< 通常の申込 > の場合

- （イ）受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

また、受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

（スイッチングによる一部解約の実行の請求の場合を含みます。）

- （ロ）原則として、換金の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

一部解約の実行の請求の受け付けは、販売会社の営業日に限り行われます。

信託財産の資産管理を円滑に行うために大口の一部解約の実行の請求の場合は、別途制限を設ける場合があります。

- （ハ）委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求を取り消す場合があります。

一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者が当該一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして下記（２）に準じて計算された価額とします。

- (二) 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

- < 確定拠出年金制度に基づく申込 > の場合
確定拠出年金制度に係る手続きに従います。

(2) 解約価額

解約価額¹は、一部解約実行の請求日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額²（当該基準価額に0.20%を乗じて得た額）を差し引いた価額となります。

1 解約価額 = 基準価額 - 信託財産留保額 = 基準価額 - (基準価額 × 0.20%)

2 「信託財産留保額」とは、信託期間満了前の解約に対し、解約申込者から徴収される一定の金額をいいます。この信託財産留保額は、解約に際し発生する売買委託手数料等の費用について、受益者間の公平を確保するため、信託財産に留保されます。

解約価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
< フリーダイヤル > 0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）
< ホームページアドレス > <https://www.ja-asset.co.jp/>

(3) 一部解約金の支払い

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

上記のほか、販売会社によっては、受益権を買い取る場合があります。
詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

a . 基準価額の計算方法（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法（約款第7条））

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

また、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。約款第27条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

なお、基準価額は、便宜上、1万口当りに換算した価額で表示することがあります。

b . 主要な投資対象資産の評価方法

ファンドの主要な投資対象資産の評価につきましては、法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って、以下のとおり評価しております。

資産の種類	評価方法
親投資信託 受益証券	時価により評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

株式	原則として、時価により評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所または外国金融商品市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、もしくは第一種金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価します。
公社債等	原則として、時価により評価しております。 時価は、以下のいずれかから入手した価額によっております。 日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値） 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用いたしません。） 価格情報会社の提供する価額 （注）残存期間が１年以内の組入公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

ｃ．基準価額の算出頻度等

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

なお、基準価額は、日本経済新聞に掲載されます。

（ＪＡ資産設計ファンド（安定型）の表示は、「ＪＡ安定」です。）

（ＪＡ資産設計ファンド（成長型）の表示は、「ＪＡ成長」です。）

（ＪＡ資産設計ファンド（積極型）の表示は、「ＪＡ積極」です。）

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口

<フリーダイヤル> 0120-439-244（営業日の午前９時から午後５時まで）

<ホームページアドレス> <https://www.ja-asset.co.jp/>

（２）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

信託期間（約款第３条）

この信託の期間は、無期限（信託契約締結日から約款第48条第７項、第49条第１項、第50条第１項、第51条第１項および第53条第２項の規定による信託契約終了の日まで）とします。

（４）【計算期間】

信託の計算期間（約款第38条）

ａ．この信託の計算期間は、原則として毎年11月17日から翌年11月16日までとします。ただし、第１計算期間は、2001年２月20日から2001年11月16日までとします。

ｂ．上記ａ．の規定にかかわらず、上記ａ．の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、約款第３条に定める信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

ａ．信託期間の終了

下記の信託約款の条項に規定する場合は、信託期間終了日前に信託契約を解約し、当該信託を終了させる場合があります。

（イ）信託契約の一部解約（約款第48条第７項から第12項）

委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が５億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記から上記までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

（ロ）信託契約の解約（約款第49条）

委託者は、約款第3条の規定による信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。

ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記から上記までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

（ハ）信託契約に関する監督官庁の命令（約款第50条第1項）

委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、この信託契約を解約し信託を終了させます。

（二）委託者の登録取り消しなどに伴う取り扱い（約款第51条）

委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、約款第54条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（ホ）受託者の辞任および解任に伴う取り扱い（約款第53条）

受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、約款第54条の規定に従い、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

b．約款の変更

約款の変更は、信託約款の下記の条項により行うものとします。

（イ）信託契約に関する監督官庁の命令（約款第50条第2項）

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、約款第54条の規定に従います。

（ロ）信託約款の変更（約款第54条）

委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記の信託約款の変更をしません。

委託者は、この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。

ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

c．その他の契約の変更**<募集・販売の取扱い等に関する契約>**

委託者と販売会社（取次登録金融機関は除きます。）との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は当事者の別段の意思表示がない限り、1年ごとに自動的に更新されます。

当契約は、当事者間の合意により変更することができます。

<運用の権限委託に関する契約>

親投資信託の運用における投資顧問会社との投資運用委託契約は、親投資信託の信託期間終了まで継続します。

ただし、委託者、投資顧問会社が法令等に違反したとき、重大な契約違反を行ったとき、その他契約を継続することが困難となった場合には、相手方に通知を行うことにより契約の終了又は契約内容の変更を行うことができます。

上記の終了または変更は、必要に応じて運用報告書に記載する等の方法により受益者に対して通知を行う手配をしますが、必ずしも直ちに受益者全員にこれを知らせるものではありません。

d．運用報告書等**<運用報告書>**

委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づき当該信託財産の計算期間の末日毎に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて当該信託財産に係る知れている受益者に対して交付します。

運用報告書（全体版）は、委託者のホームページで閲覧できます。なお、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

<有価証券報告書および半期報告書>

委託者は、金融商品取引法第24条第1項の規定に基づき有価証券報告書および同法第24条の5第1項の規定に基づき半期報告書を作成し、関東財務局に提出します。

<臨時報告書>

委託者は、金融商品取引法第24条の5第4項の規定に基づき臨時報告書を作成し、関東財務局に提出します。

e．委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い（約款第52条）

委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

f．公告（約款第56条）

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

g．信託約款に関する疑義の取り扱い（約款第57条）

信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

h．信託事務処理の再信託

受託者は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4【受益者の権利等】

受益者は「投資信託及び投資法人に関する法律」ならびに信託約款の規定および本書の記載に従い、以下の権利を有するものとします。

（イ）収益分配金に対する請求権

受益者は、持分に応じて収益分配金を請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として計算期間終了日から起算して5営業日）までに、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払いを開始するものとします。なお、2007年1月4日以降においても、約款第47条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

収益分配金の支払い は、販売会社の営業所等において行うものとします。

上記 の規定にかかわらず、累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社（委託者は除きます。）に交付されます。この場合、販売会社（委託者は除きます。）は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、約款第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

委託者は上記 の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者に帰属する受益権にかかる収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申し込みをしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受け付けた受益権にかかる収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申し込みに応じたものとします。当該取得申込により増加した受益権は、約款第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

上記 および上記 に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（ロ）償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日）までに、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払いを開始するものとします。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

償還金の支払い は、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が、信託終了による償還金について、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者より交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

（八）買戻し（一部解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に１口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。（注）

（注）取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求を取り消す場合があります。

一部解約金は、約款第48条第１項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、５営業日目から当該受益者に支払います。

一部解約金の支払い は、販売会社の営業所等において行うものとします。

（二）反対者の買取請求権（約款第55条）

約款第48条もしくは約款第49条に規定する信託契約の解約または約款第54条に規定する信託約款の変更を行う場合において、約款第48条第９項および約款第49条第３項または約款第54条第３項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、受益者は当該請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

上記 の請求の取り扱いは、委託者と受託者の協議により定めた手続きにより行うものとします。

（ホ）投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写請求権（投資信託及び投資法人に関する法律第15条第２項）

受益者は委託者に対し、その営業時間内に当該受益者に係る投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金については約款第46条第１項に規定する支払開始日までに、一部解約金については約款第46条第２項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。受託者は、委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責（約款第45条））

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第25期計算期間（2024年11月19日から2025年11月17日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【ＪＡ資産設計ファンド（安定型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第24期 2024年11月18日現在	第25期 2025年11月17日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	36,851,897	33,978,688
親投資信託受益証券	531,015,340	485,609,177
未収利息	231	446
流動資産合計	567,867,468	519,588,311
資産合計	567,867,468	519,588,311
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	5,127,449	5,491,327
未払解約金	-	323,184
未払受託者報酬	318,634	284,942
未払委託者報酬	2,867,662	2,564,408
その他未払費用	18,983	17,566
流動負債合計	8,332,728	8,681,427
負債合計	8,332,728	8,681,427
純資産の部		
元本等		
元本	366,246,402	323,019,260
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（　）	193,288,338	187,887,624
（分配準備積立金）	76,213,704	81,327,834
元本等合計	559,534,740	510,906,884
純資産合計	559,534,740	510,906,884
負債純資産合計	567,867,468	519,588,311

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第24期 自 2023年11月17日 至 2024年11月18日	第25期 自 2024年11月19日 至 2025年11月17日
営業収益		
受取利息	28,884	119,266
有価証券売買等損益	31,990,932	28,590,921
営業収益合計	32,019,816	28,710,187
営業費用		
支払利息	1,192	-
受託者報酬	636,848	589,861
委託者報酬	5,731,552	5,308,663
その他費用	18,983	17,566
営業費用合計	6,388,575	5,916,090
営業利益又は営業損失（ ）	25,631,241	22,794,097
経常利益又は経常損失（ ）	25,631,241	22,794,097
当期純利益又は当期純損失（ ）	25,631,241	22,794,097
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	1,808,890	110,773
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	193,883,044	193,288,338
剰余金増加額又は欠損金減少額	9,475,558	9,293,780
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	9,475,558	9,293,780
剰余金減少額又は欠損金増加額	28,765,166	31,886,491
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	28,765,166	31,886,491
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	5,127,449	5,491,327
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	193,288,338	187,887,624

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2.収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.その他	前計算期間末及び当計算期間末に該当する日が休業日のため、当計算期間は2024年11月19日から2025年11月17日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

第24期 2024年11月18日現在	第25期 2025年11月17日現在
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

項目		第24期 2024年11月18日現在	第25期 2025年11月17日現在
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	期首元本額	408,942,363円	366,246,402円
	期中追加設定元本額	18,217,807円	17,523,726円
	期中一部解約元本額	60,913,768円	60,750,868円
2.	計算期間の末日における受益権の総数	366,246,402口	323,019,260口
3.	一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	1.5278円 (15,278円)	1.5817円 (15,817円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第24期 自 2023年11月17日 至 2024年11月18日	第25期 自 2024年11月19日 至 2025年11月17日
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額	計算期間を通じて毎日、J A 海外株式マザーファンドの信託財産の純資産総額に年10,000分の75以内の率を乗じて得た報酬の総額に、親投資信託の受益権総口数に占める信託財産に属する親投資信託の受益権口数の持分割合を乗じて得た額及び、J A 海外債券マザーファンドの信託財産の純資産総額に年10,000分の50以内の率を乗じて得た報酬の総額に、親投資信託の受益権総口数に占める信託財産に属する親投資信託の受益権口数の持分割合を乗じて得た額とします。	同左
2. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（5,297,388円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（18,524,963円）、信託約款に規定される収益調整金（135,248,634円）及び分配準備積立金（57,518,802円）より、分配対象収益は216,589,787円（一万口当たり5,913.77円）であり、うち5,127,449円（一万口当たり140円）を分配いたしました。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（5,540,501円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（17,142,823円）、信託約款に規定される収益調整金（122,564,625円）及び分配準備積立金（64,135,837円）より、分配対象収益は209,383,786円（一万口当たり6,482.08円）であり、うち5,491,327円（一万口当たり170円）を分配いたしました。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	第24期 自 2023年11月17日 至 2024年11月18日	第25期 自 2024年11月19日 至 2025年11月17日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権等であります。当ファンドが保有する有価証券は、全て売買目的で保有しており、これらの詳細は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。当該金融商品は、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク、為替変動リスク、価格変動リスク等に晒されています。	同左
3．金融商品に係るリスクの管理体制	フロント部門では、ポジションリスク管理及びパフォーマンス管理を行っています。また、決定された運用計画に基づいた運用（あるいはポジション組成）となっているか管理を行っています。ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行ないフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、コンプライアンス委員会を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	第24期 2024年11月18日現在	第25期 2025年11月17日現在
1．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2．時価の算定方法	親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左
3．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

第24期(自 2023年11月17日 至 2024年11月18日)

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	21,826,218
合計	21,826,218

第25期(自 2024年11月19日 至 2025年11月17日)

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	24,021,721
合計	24,021,721

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

(単位 : 円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	J A 日本株式マザーファンド	21,878,057	102,349,926	
	J A 日本債券マザーファンド	245,915,093	306,631,529	
	J A 海外株式マザーファンド	5,796,759	50,998,726	
	J A 海外債券マザーファンド	6,194,020	25,628,996	
合 計		279,783,929	485,609,177	

(注1) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ＪＡ資産設計ファンド（成長型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第24期 2024年11月18日現在	第25期 2025年11月17日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	57,636,105	58,682,610
親投資信託受益証券	775,679,059	789,192,279
未収利息	361	771
流動資産合計	833,315,525	847,875,660
資産合計	833,315,525	847,875,660
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	11,183,871	12,552,538
未払解約金	-	90,725
未払受託者報酬	473,458	449,017
未払委託者報酬	4,734,525	4,490,117
その他未払費用	28,191	26,613
流動負債合計	16,420,045	17,609,010
負債合計	16,420,045	17,609,010
純資産の部		
元本等		
元本	399,423,972	369,192,298
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	417,471,508	461,074,352
（分配準備積立金）	229,652,440	277,601,728
元本等合計	816,895,480	830,266,650
純資産合計	816,895,480	830,266,650
負債純資産合計	833,315,525	847,875,660

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第24期 自 2023年11月17日 至 2024年11月18日	第25期 自 2024年11月19日 至 2025年11月17日
営業収益		
受取利息	42,926	179,861
有価証券売買等損益	86,511,866	99,381,561
営業収益合計	86,554,792	99,561,422
営業費用		
支払利息	1,761	-
受託者報酬	943,842	891,409
委託者報酬	9,438,264	8,913,963
その他費用	28,191	26,613
営業費用合計	10,412,058	9,831,985
営業利益又は営業損失（ ）	76,142,734	89,729,437
経常利益又は経常損失（ ）	76,142,734	89,729,437
当期純利益又は当期純損失（ ）	76,142,734	89,729,437
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	7,258,929	2,745,199
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	401,763,466	417,471,508
剰余金増加額又は欠損金減少額	20,244,152	18,856,829
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	20,244,152	18,856,829
剰余金減少額又は欠損金増加額	62,236,044	49,685,685
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	62,236,044	49,685,685
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	11,183,871	12,552,538
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	417,471,508	461,074,352

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2.収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.その他	前計算期間末及び当計算期間末に該当する日が休業日のため、当計算期間は2024年11月19日から2025年11月17日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

第24期 2024年11月18日現在	第25期 2025年11月17日現在
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

項目		第24期 2024年11月18日現在	第25期 2025年11月17日現在
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	期首元本額	448,673,443円	399,423,972円
	期中追加設定元本額	20,356,512円	17,453,881円
	期中一部解約元本額	69,605,983円	47,685,555円
2.	計算期間の末日における受益権の総数	399,423,972口	369,192,298口
3.	一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	2.0452円 (20,452円)	2.2489円 (22,489円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第24期 自 2023年11月17日 至 2024年11月18日	第25期 自 2024年11月19日 至 2025年11月17日
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額	計算期間を通じて毎日、J A 海外株式マザーファンドの信託財産の純資産総額に年10,000分の75以内の率を乗じて得た報酬の総額に、親投資信託の受益権総口数に占める信託財産に属する親投資信託の受益権口数の持分割合を乗じて得た額及び、J A 海外債券マザーファンドの信託財産の純資産総額に年10,000分の50以内の率を乗じて得た報酬の総額に、親投資信託の受益権総口数に占める信託財産に属する親投資信託の受益権口数の持分割合を乗じて得た額とします。	同左
2. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（11,270,273円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（57,613,532円）、信託約款に規定される収益調整金（240,614,525円）及び分配準備積立金（171,952,506円）より、分配対象収益は481,450,836円（一万口当たり12,053.63円）であり、うち11,183,871円（一万口当たり280円）を分配いたしました。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（12,542,032円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（74,442,206円）、信託約款に規定される収益調整金（231,726,933円）及び分配準備積立金（203,170,028円）より、分配対象収益は521,881,199円（一万口当たり14,135.76円）であり、うち12,552,538円（一万口当たり340円）を分配いたしました。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	第24期 自 2023年11月17日 至 2024年11月18日	第25期 自 2024年11月19日 至 2025年11月17日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権等であります。当ファンドが保有する有価証券は、全て売買目的で保有しており、これらの詳細は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。当該金融商品は、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク、為替変動リスク、価格変動リスク等に晒されています。	同左
3．金融商品に係るリスクの管理体制	フロント部門では、ポジションリスク管理及びパフォーマンス管理を行っています。また、決定された運用計画に基づいた運用（あるいはポジション組成）となっているか管理を行っています。ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行ないフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、コンプライアンス委員会を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	第24期 2024年11月18日現在	第25期 2025年11月17日現在
1．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2．時価の算定方法	親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左
3．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

第24期(自 2023年11月17日 至 2024年11月18日)

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	63,736,950
合計	63,736,950

第25期(自 2024年11月19日 至 2025年11月17日)

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	87,441,330
合計	87,441,330

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	J A 日本株式マザーファンド	62,204,030	291,002,893	
	J A 日本債券マザーファンド	233,078,608	290,625,716	
	J A 海外株式マザーファンド	14,126,558	124,282,631	
	J A 海外債券マザーファンド	20,127,375	83,281,039	
合 計		329,536,571	789,192,279	

(注1) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ＪＡ資産設計ファンド（積極型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第24期 2024年11月18日現在	第25期 2025年11月17日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	60,442,931	67,412,421
親投資信託受益証券	774,204,584	869,428,091
未収入金	143,149	-
未収利息	379	886
流動資産合計	834,791,043	936,841,398
資産合計	834,791,043	936,841,398
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	13,120,005	15,301,429
未払解約金	346,280	2,620,666
未払受託者報酬	467,441	482,868
未払委託者報酬	5,609,204	5,794,418
その他未払費用	27,316	27,968
流動負債合計	19,570,246	24,227,349
負債合計	19,570,246	24,227,349
純資産の部		
元本等		
元本	328,000,144	318,779,790
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（　）	487,220,653	593,834,259
（分配準備積立金）	326,471,887	422,061,308
元本等合計	815,220,797	912,614,049
純資産合計	815,220,797	912,614,049
負債純資産合計	834,791,043	936,841,398

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第24期 自 2023年11月17日 至 2024年11月18日	第25期 自 2024年11月19日 至 2025年11月17日
営業収益		
受取利息	42,758	190,497
有価証券売買等損益	118,975,367	150,507,107
営業収益合計	119,018,125	150,697,604
営業費用		
支払利息	1,633	-
受託者報酬	914,723	936,334
委託者報酬	10,976,605	11,235,994
その他費用	27,316	27,968
営業費用合計	11,920,277	12,200,296
営業利益又は営業損失（ ）	107,097,848	138,497,308
経常利益又は経常損失（ ）	107,097,848	138,497,308
当期純利益又は当期純損失（ ）	107,097,848	138,497,308
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	7,161,393	4,134,726
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	433,425,443	487,220,653
剰余金増加額又は欠損金減少額	26,046,861	23,925,101
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	26,046,861	23,925,101
剰余金減少額又は欠損金増加額	59,068,101	36,372,648
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	59,068,101	36,372,648
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	13,120,005	15,301,429
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	487,220,653	593,834,259

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 . 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 . 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3 . その他	前計算期間末及び当計算期間末に該当する日が休業日のため、当計算期間は2024年11月19日から2025年11月17日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第24期 2024年11月18日現在	第25期 2025年11月17日現在
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

項目		第24期 2024年11月18日現在	第25期 2025年11月17日現在
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	期首元本額	357,918,495円	328,000,144円
	期中追加設定元本額	18,885,333円	15,319,361円
	期中一部解約元本額	48,803,684円	24,539,715円
2.	計算期間の末日における受益権の総数	328,000,144口	318,779,790口
3.	一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	2.4854円 (24,854円)	2.8628円 (28,628円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第24期 自 2023年11月17日 至 2024年11月18日	第25期 自 2024年11月19日 至 2025年11月17日
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額	計算期間を通じて毎日、J A 海外株式マザーファンドの信託財産の純資産総額に年10,000分の75以内の率を乗じて得た報酬の総額に、親投資信託の受益権総口数に占める信託財産に属する親投資信託の受益権口数の持分割合を乗じて得た額及び、J A 海外債券マザーファンドの信託財産の純資産総額に年10,000分の50以内の率を乗じて得た報酬の総額に、親投資信託の受益権総口数に占める信託財産に属する親投資信託の受益権口数の持分割合を乗じて得た額とします。	同左
2. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（13,224,945円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（86,711,510円）、信託約款に規定される収益調整金（233,348,132円）及び分配準備積立金（239,655,437円）より、分配対象収益は572,940,024円（一万口当たり17,467.68円）であり、うち13,120,005円（一万口当たり400円）を分配いたしました。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（15,555,418円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（118,807,164円）、信託約款に規定される収益調整金（241,242,841円）及び分配準備積立金（303,000,155円）より、分配対象収益は678,605,578円（一万口当たり21,287.60円）であり、うち15,301,429円（一万口当たり480円）を分配いたしました。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	第24期 自 2023年11月17日 至 2024年11月18日	第25期 自 2024年11月19日 至 2025年11月17日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権等であります。当ファンドが保有する有価証券は、全て売買目的で保有しており、これらの詳細は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。当該金融商品は、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク、為替変動リスク、価格変動リスク等に晒されています。	同左
3．金融商品に係るリスクの管理体制	フロント部門では、ポジションリスク管理及びパフォーマンス管理を行っています。また、決定された運用計画に基づいた運用（あるいはポジション組成）となっているか管理を行っています。ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行ないフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、コンプライアンス委員会を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	第24期 2024年11月18日現在	第25期 2025年11月17日現在
1．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2．時価の算定方法	親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左
3．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

第24期(自 2023年11月17日 至 2024年11月18日)

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	96,274,101
合計	96,274,101

第25期(自 2024年11月19日 至 2025年11月17日)

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	137,535,455
合計	137,535,455

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

(単位 : 円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	J A 日本株式マザーファンド	88,115,240	412,220,715	
	J A 日本債券マザーファンド	110,063,130	137,237,716	
	J A 海外株式マザーファンド	25,939,561	228,211,069	
	J A 海外債券マザーファンド	22,176,231	91,758,591	
合 計		246,294,162	869,428,091	

(注1) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

当ファンドは、「ＪＡ日本株式マザーファンド」受益証券、「ＪＡ日本債券マザーファンド」受益証券、「ＪＡ海外株式マザーファンド」受益証券及び「ＪＡ海外債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「ＪＡ日本株式マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（１）貸借対照表

	2024年11月18日現在	2025年11月17日現在
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	49,561,946	53,305,713
株式	24,536,936,080	26,740,048,290
未収入金	129,062,060	78,650,286
未収配当金	236,494,810	245,721,144
未収利息	311	700
流動資産合計	24,952,055,207	27,117,726,133
資産合計	24,952,055,207	27,117,726,133
負債の部		
流動負債		
未払金	129,120,086	81,946,988
未払解約金	67,808	-
流動負債合計	129,187,894	81,946,988
負債合計	129,187,894	81,946,988
純資産の部		
元本等		
元本	7,069,962,997	5,779,094,141
剰余金		
剰余金又は欠損金（　）	17,752,904,316	21,256,685,004
元本等合計	24,822,867,313	27,035,779,145
純資産合計	24,822,867,313	27,035,779,145
負債純資産合計	24,952,055,207	27,117,726,133

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算期間末日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段、又は最終相場に基づいて評価しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

2024年11月18日現在	2025年11月17日現在
本書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本書における開示対象ファンドの当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

項目		2024年11月18日現在	2025年11月17日現在
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	本書における開示対象ファンドの期首	2023年11月17日	2024年11月19日
	同期首元本額	8,002,555,743円	7,069,962,997円
	同期中追加設定元本額	652,964,236円	758,998,332円
	同期中一部解約元本額	1,585,556,982円	2,049,867,188円
	元本の内訳		
	ＪＡ日本株式ファンド	135,518,394円	121,252,752円
	ＪＡ資産設計ファンド（安定型）	31,749,671円	21,878,057円
	ＪＡ資産設計ファンド（成長型）	81,376,850円	62,204,030円
	ＪＡ資産設計ファンド（積極型）	104,775,794円	88,115,240円
	NZAM 日本株式アクティブ戦略私募（適格機関投資家専用）	167,653,773円	- 円
	ＪＡ日本株式私募ファンド（適格機関投資家専用）	3,644,416,666円	3,548,407,790円
	ＪＡグローバルバランス私募ファンド（適格機関投資家専用）	2,599,738,478円	1,937,236,272円
	NZAM バランスファンド1-B私募2108（適格機関投資家専用）	304,733,371円	- 円
	合計	7,069,962,997円	5,779,094,141円
2.	本書における開示対象ファンドの計算期間の末日における受益権の総数	7,069,962,997口	5,779,094,141口
3.	一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	3.5110円 (35,110円)	4.6782円 (46,782円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	自 2023年11月17日 至 2024年11月18日	自 2024年11月19日 至 2025年11月17日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権等であります。 当ファンドが保有する有価証券は、全て売買目的で保有しており、デリバティブ取引は、ヘッジ目的以外にも利用する場合があります。また、これらの詳細は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）有価証券の評価基準及び評価方法、デリバティブ等の評価基準及び評価方法」に記載しております。 当該金融商品は、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク、価格変動リスク等に晒されています。	同左
3．金融商品に係るリスクの管理体制	フロント部門では、ポジションリスク管理及びパフォーマンス管理を行っています。また、決定された運用計画に基づいた運用（あるいはポジション組成）となっているか管理を行っています。 ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行ないフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、コンプライアンス委員会を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	2024年11月18日現在	2025年11月17日現在
1．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2．時価の算定方法	株式 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左
3．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

（自 2023年11月17日 至 2024年11月18日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	197,040,865
合計	197,040,865

（自 2024年11月19日 至 2025年11月17日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	2,082,012,581
合計	2,082,012,581

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（３）附属明細表

第１ 有価証券明細表
株式

（単位：円）

銘 柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
清水建設	119,000	2,502.50	297,797,500	
鹿島建設	50,100	5,573.00	279,207,300	
関電工	28,300	4,909.00	138,924,700	
きんでん	27,900	6,311.00	176,076,900	
山崎製パン	44,900	3,240.00	145,476,000	
味の素	42,800	3,802.00	162,725,600	
東洋水産	13,300	10,340.00	137,522,000	
日本たばこ産業	60,700	5,701.00	346,050,700	
東レ	187,200	1,011.50	189,352,800	
日本曹達	51,000	3,450.00	175,950,000	
信越化学工業	64,900	4,630.00	300,487,000	
エア・ウォーター	26,100	2,194.50	57,276,450	
東京応化工業	43,200	6,400.00	276,480,000	
花王	29,100	6,500.00	189,150,000	
デクセリアルズ	36,400	3,317.00	120,738,800	
エフピコ	41,800	2,615.00	109,307,000	
武田薬品工業	62,600	4,372.00	273,687,200	
中外製薬	39,800	8,503.00	338,419,400	
参天製薬	60,300	1,592.50	96,027,750	
第一三共	80,800	3,481.00	281,264,800	
ENEOSホールディングス	209,300	1,054.00	220,602,200	
太平洋セメント	27,600	3,760.00	103,776,000	
UACJ	92,400	2,010.00	185,724,000	
古河電気工業	23,500	10,330.00	242,755,000	
フジクラ	8,300	19,840.00	164,672,000	
東洋製罐グループホールディングス	50,200	3,598.00	180,619,600	
日本製鋼所	19,600	10,215.00	200,214,000	
ディスコ	3,400	48,010.00	163,234,000	
S M C	1,700	55,030.00	93,551,000	
日精エー・エス・ビー機械	11,900	6,550.00	77,945,000	
荏原製作所	38,700	4,041.00	156,386,700	
セガサミーホールディングス	24,900	2,543.00	63,320,700	

三菱重工業	144,000	4,220.00	607,680,000	
I H I	101,000	2,975.50	300,525,500	
イビデン	12,200	13,265.00	161,833,000	
日立製作所	174,000	5,122.00	891,228,000	
三菱電機	27,100	4,273.00	115,798,300	
日本電気	68,200	5,879.00	400,947,800	
富士通	95,100	4,190.00	398,469,000	
ルネサスエレクトロニクス	143,300	1,904.50	272,914,850	
パナソニック ホールディングス	152,200	1,786.00	271,829,200	
ソニーグループ	254,000	4,548.00	1,155,192,000	
アドバンテスト	16,000	20,000.00	320,000,000	
キーエンス	10,000	54,910.00	549,100,000	
村田製作所	69,700	3,114.00	217,045,800	
東京エレクトロン	10,400	33,300.00	346,320,000	
川崎重工業	26,900	10,725.00	288,502,500	
名村造船所	28,400	4,810.00	136,604,000	
トヨタ自動車	380,100	3,119.00	1,185,531,900	
スズキ	114,500	2,285.50	261,689,750	
S U B A R U	30,100	3,464.00	104,266,400	
H O Y A	17,900	23,920.00	428,168,000	
大日本印刷	69,600	2,441.50	169,928,400	
任天堂	31,700	13,430.00	425,731,000	
東京瓦斯	39,200	6,147.00	240,962,400	
東邦瓦斯	29,000	4,872.00	141,288,000	
東日本旅客鉄道	79,700	3,768.00	300,309,600	
山九	17,800	8,502.00	151,335,600	
セイノーホールディングス	52,500	2,241.50	117,678,750	
九州旅客鉄道	39,900	3,901.00	155,649,900	
日本郵船	24,300	4,945.00	120,163,500	
デジタルアーツ	22,200	7,170.00	159,174,000	
野村総合研究所	37,000	6,327.00	234,099,000	
フジ・メディア・ホールディングス	38,400	3,445.00	132,288,000	
オービック	35,100	5,059.00	177,570,900	
N T T	2,781,900	153.10	425,908,890	
K D D I	119,500	2,660.50	317,929,750	
ソフトバンクグループ	31,700	20,340.00	644,778,000	
伊藤忠商事	19,400	9,350.00	181,390,000	

豊田通商	58,100	4,929.00	286,374,900	
三井物産	130,400	4,058.00	529,163,200	
住友商事	39,000	4,845.00	188,955,000	
内田洋行	16,400	10,510.00	172,364,000	
西華産業	82,900	2,180.00	180,722,000	
阪和興業	20,300	6,650.00	134,995,000	
サンリオ	28,100	5,459.00	153,397,900	
ヤマタネ	50,700	2,468.00	125,127,600	
パルグループホールディングス	78,100	2,043.00	159,558,300	
セブン&アイ・ホールディングス	35,700	2,036.00	72,685,200	
良品計画	56,900	2,943.00	167,456,700	
パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	154,600	903.00	139,603,800	
イオン	105,200	2,545.50	267,786,600	
ファーストリテイリング	6,500	53,510.00	347,815,000	
ちゅうぎんフィナンシャルグループ	89,800	2,211.50	198,592,700	
楽天銀行	18,900	7,452.00	140,842,800	
十六フィナンシャルグループ	24,600	6,010.00	147,846,000	
三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	286,300	2,426.50	694,706,950	
三井住友トラストグループ	51,800	4,350.00	225,330,000	
三井住友フィナンシャルグループ	72,200	4,528.00	326,921,600	
七十七銀行	18,300	6,952.00	127,221,600	
百十四銀行	35,200	5,820.00	204,864,000	
みずほフィナンシャルグループ	53,300	5,286.00	281,743,800	
池田泉州ホールディングス	291,100	711.00	206,972,100	
野村ホールディングス	223,400	1,096.50	244,958,100	
第一生命ホールディングス	246,300	1,242.00	305,904,600	
東京海上ホールディングス	93,200	6,000.00	559,200,000	
オリックス	71,600	3,995.00	286,042,000	
三菱地所	85,200	3,287.00	280,052,400	
A L S O K	130,700	1,185.50	154,944,850	
オリエンタルランド	30,800	2,982.50	91,861,000	
M & A キャピタルパートナーズ	45,800	3,160.00	144,728,000	
リクルートホールディングス	61,000	7,982.00	486,902,000	
ベイカレント	18,200	6,963.00	126,726,600	
ジャパンエレベーターサービスホールディングス	66,700	1,846.00	123,128,200	
合 計	9,843,000		26,740,048,290	

株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「ＪＡ日本債券マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（１）貸借対照表

	2024年11月18日現在	2025年11月17日現在
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	78,081	730,244
コール・ローン	588,453,920	427,644,241
国債証券	43,025,022,250	42,869,968,050
地方債証券	1,040,492,000	1,011,020,000
特殊債券	1,908,083,000	1,898,424,000
社債券	12,702,334,000	11,774,632,000
未収利息	107,971,813	156,235,724
前払費用	14,809,159	31,871,570
流動資産合計	59,387,244,223	58,170,525,829
資産合計	59,387,244,223	58,170,525,829
負債の部		
流動負債		
未払解約金	138,345	1,788,436
流動負債合計	138,345	1,788,436
負債合計	138,345	1,788,436
純資産の部		
元本等		
元本	45,633,538,372	46,651,429,813
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	13,753,567,506	11,517,307,580
元本等合計	59,387,105,878	58,168,737,393
純資産合計	59,387,105,878	58,168,737,393
負債純資産合計	59,387,244,223	58,170,525,829

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価は以下のいずれかから入手した価額によっております。 日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値） 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用いたしません。） 価格情報会社の提供する価額
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算期間末日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段、又は最終相場に基づいて評価しております。
3. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

2024年11月18日現在	2025年11月17日現在
本書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが 本書における開示対象ファンドの当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

項目		2024年11月18日現在	2025年11月17日現在
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	本書における開示対象ファンドの期首	2023年11月17日	2024年11月19日
	同期首元本額	45,660,614,196円	45,633,538,372円
	同期中追加設定元本額	5,617,854,534円	6,208,377,219円
	同期中一部解約元本額	5,644,930,358円	5,190,485,778円
	元本の内訳		
	ＪＡ日本債券ファンド	1,280,408,139円	1,161,238,182円
	ＪＡ資産設計ファンド（安定型）	258,802,206円	245,915,093円
	ＪＡ資産設計ファンド（成長型）	221,121,653円	233,078,608円
	ＪＡ資産設計ファンド（積極型）	94,892,475円	110,063,130円
	農林中金＜パートナーズ＞日米６資産分散ファンド（安定運用コース）（為替ヘッジあり）	3,588,749,848円	3,275,840,467円
	農林中金＜パートナーズ＞日米６資産分散ファンド（資産形成コース）（為替ヘッジあり）	4,359,737,089円	4,652,162,674円
	農林中金＜パートナーズ＞日米６資産分散ファンド（安定運用コース）（為替ヘッジなし）	- 円	38,636,415円
	農林中金＜パートナーズ＞日米６資産分散ファンド（資産形成コース）（為替ヘッジなし）	- 円	137,543,963円
	ＪＡ日本債券私募ファンド（適格機関投資家専用）	5,686,764,447円	5,779,135,823円
	ＪＡグローバルバランス私募ファンド（適格機関投資家専用）	30,143,062,515円	31,017,815,458円
	合計	45,633,538,372円	46,651,429,813円
2.	本書における開示対象ファンドの計算期間の末日における受益権の総数	45,633,538,372口	46,651,429,813口
3.	一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	1.3014円 (13,014円)	1.2469円 (12,469円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	自 2023年11月17日 至 2024年11月18日	自 2024年11月19日 至 2025年11月17日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権等であります。 当ファンドが保有する有価証券は、全て売買目的で保有しており、デリバティブ取引は、ヘッジ目的以外にも利用する場合があります。また、これらの詳細は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）有価証券の評価基準及び評価方法、デリバティブ等の評価基準及び評価方法」に記載しております。 当該金融商品は、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク、価格変動リスク等に晒されています。	同左
3．金融商品に係るリスクの管理体制	フロント部門では、ポジションリスク管理及びパフォーマンス管理を行っています。また、決定された運用計画に基づいた運用（あるいはポジション組成）となっているか管理を行っています。 ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行ないフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、コンプライアンス委員会を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	2024年11月18日現在	2025年11月17日現在
1．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2．時価の算定方法	国債証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 地方債証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 特殊債券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 社債券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左
3．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

（自 2023年11月17日 至 2024年11月18日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	256,343,200
地方債証券	9,196,000
特殊債券	12,865,000
社債券	65,537,000
合計	343,941,200

（自 2024年11月19日 至 2025年11月17日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	513,094,900
地方債証券	5,812,000
特殊債券	3,808,000
社債券	46,209,000
合計	568,923,900

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第 4 7 6 回利付国債 (2 年)	7,750,000,000	7,750,000,000	
	第 1 6 0 回利付国債 (5 年)	1,130,000,000	1,107,761,600	
	第 1 6 8 回利付国債 (5 年)	500,000,000	492,355,000	
	第 1 7 8 回利付国債 (5 年)	750,000,000	743,512,500	
	第 1 8 0 回利付国債 (5 年)	2,100,000,000	2,087,694,000	
	第 1 0 回利付国債 (4 0 年)	360,000,000	197,136,000	
	第 1 2 回利付国債 (4 0 年)	260,000,000	116,888,200	
	第 1 4 回利付国債 (4 0 年)	335,000,000	157,151,850	
	第 1 6 回利付国債 (4 0 年)	520,000,000	291,236,400	
	第 1 7 回利付国債 (4 0 年)	180,000,000	132,071,400	
	第 1 8 回利付国債 (4 0 年)	210,000,000	192,903,900	
	第 3 6 4 回利付国債 (1 0 年)	530,000,000	493,477,700	
	第 3 6 5 回利付国債 (1 0 年)	2,000,000,000	1,853,620,000	
	第 3 6 8 回利付国債 (1 0 年)	1,970,000,000	1,812,281,800	
	第 3 6 9 回利付国債 (1 0 年)	2,610,000,000	2,442,777,300	
	第 3 7 1 回利付国債 (1 0 年)	1,150,000,000	1,058,782,000	
	第 3 7 5 回利付国債 (1 0 年)	1,820,000,000	1,746,017,000	
	第 3 7 7 回利付国債 (1 0 年)	2,650,000,000	2,547,683,500	
	第 3 7 9 回利付国債 (1 0 年)	1,370,000,000	1,345,189,300	
	第 4 9 回利付国債 (3 0 年)	380,000,000	301,146,200	
	第 5 4 回利付国債 (3 0 年)	470,000,000	317,522,600	
	第 5 9 回利付国債 (3 0 年)	990,000,000	627,660,000	
	第 6 4 回利付国債 (3 0 年)	620,000,000	346,784,600	
	第 6 8 回利付国債 (3 0 年)	870,000,000	495,882,600	
	第 7 2 回利付国債 (3 0 年)	740,000,000	419,062,000	
	第 7 8 回利付国債 (3 0 年)	1,220,000,000	817,009,600	
	第 8 0 回利付国債 (3 0 年)	380,000,000	280,219,600	
	第 8 3 回利付国債 (3 0 年)	540,000,000	435,024,000	
	第 8 5 回利付国債 (3 0 年)	220,000,000	180,903,800	
	第 8 6 回利付国債 (3 0 年)	500,000,000	420,390,000	

	第 8 7 回利付国債（ 3 0 年）	560,000,000	512,708,000	
	第 1 5 6 回利付国債（ 2 0 年）	900,000,000	783,378,000	
	第 1 6 0 回利付国債（ 2 0 年）	700,000,000	614,495,000	
	第 1 6 2 回利付国債（ 2 0 年）	680,000,000	582,460,800	
	第 1 6 5 回利付国債（ 2 0 年）	770,000,000	637,821,800	
	第 1 6 8 回利付国債（ 2 0 年）	1,710,000,000	1,365,212,700	
	第 1 7 3 回利付国債（ 2 0 年）	2,020,000,000	1,550,006,600	
	第 1 8 1 回利付国債（ 2 0 年）	1,000,000,000	786,580,000	
	第 1 8 7 回利付国債（ 2 0 年）	2,030,000,000	1,652,480,900	
	第 1 8 9 回利付国債（ 2 0 年）	970,000,000	864,328,200	
	第 1 9 1 回利付国債（ 2 0 年）	1,010,000,000	907,788,000	
	第 1 9 3 回利付国債（ 2 0 年）	1,140,000,000	1,102,311,600	
	第 3 回スロベニア共和国円貨債券（ 2 0 2 5 ）（ソーシャルボンド）	300,000,000	300,252,000	
国債証券 合計		48,915,000,000	42,869,968,050	
地方債証券	第 7 8 3 回東京都公募公債	600,000,000	586,632,000	
	第 1 回名古屋市公募公債（ 3 0 年）	400,000,000	424,388,000	
地方債証券 合計		1,000,000,000	1,011,020,000	
特殊債券	第 8 5 回都市再生債券	900,000,000	898,866,000	
	ポーランド共和国国庫保証 A 号ポーランド開発銀行円貨 2 0 2 5	1,000,000,000	999,558,000	
特殊債券 合計		1,900,000,000	1,898,424,000	
社債券	第 2 回新韓銀行円貨社債（ 2 0 2 5 ）（ランジションボンド）	900,000,000	899,334,000	
	第 5 1 回鹿島建設株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	400,000,000	398,188,000	
	第 9 回日鉄興和不動産株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約）	200,000,000	198,166,000	
	第 9 回中央日本土地建物グループ株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	500,000,000	487,890,000	
	第 1 回株式会社すかいらくホールディングス無担保社債（社債間限定同順位特約付）	200,000,000	196,684,000	
	第 1 回いすゞリーシングサービス株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	700,000,000	693,504,000	
	第 1 回 G M O ペイメントゲートウェイ株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	200,000,000	199,174,000	
	第 2 回 G M O ペイメントゲートウェイ株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	200,000,000	198,260,000	
	第 1 0 回エア・ウォーター株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	300,000,000	288,909,000	
	第 2 3 回 U B E 株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	500,000,000	491,105,000	

第7回スタンレー電気株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	400,000,000	386,468,000	
第11回楽天カード株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	99,992,000	
第101回株式会社クレディセゾン無担保社債（社債間限定同順位特約付）	900,000,000	892,953,000	
第102回株式会社クレディセゾン無担保社債（社債間限定同順位特約付）	500,000,000	489,630,000	
第22回みずほリース株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	500,000,000	491,350,000	
第28回NTTファイナンス株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	500,000,000	489,775,000	
第42回株式会社ジャックス無担保社債（社債間限定同順位特約付）	400,000,000	398,580,000	
第32回株式会社オリエントコーポレーション無担保社債（社債間限定同順位特約付）	200,000,000	182,680,000	
第41回株式会社大和証券グループ本社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	300,000,000	293,883,000	
第1回株式会社SBI証券無担保社債（劣後特約付）	600,000,000	599,406,000	
第14回京阪神ビルディング株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）（サステナビリティ・リンク・ボンド）	200,000,000	193,494,000	
第190回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債（社債間限定同順位特約付）	200,000,000	156,780,000	
第69回名古屋鉄道株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	200,000,000	183,972,000	
第30回株式会社商船三井無担保社債（社債間限定同順位特約付）	500,000,000	499,495,000	
第31回株式会社商船三井無担保社債（社債間限定同順位特約付）	500,000,000	497,665,000	
第48回株式会社光通信無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	97,267,000	
第52回株式会社光通信無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	99,894,000	
第53回株式会社光通信無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	99,729,000	
第54回株式会社光通信無担保社債（社債間限定同順位特約付）	200,000,000	199,686,000	
第562回関西電力株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	92,652,000	
第572回東北電力株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	400,000,000	383,776,000	
第37回沖縄電力株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	500,000,000	494,975,000	

	第 1 0 回 S C S K 株式会社無担保社債（社債 間限定同順位特約付）	200,000,000	199,904,000	
	第 1 1 回 S C S K 株式会社無担保社債（社債 間限定同順位特約付）	200,000,000	199,412,000	
社債券 合計		12,000,000,000	11,774,632,000	
	合計	63,815,000,000	57,554,044,050	

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「ＪＡ海外株式マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（１）貸借対照表

	2024年11月18日現在	2025年11月17日現在
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	363,526,497	189,464,380
コール・ローン	60,196,544	93,546,022
株式	32,464,331,971	34,850,845,986
派生商品評価勘定	21,337	-
未収入金	-	1,137,522
未収配当金	15,334,595	21,604,008
未収利息	377	1,229
流動資産合計	32,903,411,321	35,156,599,147
資産合計	32,903,411,321	35,156,599,147
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	21,831	-
未払解約金	193,976	241,115
流動負債合計	215,807	241,115
負債合計	215,807	241,115
純資産の部		
元本等		
元本	4,330,983,382	3,996,017,614
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	28,572,212,132	31,160,340,418
元本等合計	32,903,195,514	35,156,358,032
純資産合計	32,903,195,514	35,156,358,032
負債純資産合計	32,903,411,321	35,156,599,147

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
5. その他	外貨建取引等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

2024年11月18日現在	2025年11月17日現在
本書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本書における開示対象ファンドの当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

項目		2024年11月18日現在	2025年11月17日現在
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	本書における開示対象ファンドの期首	2023年11月17日	2024年11月19日
	同期首元本額	4,978,002,214円	4,330,983,382円
	同期中追加設定元本額	229,062,038円	442,669,422円
	同期中一部解約元本額	876,080,870円	777,635,190円
	元本の内訳		
	ＪＡ海外株式ファンド	156,502,018円	148,481,023円
	ＪＡ資産設計ファンド（安定型）	7,209,131円	5,796,759円
	ＪＡ資産設計ファンド（成長型）	15,835,659円	14,126,558円
	ＪＡ資産設計ファンド（積極型）	26,432,134円	25,939,561円
	ＪＡ海外株式私募ファンド（適格機関投資家専用）	3,253,719,273円	3,123,038,365円
	ＪＡグローバルバランス私募ファンド（適格機関投資家専用）	786,302,457円	678,635,348円
	NZAM バランスファンド1-B私募1902（適格機関投資家専用）	51,009,530円	- 円
	NZAM バランスファンド1-B私募2108（適格機関投資家専用）	33,973,180円	- 円
	合計	4,330,983,382円	3,996,017,614円
2.	本書における開示対象ファンドの計算期間の末日における受益権の総数	4,330,983,382口	3,996,017,614口
3.	一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	7.5972円 (75,972円)	8.7978円 (87,978円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	自 2023年11月17日 至 2024年11月18日	自 2024年11月19日 至 2025年11月17日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権等であります。 当ファンドが保有する有価証券は、全て売買目的で保有しており、デリバティブ取引は、ヘッジ目的以外にも利用する場合があります。また、これらの詳細は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）有価証券の評価基準及び評価方法、デリバティブ等の評価基準及び評価方法」に記載しております。 当該金融商品は、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク、為替変動リスク等に晒されています。	同左
3．金融商品に係るリスクの管理体制	フロント部門では、ポジションリスク管理及びパフォーマンス管理を行っています。また、決定された運用計画に基づいた運用（あるいはポジション組成）となっているか管理を行っています。 ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行ないフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、コンプライアンス委員会を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	2024年11月18日現在	2025年11月17日現在
1．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2．時価の算定方法	株式 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 為替予約取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	株式 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。
3．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

（自 2023年11月17日 至 2024年11月18日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	1,218,947,905
合計	1,218,947,905

（自 2024年11月19日 至 2025年11月17日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	134,473,276
合計	134,473,276

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

（通貨関連）

（2024年11月18日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	米ドル	1,333,930	-	1,312,099	21,831
	売建				
	香港ドル	1,333,930	-	1,312,593	21,337
合計		2,667,860	-	2,624,692	494

（注）時価の算定方法

1. 対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該仲値で評価しております。

為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち受渡日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合には、発表されているもので為替予約の受渡日に最も近い先物相場の仲値で評価しております。

2. 対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

3. 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

（2025年11月17日現在）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表
株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	HAFNIA LTD	119,989	6.49	778,728.61	
	TARGA RESOURCES CORP	7,618	173.10	1,318,675.80	
	FREEMONT-MCMORAN INC	42,109	40.16	1,691,097.44	
	NEWMONT CORP	54,733	87.80	4,805,557.40	
	GE VERNOVA INC	4,391	578.31	2,539,359.21	
	NEXTPOWER INC -CL A	4,936	93.75	462,750.00	
	PACCAR INC	21,010	95.59	2,008,345.90	
	TEXTRON INC	2,227	80.72	179,763.44	
	WESCO INTERNATIONAL INC	1,960	256.75	503,230.00	
	DELTA AIR LINES INC	54,886	58.41	3,205,891.26	
	GRAB HOLDINGS LTD - CL A	331,473	5.41	1,793,268.93	
	GENERAL MOTORS CO	25,765	70.52	1,816,947.80	
	BOOKING HOLDINGS INC	664	5,048.01	3,351,878.64	
	DOORDASH INC - A	6,041	206.96	1,250,245.36	
	ALPHABET INC-CL A	3,600	276.41	995,076.00	
	CARGURUS INC	17,727	35.52	629,663.04	
	META PLATFORMS INC-CLASS A	8,393	609.46	5,115,197.78	
	THE WALT DISNEY CO.	4,748	105.80	502,338.40	
	AMAZON.COM INC	17,007	234.69	3,991,372.83	
	CARVANA CO	1,209	318.31	384,836.79	
	KROGER CO	53,930	66.71	3,597,670.30	
	US FOODS HOLDING CORP	63,268	71.74	4,538,846.32	
	ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	26,998	58.61	1,582,352.78	
	CVS HEALTH CORP	63,869	77.81	4,969,646.89	
	ELEVANCE HEALTH INC	13,561	325.83	4,418,580.63	
	ENCOMPASS HEALTH CORP	12,751	113.46	1,446,728.46	
	HCA HEALTHCARE INC	2,170	472.65	1,025,650.50	
	MCKESSON CORP	2,129	842.09	1,792,809.61	
	MEDTRONIC PLC	6,011	95.87	576,274.57	
	THE CIGNA GROUP	3,426	269.66	923,855.16	
	UNITEDHEALTH GROUP INC	5,244	321.86	1,687,833.84	
	APELLIS PHARMACEUTICALS INC	30,005	20.33	610,001.65	
	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	14,112	46.65	658,324.80	

	GILEAD SCIENCES INC	31,117	125.02	3,890,247.34	
	MERCK & CO. INC.	28,104	92.92	2,611,423.68	
	UNITED THERAPEUTICS CORP	12,292	466.40	5,732,988.80	
	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	16,307	508.94	8,299,284.58	
	GOLDMAN SACHS GROUP INC	10,388	790.91	8,215,973.08	
	INTERACTIVE BROKERS GRO-CL A	28,956	66.03	1,911,964.68	
	RADIAN GROUP INC	13,336	35.27	470,360.72	
	EVEREST GROUP LTD	6,828	326.23	2,227,498.44	
	ADOBE INC	16,084	331.11	5,325,573.24	
	ATLASSIAN CORP PLC-CLASS A	25,037	151.79	3,800,366.23	
	DROPBOX INC-CLASS A	51,442	30.36	1,561,779.12	
	GEN DIGITAL INC	13,838	26.70	369,474.60	
	GODADDY INC - CLASS A	19,853	129.70	2,574,934.10	
	GUIDEWIRE SOFTWARE INC	2,848	222.51	633,708.48	
	HUBSPOT INC	2,359	396.36	935,013.24	
	LIVERAMP HOLDINGS INC	15,462	29.66	458,602.92	
	MICROSOFT CORP	3,074	510.18	1,568,293.32	
	OKTA INC	5,623	83.94	471,994.62	
	PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	860	174.01	149,648.60	
	PEGASYSTEMS INC	21,295	56.85	1,210,620.75	
	SALESFORCE INC	5,847	243.66	1,424,680.02	
	UNITY SOFTWARE INC	85,369	36.72	3,134,749.68	
	WIX.COM LTD	12,779	125.29	1,601,080.91	
	ARISTA NETWORKS INC	12,658	131.37	1,662,881.46	
	CISCO SYSTEMS INC	6,405	78.00	499,590.00	
	FLEX LTD	94,659	59.99	5,678,593.41	
	T-MOBILE US INC	9,342	216.08	2,018,619.36	
	AMERICAN ELECTRIC POWER	11,760	121.30	1,426,488.00	
	EDISON INTERNATIONAL	10,420	58.71	611,758.20	
	NRG ENERGY INC	13,293	165.19	2,195,870.67	
	PG&E CORPORATION	123,667	16.49	2,039,268.83	
	MICRON TECHNOLOGY INC	15,120	246.83	3,732,069.60	
	NVIDIA CORP	44,043	190.17	8,375,657.31	
	QUALCOMM INC	48,376	173.98	8,416,456.48	
	HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	307,200	6.34	1,947,648.00	
	米ドル 小計	2,154,001		162,337,962.61 (25,113,682,815)	
カナダドル	BARRICK MINING CORP	6,108	52.00	317,616.00	

カナダドル 小計		6,108		317,616.00 (35,026,692)	
ユーロ	AUMOVIO SE	5,550	39.00	216,450.00	
	SIEMENS ENERGY AG	7,300	110.50	806,650.00	
	RYANAIR HOLDINGS PLC	55,000	26.82	1,475,100.00	
	CONTINENTAL AG	11,100	63.88	709,068.00	
	VOLKSWAGEN AG	16,224	99.65	1,616,721.60	
	ADIDAS AG	25,129	161.65	4,062,102.85	
	ACCOR SA	42,900	46.46	1,993,134.00	
	BANCO SANTANDER SA	28,600	9.29	265,722.60	
	NN GROUP NV	15,600	61.54	960,024.00	
	DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	54,430	27.24	1,482,673.20	
	E.ON SE	74,500	15.25	1,136,125.00	
	ENGIE	378,699	21.80	8,255,638.20	
	INFINEON TECHNOLOGIES AG	60,400	35.29	2,131,818.00	
ユーロ 小計		775,432		25,111,227.45 (4,507,716,439)	
英ポンド	SHELL PLC	35,745	28.58	1,021,592.10	
	ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	112,500	11.06	1,244,250.00	
	FLUTTER ENTERTAINMENT PLC	9,600	152.30	1,462,080.00	
	TESCO PLC	669,755	4.38	2,936,205.92	
	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	34,400	40.72	1,400,768.00	
	IMPERIAL BRANDS PLC	162,602	31.51	5,123,589.02	
	STANDARD CHARTERED PLC	75,213	16.13	1,213,185.69	
	BEAZLEY PLC	59,600	9.00	536,400.00	
英ポンド 小計		1,159,415		14,938,070.73 (3,040,644,297)	
スイスフラン	CIE FINANCI-REG	27,000	170.95	4,615,650.00	
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	3,300	286.10	944,130.00	
	LOGITECH INTERNATIONAL-REG	2,800	94.48	264,544.00	
スイスフラン 小計		33,100		5,824,324.00 (1,133,937,639)	
スウェーデン クローネ	VOLVO AB-B SHS	16,884	266.50	4,499,586.00	
スウェーデンクローネ 小計		16,884		4,499,586.00 (73,523,235)	
デンマークク ローネ	A P MOLLER-MAERSK A/S-B	350	12,680.00	4,438,000.00	

デンマーククローネ 小計		350		4,438,000.00 (106,689,520)	
オーストラリアドル	PERSEUS MINING LTD	286,800	5.23	1,499,964.00	
オーストラリアドル 小計		286,800		1,499,964.00 (151,481,364)	
香港ドル	SITC INTERNATIONAL HOLDINGS	364,700	30.46	11,108,762.00	
	SINO LAND CO	157,400	10.61	1,670,014.00	
香港ドル 小計		522,100		12,778,776.00 (254,425,430)	
シンガポールドル	DBS GROUP HOLDINGS LTD	63,700	53.99	3,439,163.00	
	UNITED OVERSEAS BANK LTD	6,000	34.00	204,000.00	
シンガポールドル 小計		69,700		3,643,163.00 (433,718,555)	
合 計		5,023,890		34,850,845,986 (34,850,845,986)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3)外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入株式 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	株式 68銘柄	71.4%	72.1%
カナダドル	株式 1銘柄	0.1%	0.1%
ユーロ	株式 13銘柄	12.8%	12.9%
英ポンド	株式 8銘柄	8.6%	8.7%
スイスフラン	株式 3銘柄	3.2%	3.3%
スウェーデンクローネ	株式 1銘柄	0.2%	0.2%
デンマーククローネ	株式 1銘柄	0.3%	0.3%
オーストラリアドル	株式 1銘柄	0.4%	0.4%
香港ドル	株式 2銘柄	0.7%	0.7%
シンガポールドル	株式 2銘柄	1.2%	1.3%

株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「ＪＡ海外債券マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（１）貸借対照表

	2024年11月18日現在	2025年11月17日現在
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	170,301,466	171,377,460
コール・ローン	98,881,086	90,305,974
国債証券	10,725,707,460	11,273,874,215
地方債証券	91,747,917	86,469,275
特殊債券	405,725,990	385,197,776
社債券	744,538,407	699,323,309
派生商品評価勘定	30,272,036	46,564,566
未収入金	-	211,409,662
未収利息	61,694,346	75,010,381
前払費用	58,735,277	28,025,443
流動資産合計	12,387,603,985	13,067,558,061
資産合計	12,387,603,985	13,067,558,061
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	26,297,214	45,576,337
未払金	11,350,501	299,019,018
未払解約金	305,426	-
流動負債合計	37,953,141	344,595,355
負債合計	37,953,141	344,595,355
純資産の部		
元本等		
元本	3,221,029,456	3,074,921,651
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	9,128,621,388	9,648,041,055
元本等合計	12,349,650,844	12,722,962,706
純資産合計	12,349,650,844	12,722,962,706
負債純資産合計	12,387,603,985	13,067,558,061

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価は以下のいずれかから入手した価額によっております。 日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値） 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用いたしません。） 価格情報会社の提供する価額
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
5. その他	外貨建取引等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

2024年11月18日現在	2025年11月17日現在
本書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本書における開示対象ファンドの当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

項目		2024年11月18日現在	2025年11月17日現在
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	本書における開示対象ファンドの期首	2023年11月17日	2024年11月19日
	同期首元本額	3,398,842,335円	3,221,029,456円
	同期中追加設定元本額	15,721,908円	16,458,270円
	同期中一部解約元本額	193,534,787円	162,566,075円
	元本の内訳		
	ＪＡ海外債券ファンド	54,763,432円	49,952,655円
	ＪＡ資産設計ファンド（安定型）	7,294,501円	6,194,020円
	ＪＡ資産設計ファンド（成長型）	21,358,481円	20,127,375円
	ＪＡ資産設計ファンド（積極型）	21,395,764円	22,176,231円
	ＪＡ海外債券私募ファンド（適格機関投資家専用）	2,326,132,981円	2,251,364,649円
	ＪＡグローバルバランス私募ファンド（適格機関投資家専用）	790,084,297円	725,106,721円
	合計	3,221,029,456円	3,074,921,651円
2.	本書における開示対象ファンドの計算期間の末日における受益権の総数	3,221,029,456口	3,074,921,651口
3.	一口当たり純資産額	3.8341円	4.1377円
	（一万口当たり純資産額）	(38,341円)	(41,377円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	自 2023年11月17日 至 2024年11月18日	自 2024年11月19日 至 2025年11月17日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権等であります。 当ファンドが保有する有価証券は、全て売買目的で保有しており、デリバティブ取引は、ヘッジ目的以外にも利用する場合があります。また、これらの詳細は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）有価証券の評価基準及び評価方法、デリバティブ等の評価基準及び評価方法」に記載しております。 当該金融商品は、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク、為替変動リスク等に晒されています。	同左
3．金融商品に係るリスクの管理体制	フロント部門では、ポジションリスク管理及びパフォーマンス管理を行っています。また、決定された運用計画に基づいた運用（あるいはポジション組成）となっているか管理を行っています。 ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行ないフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、コンプライアンス委員会を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	2024年11月18日現在	2025年11月17日現在
1．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2．時価の算定方法	国債証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 地方債証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 特殊債券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 社債券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 為替予約取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左
3．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

（自 2023年11月17日 至 2024年11月18日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	112,330,093
地方債証券	599,860
特殊債券	719,410
社債券	4,565,029
合計	116,775,572

（自 2024年11月19日 至 2025年11月17日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	61,162,777
地方債証券	1,007,637
特殊債券	1,984,610
社債券	1,848,529
合計	66,003,553

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

(2024年11月18日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	米ドル	1,457,747,907	-	1,467,082,345	9,334,438
	カナダドル	18,862,514	-	18,613,300	249,214
	メキシコペソ	89,808,087	-	89,662,363	145,724
	ユーロ	540,721,212	-	532,753,755	7,967,457
	英ポンド	294,548,385	-	289,235,040	5,313,345
	スイスフラン	22,843,296	-	22,599,200	244,096
	スウェーデン クローネ	40,935,631	-	40,155,575	780,056
	ノルウェー クローネ	4,766,757	-	4,776,275	9,518
	デンマーク クローネ	3,819,890	-	3,748,740	71,150
	ポーランド ズロチ	26,957,676	-	26,710,208	247,468
	オーストラ リアドル	117,720,214	-	116,543,040	1,177,174
	ニュージー ランドドル	57,024,103	-	56,575,000	449,103
	シンガポ ールドル	91,557,603	-	90,968,955	588,648
	イスラエル シェケル	37,288,081	-	37,298,923	10,842
	オフショ ア人民元	124,971,200	-	124,389,664	581,536
	売建				
	米ドル	1,471,824,649	-	1,476,045,457	4,220,808
	カナダドル	71,331,889	-	70,949,569	382,320
	メキシコペソ	184,474,767	-	183,118,800	1,355,967
	ユーロ	233,061,910	-	228,884,480	4,177,430
	英ポンド	195,512,800	-	191,720,400	3,792,400
	スイスフラン	32,873,200	-	32,334,240	538,960
	スウェーデン クローネ	40,135,550	-	39,311,675	823,875

	ノルウェークローネ	2,503,800	-	2,506,500	2,700
	ポーランドズロチ	12,927,024	-	12,772,813	154,211
	オーストラリアドル	232,464,850	-	230,491,800	1,973,050
	ニュージーランドドル	231,648,300	-	229,468,200	2,180,100
	シンガポールドル	12,139,550	-	12,075,525	64,025
	オフショア人民元	208,674,267	-	207,458,102	1,216,165
合計		5,859,145,112	-	5,838,249,944	3,974,822

（2025年11月17日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	米ドル	1,627,950,792	-	1,658,637,289	30,686,497
	カナダドル	237,767,951	-	239,676,058	1,908,107
	メキシコペソ	26,227,193	-	26,698,691	471,498
	ユーロ	371,247,087	-	373,735,293	2,488,206
	英ポンド	228,005,539	-	229,064,209	1,058,670
	スイスフラン	24,678,605	-	25,312,728	634,123
	スウェーデンクローネ	33,026,929	-	33,223,410	196,481
	ノルウェークローネ	44,331,238	-	44,592,195	260,957
	デンマーククローネ	4,104,760	-	4,132,472	27,712
	ポーランドズロチ	24,824,476	-	25,065,195	240,719
	オーストラリアドル	174,754,390	-	176,411,136	1,656,746
	ニュージーランドドル	163,074,467	-	163,508,807	434,340
	シンガポールドル	97,213,299	-	98,296,724	1,083,425
	イスラエルシェケル	55,874,407	-	56,978,076	1,103,669
	オフショア人民元	204,802,849	-	207,821,005	3,018,156
	売建				

米ドル	1,689,933,190	-	1,710,929,158	20,995,968
カナダドル	462,845,670	-	477,463,911	14,618,241
メキシコペソ	46,288,327	-	46,929,055	640,728
ユーロ	192,573,663	-	193,886,665	1,313,002
英ポンド	130,237,560	-	130,690,584	453,024
スイスフラン	49,598,900	-	50,625,458	1,026,558
スウェーデン クローネ	91,202,600	-	91,507,230	304,630
ノルウェー クローネ	26,091,260	-	26,068,109	23,151
ポーランド ズロチ	11,718,948	-	11,875,220	156,272
オーストラ リアドル	458,347,450	-	462,562,304	4,214,854
ニュージー ランドドル	144,817,100	-	145,195,118	378,018
シンガポ ールドル	6,442,700	-	6,545,181	102,481
イスラエル シェケル	7,786,614	-	7,887,066	100,452
合計	6,635,767,964	-	6,725,318,347	988,229

（注）時価の算定方法

1. 対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該仲値で評価しております。

為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち受渡日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合には、発表されているもので為替予約の受渡日に最も近い先物相場の仲値で評価しております。

2. 対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

3. 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表
株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

通貨	種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
米ドル	国債証券	T-BOND 1.75 410815	4,531,000.00	3,075,062.27	
		T-BOND 2.0 510815	1,211,500.00	706,976.48	
		T-BOND 3.625 440215	794,000.00	688,267.73	
		T-NOTE 4.125 271115	971,000.00	980,444.43	
		T-NOTE 4.125 310331	437,000.00	444,340.20	
		TREASURY BILL 0 251211	2,451,000.00	2,444,685.90	
		TREASURY BILL 0 260108	1,035,000.00	1,029,305.54	
		TSY INF 2.375 550215	158,000.00	157,690.32	
		US TREASURY 3.75 280515	4,536,000.00	4,551,060.88	
		US TREASURY 4.25 280115	2,310,000.00	2,340,138.10	
		US TREASURY 4.25 290630	1,499,000.00	1,528,335.87	
		US TREASURY 4.25 350515	1,037,000.00	1,047,531.97	
		US TREASURY 3.875 270531	2,207,000.00	2,214,241.60	
		US TREASURY 3.875 300430	6,784,000.00	6,828,520.00	
		US TREASURY 3.875 300630	3,886,000.00	3,910,894.45	
		US TREASURY N/B 4 300331	889,000.00	899,174.87	
	国債証券 小計		34,736,500.00	32,846,670.61 (5,081,379,943)	
	地方債証券	BRIT COLUMBIA 4.8 350611	295,000.00	301,807.68	
	地方債証券 小計		295,000.00	301,807.68 (46,689,648)	
	社債券	AMERICAN EX 4.731 290425	105,000.00	106,478.01	
		AMGEN INC 5.15 280302	130,000.00	132,713.99	
		AT&T INC 1.65 280201	250,000.00	236,929.92	
		BANK OF AME 4.623 290509	135,000.00	136,455.66	
		BANK OF AME 5.933 270915	130,000.00	131,786.87	
		BANK OF NY 4.441 280609	250,000.00	251,429.32	
		CANADIAN 4.508 270911	175,000.00	175,387.55	
		CISCO SYSTEM 4.8 270226	110,000.00	111,109.59	
		COLUMBIA PI 6.055 260815	110,000.00	111,154.17	
		DIAMONDBACK 5.2 270418	170,000.00	172,143.92	

		ENBRIDGE 5.25 270405	155,000.00	156,993.12		
		ENERGY TRAN 5.2 300401	30,000.00	30,839.69		
		EVERSOURCE 4.75 260515	70,000.00	70,205.99		
		INTEL 4.875 260210	155,000.00	155,209.74		
		JOHN DEERE 4.75 260608	140,000.00	140,665.16		
		JPMORGAN 4.851 280725	200,000.00	202,321.90		
		MERCEDS-BNZ 5.375 251126	170,000.00	170,037.26		
		OMERS FINANCE 5.5 331115	250,000.00	268,792.35		
		ONEOK INC 4.25 270924	300,000.00	300,024.12		
		PACIFIC GAS& 4.75 440215	90,000.00	76,116.59		
		SHELL FINAN 4.125 301106	115,000.00	114,752.22		
		SOUTHERN 5.5 290315	125,000.00	129,563.87		
		SOUTHERN CAL 5.9 550301	83,000.00	80,179.76		
		SOUTHERN CAL 6.2 550915	13,000.00	13,097.92		
		STATESTREET 5.272 260803	110,000.00	110,858.34		
		UNITEDHEALTH 1.25 260115	105,000.00	104,472.33		
		VERALTO CORP 5.5 260918	165,000.00	166,687.27		
		VERIZON 2.1 280322	150,000.00	143,207.08		
		社債券 小計		3,991,000.00	3,999,613.71 (618,740,240)	
		米ドル小計		39,022,500.00	37,148,092.00 (5,746,809,831)	
	カナダドル	国債証券	CANADA T-BILL 0 251203	1,185,000.00	1,183,625.40	
CANADA T-BILL 0 251217			848,000.00	846,295.52		
CANADA T-BILL 0 251231			1,782,000.00	1,776,903.48		
CANADA-GOV'T 2.75 300301			77,000.00	77,005.31		
カナダドル小計		3,892,000.00	3,883,829.71 (428,308,740)			
メキシコペソ	国債証券	MBONO 10.0 361120	902,800.00	971,178.07		
		MBONO 7.5 330526	378,000.00	354,514.86		
		MBONO 7.75 341123	733,800.00	688,319.07		
		MBONO 7.75 421113	3,887,300.00	3,346,693.17		
		MBONO 8.0 530731	4,303,100.00	3,709,014.00		
		MEXICAN BONOS 8 550429	607,500.00	523,642.29		
		MEXICAN BONOS 8.5 280302	2,730,500.00	2,770,256.08		
メキシコペソ小計		13,543,000.00	12,363,617.54 (104,467,622)			
ユーロ	国債証券	AUSTRIA 2.95 350220	215,000.00	214,459.05		

BELGIAN GOVT 2.6 301022	250,000.00	249,939.13	
BELGIUM 3.1 350622	355,000.00	351,294.08	
BELGIUM 3.45 430622	123,000.00	116,971.02	
BELGIUM 3.5 550622	193,000.00	170,798.06	
BTPS 2.55 270225	365,000.00	366,772.54	
BTPS 2.65 280615	1,031,000.00	1,039,327.90	
BTPS 2.7 301001	1,136,000.00	1,134,874.22	
BTPS 3.65 350801	250,000.00	254,995.00	
BTPS 3.85 401001	462,000.00	461,525.06	
BTPS 4.1 460430	57,000.00	57,400.99	
BTPS 4.5 531001	77,000.00	79,749.67	
BUND 0 520815	369,000.00	155,152.30	
BUND 2.2 270311	814,000.00	816,039.07	
BUND 2.2 340215	150,000.00	145,623.60	
BUND 2.3 330215	120,000.00	118,412.04	
BUNDESOBL-192 2.2 301010	1,270,000.00	1,263,865.90	
BUNDESSCHATZA 1.9 270916	494,000.00	492,918.14	
FINNISH 2.875 290415	97,000.00	98,767.72	
FINNISH 2.95 550415	91,000.00	78,335.71	
FINNISH GOV'T 3 350915	116,000.00	115,473.59	
FRANCE O.A.T 2.75 300225	381,000.00	383,301.24	
FRANCE O.A.T. 3.6 420525	862,000.00	827,065.72	
HELLENIC RE 4.125 540615	221,000.00	218,856.30	
HELLENIC RE 4.375 380718	340,000.00	365,732.22	
IRISH 2.6 341018	201,000.00	195,904.65	
IRISH GOVT 3.15 551018	57,000.00	51,573.88	
NETHER 0 380115	631,000.00	435,251.18	
NETHER 2.5 300115	391,000.00	393,655.66	
NETHERLANDS G 3.5 560115	65,000.00	65,525.13	
OAT 2.5 270924	410,000.00	412,312.40	
OAT 2.75 290225	832,000.00	840,205.18	
OAT 3.0 341125	1,001,000.00	976,487.51	
OAT 3.25 550525	623,000.00	513,522.70	
OBL 0 261009	807,000.00	793,138.96	
PORTUGAL 3 350615	230,000.00	228,979.26	
PORTUGAL 3.625 540612	39,000.00	37,216.60	
PORTUGAL 3.875 300215	101,000.00	107,349.46	

		REPUBLIC 1.85 490523	295,000.00	214,759.40		
		REPUBLIC 3.45 301020	192,000.00	200,500.33		
		SPA GOVT 1.9 521031	359,000.00	237,262.74		
		SPA GOVT 2.7 300131	1,261,000.00	1,271,844.60		
		SPA GOVT 3.45 430730	171,000.00	164,026.62		
		SPA GOVT 3.5 410131	388,000.00	380,335.44		
		SPANISH GOV'T 3.2 351031	527,000.00	526,276.95		
	国債証券 小計		18,420,000.00	17,623,778.92 (3,163,644,553)		
	特殊債券	CADEPO 1.125 270406	890,000.00	876,556.70		
		CDP FINAN CIA 2.75 320213	492,000.00	486,120.42		
		KOMMUNALBANK 0.05 291024	201,000.00	182,086.56		
		PSPCAP 3.25 340702	250,000.00	250,442.37		
		QUEENSLAND T 3.25 350521	100,000.00	99,510.72		
	特殊債券 小計		1,933,000.00	1,894,716.77 (340,120,607)		
	社債券	CMCSA 0 260914	275,000.00	269,795.86		
社債券 小計		275,000.00	269,795.86 (48,431,054)			
ユーロ小計			20,628,000.00	19,788,291.55 (3,552,196,214)		
英ポンド	国債証券	GILT 1.25 510731	414,000.00	177,870.17		
		GILT 4 631022	337,000.00	263,229.80		
		GILT 4.375 540731	1,285,800.00	1,096,208.66		
		GILT 4.75 431022	10,000.00	9,460.00		
		TSY INF 1.125 371122	55,000.00	102,400.29		
		UK TSY INF 1.125 350922	504,000.00	500,323.84		
		UK TSY GILT 1.125 731022	646,000.00	197,772.90		
		UK TSY GILT 4.75 351022	320,000.00	323,031.96		
		UK TSY I INF 1.75 380922	216,000.00	216,776.60		
	国債証券 小計		3,787,800.00	2,887,074.22 (587,663,957)		
	社債券	NYLIFE 1.5 270715	165,000.00	157,956.35		
	社債券 小計		165,000.00	157,956.35 (32,152,015)		
	英ポンド小計			3,952,800.00	3,045,030.57 (619,815,972)	

スウェーデン クローネ	国債証券	SWEDEN 2.25 350511	965,000.00	929,712.56		
スウェーデンクローネ小計			965,000.00	929,712.56 (15,191,503)		
ノルウェー クローネ	国債証券	NORWAY GOV 1.375 300819	981,000.00	873,166.51		
		NORWAY GOV 3.625 340413	507,000.00	490,784.11		
ノルウェークローネ小計			1,488,000.00	1,363,950.62 (20,854,804)		
デンマーク クローネ	国債証券	DENMARK 4.5 391115	773,000.00	926,898.88		
デンマーククローネ小計			773,000.00	926,898.88 (22,282,649)		
ポーランド ズロチ	国債証券	POLAND GOVT BON 5 351025	650,000.00	635,375.00		
		POLGB 1.75 320425	711,000.00	588,334.31		
		POLGB 5 341025	21,000.00	20,684.98		
		POLGB 6.0 331025	373,000.00	394,784.16		
ポーランドズロチ小計			1,755,000.00	1,639,178.45 (69,632,628)		
オーストラ リアドル	国債証券	AUD GOV 0.5 260921	376,000.00	366,239.04		
		AUD GOV 1.75 510621	1,536,000.00	809,379.84		
		AUD GOV 2.5 300521	168,000.00	158,361.84		
		AUD GOV 4.75 540621	1,007,000.00	962,128.08		
		AUSTRALIAN G 2.75 350621	1,739,000.00	1,512,269.18		
	国債証券 小計		4,826,000.00	3,808,377.98 (384,608,092)		
	地方債証券	MANITOBA (PR 4.85 340828	120,000.00	116,845.20		
		QUEBEC PRO 5.25 340502	275,000.00	277,051.50		
	地方債証券 小計		395,000.00	393,896.70 (39,779,627)		
	特殊債券	PSP CAPITAL 5.25 350227	445,000.00	446,352.80		
	特殊債券 小計		445,000.00	446,352.80 (45,077,169)		
オーストラリアドル小計			5,666,000.00	4,648,627.48 (469,464,888)		
ニュー ジーラン ドドル	国債証券	NZDGOV 4.5 300515	69,000.00	72,349.26		
		NZDGOV 4.5 350515	517,000.00	530,152.48		
		NZDGOV 5 540515	497,000.00	491,783.38		

有価証券届出書（内国投資信託）

ニュージーランドドル小計			1,083,000.00	1,094,285.12 (95,968,805)	
シンガ ポールド ル	国債証券	SINGAPORE 2.75 420401	212,000.00	235,001.97	
シンガポールドル小計			212,000.00	235,001.97 (27,976,984)	
オフショ ア人民元	国債証券	CGB 2.35 340225	13,580,000.00	14,176,494.71	
		CGB 2.55 281015	35,270,000.00	36,399,172.57	
		CGB 3.12 521025	5,520,000.00	6,570,867.79	
		CHINA GOVT B 1.83 350825	1,250,000.00	1,251,871.50	
オフショア人民元小計			55,620,000.00	58,398,406.57 (1,271,893,935)	
合計				12,444,864,575 (12,444,864,575)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3)外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数		組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	国債証券	16銘柄	39.9%	40.8%
	地方債証券	1銘柄	0.4%	0.4%
	社債券	28銘柄	4.9%	5.0%
カナダドル	国債証券	4銘柄	3.4%	3.4%
メキシコペソ	国債証券	7銘柄	0.8%	0.8%
ユーロ	国債証券	45銘柄	24.9%	25.4%
	特殊債券	5銘柄	2.7%	2.7%
	社債券	1銘柄	0.4%	0.4%
英ポンド	国債証券	9銘柄	4.6%	4.7%
	社債券	1銘柄	0.3%	0.3%
スウェーデンクローネ	国債証券	1銘柄	0.1%	0.1%
ノルウェークローネ	国債証券	2銘柄	0.2%	0.2%
デンマーククローネ	国債証券	1銘柄	0.2%	0.2%
ポーランドズロチ	国債証券	4銘柄	0.5%	0.6%
オーストラリアドル	国債証券	5銘柄	3.0%	3.1%
	地方債証券	2銘柄	0.3%	0.3%
	特殊債券	1銘柄	0.4%	0.4%
ニュージーランドドル	国債証券	3銘柄	0.8%	0.8%

シンガポールドル	国債証券	1銘柄	0.2%	0.2%
オフショア人民元	国債証券	4銘柄	10.0%	10.2%

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当表に記載すべき内容は、「（２）注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に開示しておりますので、記載を省略しております。

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（2025年11月18日から2026年 5月17日まで）の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による中間監査を受けております。

【中間財務諸表】

【ＪＡ資産設計ファンド（安定型）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	前計算期間末 2025年11月17日現在	当中間計算期間末 2026年 5月17日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	33,978,688	20,501,859
親投資信託受益証券	485,609,177	482,809,372
未収入金	-	7,800,000
未収利息	446	410
流動資産合計	519,588,311	511,111,641
資産合計	519,588,311	511,111,641
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	5,491,327	-
未払解約金	323,184	-
未払受託者報酬	284,942	273,295
未払委託者報酬	2,564,408	2,459,567
その他未払費用	17,566	8,140
流動負債合計	8,681,427	2,741,002
負債合計	8,681,427	2,741,002
純資産の部		
元本等		
元本	323,019,260	315,533,969
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（　）	187,887,624	192,836,670
（分配準備積立金）	81,327,834	77,454,127
元本等合計	510,906,884	508,370,639
純資産合計	510,906,884	508,370,639
負債純資産合計	519,588,311	511,111,641

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前中間計算期間 自 2024年11月19日 至 2025年 5月18日	当中間計算期間 自 2025年11月18日 至 2026年 5月17日
営業収益		
受取利息	53,884	88,053
有価証券売買等損益	3,270,808	11,934,664
営業収益合計	3,216,924	12,022,717
営業費用		
受託者報酬	299,957	273,295
委託者報酬	2,699,600	2,459,567
その他費用	8,937	8,140
営業費用合計	3,008,494	2,741,002
営業利益又は営業損失（ ）	6,225,418	9,281,715
経常利益又は経常損失（ ）	6,225,418	9,281,715
中間純利益又は中間純損失（ ）	6,225,418	9,281,715
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	240,128	87,571
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	193,288,338	187,887,624
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,776,656	4,891,756
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,776,656	4,891,756
剰余金減少額又は欠損金増加額	7,463,395	9,136,854
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	7,463,395	9,136,854
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	185,616,309	192,836,670

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項目		前計算期間末 2025年11月17日現在	当中間計算期間末 2026年 5月17日現在
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	期首元本額	366,246,402円	323,019,260円
	期中追加設定元本額	17,523,726円	8,303,816円
	期中一部解約元本額	60,750,868円	15,789,107円
2.	中間計算期間の末日における受益権の総数	323,019,260口	315,533,969口
3.	一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	1.5817円 (15,817円)	1.6111円 (16,111円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	前中間計算期間 自 2024年11月19日 至 2025年 5月18日	当中間計算期間 自 2025年11月18日 至 2026年 5月17日
信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額	計算期間を通じて毎日、ＪＡ海外株式マザーファンドの信託財産の純資産総額に年10,000分の75以内の率を乗じて得た報酬の総額に、親投資信託の受益権総口数に占める信託財産に属する親投資信託の受益権口数の持分割合を乗じて得た額及び、ＪＡ海外債券マザーファンドの信託財産の純資産総額に年10,000分の50以内の率を乗じて得た報酬の総額に、親投資信託の受益権総口数に占める信託財産に属する親投資信託の受益権口数の持分割合を乗じて得た額とします。	同左

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	前計算期間末 2025年11月17日現在	当中間計算期間末 2026年 5月17日現在
1．中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	中間貸借対照表計上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2．時価の算定方法	親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左
3．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

【ＪＡ資産設計ファンド（成長型）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	前計算期間末 2025年11月17日現在	当中間計算期間末 2026年 5月17日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	58,682,610	34,211,431
親投資信託受益証券	789,192,279	827,803,468
未収入金	-	16,200,000
未収利息	771	685
流動資産合計	847,875,660	878,215,584
資産合計	847,875,660	878,215,584
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	12,552,538	-
未払解約金	90,725	1,739,492
未払受託者報酬	449,017	461,600
未払委託者報酬	4,490,117	4,615,961
その他未払費用	26,613	13,791
流動負債合計	17,609,010	6,830,844
負債合計	17,609,010	6,830,844
純資産の部		
元本等		
元本	369,192,298	362,897,970
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	461,074,352	508,486,770
（分配準備積立金）	277,601,728	266,043,120
元本等合計	830,266,650	871,384,740
純資産合計	830,266,650	871,384,740
負債純資産合計	847,875,660	878,215,584

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前中間計算期間 自 2024年11月19日 至 2025年 5月18日	当中間計算期間 自 2025年11月18日 至 2026年 5月17日
営業収益		
受取利息	77,296	150,966
有価証券売買等損益	6,248,430	61,168,143
営業収益合計	6,325,726	61,319,109
営業費用		
受託者報酬	435,220	461,600
委託者報酬	4,352,130	4,615,961
その他費用	12,996	13,791
営業費用合計	4,800,346	5,091,352
営業利益又は営業損失（ ）	1,525,380	56,227,757
経常利益又は経常損失（ ）	1,525,380	56,227,757
中間純利益又は中間純損失（ ）	1,525,380	56,227,757
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	62,414	1,319,887
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	417,471,508	461,074,352
剰余金増加額又は欠損金減少額	11,922,811	12,136,173
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	11,922,811	12,136,173
剰余金減少額又は欠損金増加額	24,739,408	19,631,625
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	24,739,408	19,631,625
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	406,117,877	508,486,770

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項目		前計算期間末 2025年11月17日現在	当中間計算期間末 2026年 5月17日現在
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	期首元本額	399,423,972円	369,192,298円
	期中追加設定元本額	17,453,881円	9,472,571円
	期中一部解約元本額	47,685,555円	15,766,899円
2.	中間計算期間の末日における受益権の総数	369,192,298口	362,897,970口
3.	一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	2.2489円 (22,489円)	2.4012円 (24,012円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	前中間計算期間 自 2024年11月19日 至 2025年 5月18日	当中間計算期間 自 2025年11月18日 至 2026年 5月17日
信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額	計算期間を通じて毎日、ＪＡ海外株式マザーファンドの信託財産の純資産総額に年10,000分の75以内の率を乗じて得た報酬の総額に、親投資信託の受益権総口数に占める信託財産に属する親投資信託の受益権口数の持分割合を乗じて得た額及び、ＪＡ海外債券マザーファンドの信託財産の純資産総額に年10,000分の50以内の率を乗じて得た報酬の総額に、親投資信託の受益権総口数に占める信託財産に属する親投資信託の受益権口数の持分割合を乗じて得た額とします。	同左

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	前計算期間末 2025年11月17日現在	当中間計算期間末 2026年 5月17日現在
1．中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	中間貸借対照表計上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2．時価の算定方法	親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左
3．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

【ＪＡ資産設計ファンド（積極型）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	前計算期間末 2025年11月17日現在	当中間計算期間末 2026年 5月17日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	67,412,421	42,833,352
親投資信託受益証券	869,428,091	975,850,943
未収入金	-	15,600,000
未収利息	886	857
流動資産合計	936,841,398	1,034,285,152
資産合計	936,841,398	1,034,285,152
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	15,301,429	-
未払解約金	2,620,666	294,272
未払受託者報酬	482,868	523,855
未払委託者報酬	5,794,418	6,286,158
その他未払費用	27,968	15,657
流動負債合計	24,227,349	7,119,942
負債合計	24,227,349	7,119,942
純資産の部		
元本等		
元本	318,779,790	322,085,000
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	593,834,259	705,080,210
（分配準備積立金）	422,061,308	416,249,115
元本等合計	912,614,049	1,027,165,210
純資産合計	912,614,049	1,027,165,210
負債純資産合計	936,841,398	1,034,285,152

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前中間計算期間 自 2024年11月19日 至 2025年 5月18日	当中間計算期間 自 2025年11月18日 至 2026年 5月17日
営業収益		
受取利息	79,619	170,149
有価証券売買等損益	12,837,470	112,035,869
営業収益合計	12,917,089	112,206,018
営業費用		
受託者報酬	445,967	523,855
委託者報酬	5,351,584	6,286,158
その他費用	13,325	15,657
営業費用合計	5,810,876	6,825,670
営業利益又は営業損失（ ）	7,106,213	105,380,348
経常利益又は経常損失（ ）	7,106,213	105,380,348
中間純利益又は中間純損失（ ）	7,106,213	105,380,348
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	268,172	777,630
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	487,220,653	593,834,259
剰余金増加額又は欠損金減少額	15,894,955	14,996,750
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	15,894,955	14,996,750
剰余金減少額又は欠損金増加額	11,742,144	8,353,517
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	11,742,144	8,353,517
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	498,747,849	705,080,210

（ 3 ）【中間注記表】

（ 重要な会計方針に係る事項に関する注記 ）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（ 中間貸借対照表に関する注記 ）

項目		前計算期間末 2025年11月17日現在	当中間計算期間末 2026年 5月17日現在
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	期首元本額	328,000,144円	318,779,790円
	期中追加設定元本額	15,319,361円	7,800,720円
	期中一部解約元本額	24,539,715円	4,495,510円
2.	中間計算期間の末日における受益権の総数	318,779,790口	322,085,000口
3.	一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	2.8628円 (28,628円)	3.1891円 (31,891円)

（ 中間損益及び剰余金計算書に関する注記 ）

項目	前中間計算期間 自 2024年11月19日 至 2025年 5月18日	当中間計算期間 自 2025年11月18日 至 2026年 5月17日
信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額	計算期間を通じて毎日、ＪＡ海外株式マザーファンドの信託財産の純資産総額に年10,000分の75以内の率を乗じて得た報酬の総額に、親投資信託の受益権総口数に占める信託財産に属する親投資信託の受益権口数の持分割合を乗じて得た額及び、ＪＡ海外債券マザーファンドの信託財産の純資産総額に年10,000分の50以内の率を乗じて得た報酬の総額に、親投資信託の受益権総口数に占める信託財産に属する親投資信託の受益権口数の持分割合を乗じて得た額とします。	同左

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	前計算期間末 2025年11月17日現在	当中間計算期間末 2026年 5月17日現在
1．中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	中間貸借対照表計上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2．時価の算定方法	親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左
3．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（参考情報）

当ファンドは、「ＪＡ日本株式マザーファンド」受益証券、「ＪＡ日本債券マザーファンド」受益証券、「ＪＡ海外株式マザーファンド」受益証券及び「ＪＡ海外債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「ＪＡ日本株式マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2025年11月17日現在	2026年 5月17日現在
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	53,305,713	374,158,395
株式	26,740,048,290	29,390,485,460
未収入金	78,650,286	406,499,335
未収配当金	245,721,144	261,191,830
未収利息	700	7,494
流動資産合計	27,117,726,133	30,432,342,514
資産合計	27,117,726,133	30,432,342,514
負債の部		
流動負債		
未払金	81,946,988	328,302,734
未払解約金	-	342,375,898
流動負債合計	81,946,988	670,678,632
負債合計	81,946,988	670,678,632
純資産の部		
元本等		
元本	5,779,094,141	5,436,883,760
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	21,256,685,004	24,324,780,122
元本等合計	27,035,779,145	29,761,663,882
純資産合計	27,035,779,145	29,761,663,882
負債純資産合計	27,117,726,133	30,432,342,514

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算期間末日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段、又は最終相場に基づいて評価しております。
3.収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目		2025年11月17日現在	2026年 5月17日現在
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	本書における開示対象ファンドの期首	2024年11月19日	2025年11月18日
	同期首元本額	7,069,962,997円	5,779,094,141円
	同期中追加設定元本額	758,998,332円	266,245,159円
	同期中一部解約元本額	2,049,867,188円	608,455,540円
	元本の内訳		
	J A 日本株式ファンド	121,252,752円	120,099,716円
	J A 資産設計ファンド（安定型）	21,878,057円	18,321,484円
	J A 資産設計ファンド（成長型）	62,204,030円	55,005,307円
	J A 資産設計ファンド（積極型）	88,115,240円	83,346,424円
	J A 日本株式私募ファンド（適格機関投資家専用）	3,548,407,790円	3,638,133,981円
	J A グローバルバランス私募ファンド（適格機関投資家専用）	1,937,236,272円	1,521,976,848円
	合計	5,779,094,141円	5,436,883,760円
2.	本書における開示対象ファンドの中間計算期間の末日における受益権の総数	5,779,094,141口	5,436,883,760口
3.	一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	4.6782円 (46,782円)	5.4740円 (54,740円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年11月17日現在	2026年 5月17日現在
1．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2．時価の算定方法	株式 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左
3．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

「ＪＡ日本債券マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2025年11月17日現在	2026年 5月17日現在
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	730,244	361,584
コール・ローン	427,644,241	733,469,729
国債証券	42,869,968,050	37,285,233,550
地方債証券	1,011,020,000	394,360,000
特殊債券	1,898,424,000	1,882,295,000
社債券	11,774,632,000	11,782,657,000
未収入金	-	400,064,000
未収利息	156,235,724	167,994,796
前払費用	31,871,570	26,307,040
流動資産合計	58,170,525,829	52,672,742,699
資産合計	58,170,525,829	52,672,742,699
負債の部		
流動負債		
未払金	-	375,230,000
未払解約金	1,788,436	10,541,218
流動負債合計	1,788,436	385,771,218
負債合計	1,788,436	385,771,218
純資産の部		
元本等		
元本	46,651,429,813	44,072,451,736
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	11,517,307,580	8,214,519,745
元本等合計	58,168,737,393	52,286,971,481
純資産合計	58,168,737,393	52,286,971,481
負債純資産合計	58,170,525,829	52,672,742,699

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価は以下のいずれかから入手した価額によっております。 日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値） 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用いたしません。） 価格情報会社の提供する価額
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算期間末日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段、又は最終相場に基づいて評価しております。
3. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目		2025年11月17日現在	2026年 5月17日現在
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	本書における開示対象ファンドの期首	2024年11月19日	2025年11月18日
	同期首元本額	45,633,538,372円	46,651,429,813円
	同期中追加設定元本額	6,208,377,219円	3,650,931,834円
	同期中一部解約元本額	5,190,485,778円	6,229,909,911円
	元本の内訳		
	J A 日本債券ファンド	1,161,238,182円	977,707,411円
	J A 資産設計ファンド（安定型）	245,915,093円	257,084,515円
	J A 資産設計ファンド（成長型）	233,078,608円	257,276,711円
	J A 資産設計ファンド（積極型）	110,063,130円	129,877,382円
	農林中金＜パートナーズ＞日米6資産分散ファンド（安定運用コース）（為替ヘッジあり）	3,275,840,467円	2,995,970,785円
	農林中金＜パートナーズ＞日米6資産分散ファンド（資産形成コース）（為替ヘッジあり）	4,652,162,674円	4,861,124,900円
	農林中金＜パートナーズ＞日米6資産分散ファンド（安定運用コース）（為替ヘッジなし）	38,636,415円	77,345,405円
	農林中金＜パートナーズ＞日米6資産分散ファンド（資産形成コース）（為替ヘッジなし）	137,543,963円	376,005,461円
	J A 日本債券私募ファンド（適格機関投資家専用）	5,779,135,823円	3,826,519,376円
	J A グローバルバランス私募ファンド（適格機関投資家専用）	31,017,815,458円	30,313,539,790円
	合計	46,651,429,813円	44,072,451,736円
2.	本書における開示対象ファンドの中間計算期間の末日における受益権の総数	46,651,429,813口	44,072,451,736口
3.	一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	1.2469円 (12,469円)	1.1864円 (11,864円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年11月17日現在	2026年 5月17日現在
1．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2．時価の算定方法	国債証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 地方債証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 特殊債券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 社債券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左
3．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

「ＪＡ海外株式マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2025年11月17日現在	2026年 5月17日現在
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	189,464,380	439,038,907
コール・ローン	93,546,022	346,488,904
株式	34,850,845,986	39,294,210,910
派生商品評価勘定	-	46,182
未収入金	1,137,522	1,029,658
未収配当金	21,604,008	29,383,365
未収利息	1,229	6,939
流動資産合計	35,156,599,147	40,110,204,865
資産合計	35,156,599,147	40,110,204,865
負債の部		
流動負債		
未払解約金	241,115	257,312,254
流動負債合計	241,115	257,312,254
負債合計	241,115	257,312,254
純資産の部		
元本等		
元本	3,996,017,614	3,783,911,626
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	31,160,340,418	36,068,980,985
元本等合計	35,156,358,032	39,852,892,611
純資産合計	35,156,358,032	39,852,892,611
負債純資産合計	35,156,599,147	40,110,204,865

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4.収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
5.その他	外貨建取引等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目		2025年11月17日現在	2026年 5月17日現在
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	本書における開示対象ファンドの期首	2024年11月19日	2025年11月18日
	同期首元本額	4,330,983,382円	3,996,017,614円
	同期中追加設定元本額	442,669,422円	29,610,790円
	同期中一部解約元本額	777,635,190円	241,716,778円
	元本の内訳		
	ＪＡ海外株式ファンド	148,481,023円	143,021,455円
	ＪＡ資産設計ファンド（安定型）	5,796,759円	4,914,442円
	ＪＡ資産設計ファンド（成長型）	14,126,558円	12,652,412円
	ＪＡ資産設計ファンド（積極型）	25,939,561円	24,838,829円
	ＪＡ海外株式私募ファンド（適格機関投資家専用）	3,123,038,365円	3,064,301,762円
	ＪＡグローバルバランス私募ファンド（適格機関投資家専用）	678,635,348円	534,182,726円
	合計	3,996,017,614円	3,783,911,626円
2.	本書における開示対象ファンドの中間計算期間の末日における受益権の総数	3,996,017,614口	3,783,911,626口
3.	一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	8.7978円 (87,978円)	10.5322円 (105,322円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年11月17日現在	2026年 5月17日現在
1．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2．時価の算定方法	株式 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	株式 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 為替予約取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。
3．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

（2025年11月17日現在）

該当事項はありません。

（2026年 5月17日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	米ドル	5,397,294	-	5,404,416	7,122
	売建				
	英ポンド	5,397,294	-	5,358,234	39,060
合計		10,794,588	-	10,762,650	46,182

（注）時価の算定方法

1. 対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該仲値で評価しております。

為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち受渡日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合には、発表されているもので為替予約の受渡日に最も近い先物相場の仲値で評価しております。

2. 対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

3. 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

「ＪＡ海外債券マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2025年11月17日現在	2026年 5月17日現在
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	171,377,460	269,669,052
コール・ローン	90,305,974	118,337,549
国債証券	11,273,874,215	11,210,539,680
地方債証券	86,469,275	162,924,242
特殊債券	385,197,776	309,303,820
社債券	699,323,309	782,266,315
派生商品評価勘定	46,564,566	39,583,432
未収入金	211,409,662	269,982,558
未収利息	75,010,381	71,838,479
前払費用	28,025,443	41,097,499
流動資産合計	13,067,558,061	13,275,542,626
資産合計	13,067,558,061	13,275,542,626
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	45,576,337	46,979,588
未払金	299,019,018	340,705,424
流動負債合計	344,595,355	387,685,012
負債合計	344,595,355	387,685,012
純資産の部		
元本等		
元本	3,074,921,651	2,995,193,134
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	9,648,041,055	9,892,664,480
元本等合計	12,722,962,706	12,887,857,614
純資産合計	12,722,962,706	12,887,857,614
負債純資産合計	13,067,558,061	13,275,542,626

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価は以下のいずれかから入手した価額によっております。 日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値） 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用いたしません。） 価格情報会社の提供する価額
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4.収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
5.その他	外貨建取引等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目		2025年11月17日現在	2026年 5月17日現在
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	本書における開示対象ファンドの期首	2024年11月19日	2025年11月18日
	同期首元本額	3,221,029,456円	3,074,921,651円
	同期中追加設定元本額	16,458,270円	29,502,286円
	同期中一部解約元本額	162,566,075円	109,230,803円
	元本の内訳		
	J A 海外債券ファンド	49,952,655円	50,505,217円
	J A 資産設計ファンド（安定型）	6,194,020円	5,985,083円
	J A 資産設計ファンド（成長型）	20,127,375円	20,501,440円
	J A 資産設計ファンド（積極型）	22,176,231円	24,151,385円
	J A 海外債券私募ファンド（適格機関投資家専用）	2,251,364,649円	2,243,900,693円
	J A グローバルバランス私募ファンド（適格機関投資家専用）	725,106,721円	650,149,316円
	合計	3,074,921,651円	2,995,193,134円
2.	本書における開示対象ファンドの中間計算期間の末日における受益権の総数	3,074,921,651口	2,995,193,134口
3.	一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	4.1377円 (41,377円)	4.3028円 (43,028円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年11月17日現在	2026年 5月17日現在
1．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2．時価の算定方法	国債証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 地方債証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 特殊債券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 社債券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 為替予約取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左
3．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

（通貨関連）

（2025年11月17日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	米ドル	1,627,950,792	-	1,658,637,289	30,686,497
	カナダドル	237,767,951	-	239,676,058	1,908,107
	メキシコペソ	26,227,193	-	26,698,691	471,498
	ユーロ	371,247,087	-	373,735,293	2,488,206
	英ポンド	228,005,539	-	229,064,209	1,058,670
	スイスフラン	24,678,605	-	25,312,728	634,123
	スウェーデンクローネ	33,026,929	-	33,223,410	196,481
	ノルウェークローネ	44,331,238	-	44,592,195	260,957

	デンマーククローネ	4,104,760	-	4,132,472	27,712
	ポーランドズロチ	24,824,476	-	25,065,195	240,719
	オーストラリアドル	174,754,390	-	176,411,136	1,656,746
	ニュージーランドドル	163,074,467	-	163,508,807	434,340
	シンガポールドル	97,213,299	-	98,296,724	1,083,425
	イスラエルシェケル	55,874,407	-	56,978,076	1,103,669
	オフショア人民元	204,802,849	-	207,821,005	3,018,156
	売建				
	米ドル	1,689,933,190	-	1,710,929,158	20,995,968
	カナダドル	462,845,670	-	477,463,911	14,618,241
	メキシコペソ	46,288,327	-	46,929,055	640,728
	ユーロ	192,573,663	-	193,886,665	1,313,002
	英ポンド	130,237,560	-	130,690,584	453,024
	スイスフラン	49,598,900	-	50,625,458	1,026,558
	スウェーデンクローネ	91,202,600	-	91,507,230	304,630
	ノルウェークローネ	26,091,260	-	26,068,109	23,151
	ポーランドズロチ	11,718,948	-	11,875,220	156,272
	オーストラリアドル	458,347,450	-	462,562,304	4,214,854
	ニュージーランドドル	144,817,100	-	145,195,118	378,018
	シンガポールドル	6,442,700	-	6,545,181	102,481
	イスラエルシェケル	7,786,614	-	7,887,066	100,452
	合計	6,635,767,964	-	6,725,318,347	988,229

（2026年 5月17日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	米ドル	2,486,540,882	-	2,465,332,980	21,207,902
	カナダドル	71,077,681	-	70,340,869	736,812
	メキシコペソ	199,081,081	-	199,359,052	277,971
	ユーロ	687,931,608	-	679,829,997	8,101,611

英ポンド	451,132,625	-	444,595,903	6,536,722
スイスフラン	56,612,873	-	55,958,292	654,581
スウェーデン クローネ	20,873,915	-	20,639,290	234,625
ノルウェーク ローネ	16,705,364	-	16,628,820	76,544
デンマークク ローネ	4,303,411	-	4,249,844	53,567
ポーランドズ ロチ	50,149,742	-	49,572,114	577,628
オーストラリ アドル	148,946,461	-	148,517,243	429,218
ニュージーラ ンドドル	91,399,799	-	91,244,563	155,236
シンガポール ドル	176,194,415	-	174,205,089	1,989,326
イスラエル シェケル	58,895,129	-	59,560,082	664,953
オフショア人 民元	75,657,136	-	75,024,622	632,514
売建				
米ドル	2,108,961,240	-	2,095,976,119	12,985,121
カナダドル	469,925,972	-	464,608,968	5,317,004
メキシコペソ	287,438,569	-	287,196,860	241,709
ユーロ	342,452,980	-	339,705,028	2,747,952
英ポンド	342,985,679	-	339,129,090	3,856,589
スイスフラン	18,246,600	-	18,181,395	65,205
スウェーデン クローネ	12,629,000	-	12,299,332	329,668
ノルウェーク ローネ	17,066,640	-	17,259,862	193,222
ポーランドズ ロチ	4,329,830	-	4,344,620	14,790
オーストラリ アドル	652,501,147	-	648,108,524	4,392,623
ニュージーラ ンドドル	241,695,420	-	239,120,467	2,574,953
シンガポール ドル	89,197,560	-	88,343,321	854,239
イスラエル シェケル	8,071,485	-	8,181,330	109,845
合計	9,191,004,244	-	9,117,513,676	7,396,156

（注）時価の算定方法

1. 対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該仲値で評価しております。

為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち受渡日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合には、発表されているもので為替予約の受渡日に最も近い先物相場の仲値で評価しております。

2. 対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

3. 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

J A 資産設計ファンド（安定型）

（2026年 6月30日現在）

資産総額	518,933,605円
負債総額	677,240円
純資産総額（ - ）	518,256,365円
発行済口数	316,102,222口
1万口当たり純資産額（ / ）	16,395円

J A 資産設計ファンド（成長型）

（2026年 6月30日現在）

資産総額	892,715,783円
負債総額	1,277,273円
純資産総額（ - ）	891,438,510円
発行済口数	361,449,957口
1万口当たり純資産額（ / ）	24,663円

J A 資産設計ファンド（積極型）

（2026年 6月30日現在）

資産総額	1,064,455,126円
負債総額	1,782,733円
純資産総額（ - ）	1,062,672,393円
発行済口数	322,037,836口
1万口当たり純資産額（ / ）	32,998円

（参考）

J A 日本株式マザーファンド

純資産額計算書

（2026年 6月30日現在）

資産総額	31,292,832,816円
負債総額	247,349,687円
純資産総額（ - ）	31,045,483,129円
発行済口数	5,391,324,643口
1万口当たり純資産額（ / ）	57,584円

ＪＡ日本債券マザーファンド

純資産額計算書

(2026年 6月30日現在)

資産総額	53,721,050,953円
負債総額	446,825,858円
純資産総額（ - ）	53,274,225,095円
発行済口数	44,647,047,435口
1万口当たり純資産額（ / ）	11,932円

ＪＡ海外株式マザーファンド

純資産額計算書

(2026年 6月30日現在)

資産総額	41,279,287,543円
負債総額	42,424円
純資産総額（ - ）	41,279,245,119円
発行済口数	3,771,966,122口
1万口当たり純資産額（ / ）	109,437円

ＪＡ海外債券マザーファンド

純資産額計算書

(2026年 6月30日現在)

資産総額	13,365,184,814円
負債総額	121,512,567円
純資産総額（ - ）	13,243,672,247円
発行済口数	2,994,798,174口
1万口当たり純資産額（ / ）	44,222円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）受益証券の名義書換手続き

該当事項はありません。

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（２）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（３）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（４）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（５）受益権の再分割

社振法に定めるところにしたがい、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（６）償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

（７）質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額（2026年6月30日現在）

1,466百万円

発行する株式の総数：92,330株（普通株式92,328株、A種優先株式1株、B種優先株式1株）

発行済株式総数：29,330株（普通株式29,328株、A種優先株式1株、B種優先株式1株）

最近5年間における資本金の額の増減

- ・2021年9月3日に普通株式9,072株を消却、またA種優先株式1株およびB種優先株式1株を発行し2円増資。2021年9月8日に1,953,600,000円減資（資本金1,466百万円）

（注）A種優先株式およびB種優先株式は議決権を有しません。

（2）委託会社等の機構

a．委託会社等の機構（委託会社等の意思決定機構）

定款に基づき、10名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、総株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠により選任された取締役の任期は、退任者の残存期間とします。

取締役会はその決議をもって、取締役の中より取締役社長1名を置くとともに、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選任することができます。また取締役の中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集します。また、取締役会長が取締役会の議長となります。取締役会長に事故がある時は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わります。取締役会の招集通知は、開催日の3日前までに発することとします。また、取締役および監査役全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができます。

取締役会は、法令または定款に定められた事項を決議します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

b．運用プロセス（投資運用の意思決定機構）

運用に関する会議等

1．投資戦略委員会

原則として月1回以上開催し、投資環境や市場動向等を踏まえ、最適な資産配分を決定します。

2．資産ポートフォリオ委員会

原則として月1回以上開催し、個別資産毎にセクター、スタイル、ファクター等のリスク配分を決定します。

3．銘柄会議

必要に応じ開催し、ポートフォリオ構築に必要な銘柄の相対的な優位性等を決定します。

4．運用リスク管理会議

原則として月1回開催し、ファンド運用資産に係るリスクを的確に把握・管理することを目的に、運用リスクや運用パフォーマンスの状況ならびに、コンプライアンス委員会において報告される事項を除く、法令、協会ルール、信託約款、契約細則等の遵守状況の検証および、運用計画と実績の検証結果について報告・審議を行います。

5．プロダクトガバナンス会議

原則として年4回開催し、当社の金融商品の商品性検証等を踏まえた対応やプロダクトガバナンス体制にかかる事項について報告・審議を行います。

6．コンプライアンス委員会

原則として年４回開催し、ファンドの法令等（法令、協会ルール、信託約款等）の遵守状況など運用の適切性確保に関する遵守状況の報告・審議を行います。

運用の流れ

１．運用方針の決定

経済環境や市場環境等グローバルな投資情報の分析等に基づき、最適な資産配分を決定した後、個別資産毎のリスク配分および資産構成銘柄等を組織的な意思決定プロセスを通じて決定しています。

２．運用の実践

ファンドマネージャーは、ファンド毎のリスク許容度やガイドライン等を考慮しながら、上記決定を受けた運用方針に基づいた運用を行います。

３．運用状況の評価

ファンドの運用状況については、運用リスク管理会議やコンプライアンス委員会による運用状況等の評価を通じ、最適な投資行動を実践しているかの確認を行っています。

２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。

2026年６月30日現在、委託者が運用を行っている証券投資信託は以下のとおりです。

種別（基本的性格）	本数	純資産総額
株式投資信託	271本	3,976,646百万円
公社債投資信託	55本	205,266百万円
合計	326本	4,181,913百万円

3【委託会社等の経理状況】

- 1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により、作成しております。
- 2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

		前事業年度 (2025年3月31日)		当事業年度 (2026年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金及び預金	1		16,704,152		17,381,616
分別金信託			100,000		100,000
有価証券			2,988		-
前払費用			514,878		583,693
未収委託者報酬			1,736,116		1,704,612
未収運用受託報酬	1		1,854,222		4,313,628
未収投資助言報酬	1		708,929		540,206
未収収益			-		4,288
その他			440,127		91,041
流動資産計			22,061,414		24,719,088
固定資産					
有形固定資産			792,130		730,813
建物	2	557,557		548,169	
器具備品	2	234,572		182,644	
無形固定資産			4,258		3,588
商標権		1,864		1,194	
電話加入権等		2,394		2,394	
投資その他の資産			1,702,118		1,985,856
投資有価証券		879,276		1,138,462	
長期差入保証金		361,748		356,321	
長期前払費用		10,524		5,422	
会員権		6,700		6,700	
繰延税金資産		443,869		478,949	
固定資産計			2,498,508		2,720,257
資産合計			24,559,922		27,439,346

		前事業年度 (2025年3月31日)		当事業年度 (2026年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			745,435		1,093,582
未払金			1,337,144		1,650,929
未払収益分配金		13		13	
未払償還金		3,132		3,132	
未払手数料		376,862		409,026	
未払運用委託料		947,419		1,228,217	
その他未払金		9,716		10,539	
未払費用			296,313		394,086
未払法人税等			613,191		1,408,645
未払消費税等			139,479		97,824
賞与引当金			458,842		471,178
流動負債計			3,590,408		5,116,247
固定負債					
退職給付引当金			325,011		297,927
役員退任慰労引当金			23,200		41,500
固定負債計			348,211		339,427
負債合計			3,938,619		5,455,674
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			1,466,400		1,466,400
利益剰余金					
利益準備金		366,600		366,600	
その他利益剰余金		18,711,133		19,956,248	
別途積立金		8,538,121		8,538,121	
繰越利益剰余金		10,173,012		11,418,127	
利益剰余金計			19,077,733		20,322,848
株主資本計			20,544,133		21,789,248
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金			77,169		194,423
評価・換算差額等計			77,169		194,423
純資産合計			20,621,303		21,983,671
負債純資産合計			24,559,922		27,439,346

（２）【損益計算書】

		前事業年度 （自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日）		当事業年度 （自 2025年4月 1日 至 2026年3月31日）	
区分	注記 番号	金額 （千円）		金額 （千円）	
営業収益	1				
委託者報酬			7,415,109		7,057,944
運用受託報酬			7,089,765		8,843,373
投資助言報酬			6,188,291		5,808,015
その他営業収益			10		-
営業収益計			20,693,175		21,709,333
営業費用					
支払手数料			1,380,532		1,479,385
広告宣伝費			103,122		82,741
調査費			1,608,111		1,783,330
調査費		1,563,042		1,727,914	
委託調査費		42,689		52,407	
図書費		2,378		3,008	
委託計算費			421,735		403,568
外部運用委託料			3,383,973		3,515,446
営業雑経費			217,346		240,948
通信費		77,575		83,585	
印刷費		82,139		94,696	
協会費		17,422		15,783	
諸会費		2,147		2,292	
その他営業雑経費		38,061		44,591	
営業費用計			7,114,821		7,505,421
一般管理費					
給料			3,052,483		3,373,001
役員報酬		108,399		106,927	
給料・手当		2,097,110		2,346,651	
賞与		376,031		429,944	
賞与引当金繰入額		458,842		471,178	
役員退任慰労引当金繰入額		12,100		18,300	
福利厚生費			396,902		439,450
交際費			14,527		17,364
旅費交通費			107,730		121,038
租税公課			168,643		176,685
不動産賃借料			440,141		443,245
役員退任慰労金			1,200		-
退職給付費用			119,350		130,331
固定資産減価償却費			117,965		105,576
業務委託費			812,212		893,870
諸経費			437,082		452,821
一般管理費計			5,668,239		6,153,386
営業利益			7,910,114		8,050,526

		前事業年度 （自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日）		当事業年度 （自 2025年4月 1日 至 2026年3月31日）	
区分	注記 番号	金額 （千円）		金額 （千円）	
営業外収益					
受取配当金			58,724		68,764
受取利息			6,401		28,979
投資有価証券償還益			86		9,663
その他			2,379		2,505
営業外収益計			67,591		109,912
営業外費用					
支払利息			790		-
投資有価証券償還損			5,821		1,158
その他			1,761		2,206
営業外費用計			8,374		3,365
經常利益			7,969,332		8,157,073
特別損失					
固定資産除却損	2		532		92
特別損失計			532		92
税引前当期純利益			7,968,799		8,156,981
法人税、住民税及び事業税			2,385,816		2,531,086
法人税等調整額			4,287		89,034
法人税等合計			2,381,529		2,442,051
当期純利益			5,587,270		5,714,930

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2024年4月 1 日 至 2025年3月31日)

(単位：千円)

項目	株主資本					
	資本金	利益剰余金				株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計	
			別途積立金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当期首残高	1,466,400	366,600	8,538,121	11,305,932	20,210,654	21,677,054
当期変動額						
剰余金の配当				6,720,190	6,720,190	6,720,190
当期純利益				5,587,270	5,587,270	5,587,270
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	—	—	1,132,920	1,132,920	1,132,920
当期末残高	1,466,400	366,600	8,538,121	10,173,012	19,077,733	20,544,133

(単位：千円)

項目	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	117,488	117,488	21,794,542
当期変動額			
剰余金の配当			6,720,190
当期純利益			5,587,270
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	40,318	40,318	40,318
当期変動額合計	40,318	40,318	1,173,238
当期末残高	77,169	77,169	20,621,303

当事業年度(自 2025年4月 1 日 至 2026年3月31日)

(単位：千円)

項目	株主資本					
	資本金	利益剰余金				株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計	
			別途積立金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当期首残高	1,466,400	366,600	8,538,121	10,173,012	19,077,733	20,544,133
当期変動額						
剰余金の配当				4,469,816	4,469,816	4,469,816
当期純利益				5,714,930	5,714,930	5,714,930
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	—	—	1,245,114	1,245,114	1,245,114
当期末残高	1,466,400	366,600	8,538,121	11,418,127	20,322,848	21,789,248

(単位：千円)

項目	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	77,169	77,169	20,621,303
当期変動額			
剰余金の配当			4,469,816
当期純利益			5,714,930
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	117,254	117,254	117,254
当期変動額合計	117,254	117,254	1,362,368
当期末残高	194,423	194,423	21,983,671

重要な会計方針

１．有価証券の評価基準及び評価方法

（１） 其他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

総平均法による原価法を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

（１） 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物、建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

器具備品 3～15年

（２） 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権 10年

３．引当金の計上基準

（１） 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額を計上しております。

（２） 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

（３） 役員退任慰労引当金

役員の退任慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

４．収益の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
1 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは次のとおりであります。 預金 16,419,140千円 未収運用受託報酬 801,153千円 未収投資助言報酬 525,024千円 2 有形固定資産の減価償却累計額 建物 35,150千円 器具備品 238,216千円 合計 273,367千円	1 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは次のとおりであります。 預金 17,040,098千円 未収運用受託報酬 236,000千円 未収投資助言報酬 537,086千円 2 有形固定資産の減価償却累計額 建物 52,471千円 器具備品 284,730千円 合計 337,202千円

（損益計算書関係）

前事業年度 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月 1日 至 2026年3月31日)
1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 営業収益 8,801,341千円 2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 器具備品 532千円	1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 営業収益 6,677,550千円 2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 器具備品 92千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式（株）	29,328	-	-	29,328
A種優先株式（株）	1	-	-	1
B種優先株式（株）	1	-	-	1
合計（株）	29,330	-	-	29,330

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額 （千円）	基 準 日	効力発生日
2024年6月24日 定時株主総会	A種優先株式	5,916,455	5,916,455	2024年3月31日	2024年6月25日
	B種優先株式	803,734	803,734	2024年3月31日	2024年6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額 （千円）	基 準 日	効力発生日
2025年6月30日 定時株主総会	A種優先株式	3,744,811	利益剰余金	3,744,811	2025年3月31日	2025年7月1日
	B種優先株式	725,004	利益剰余金	725,004	2025年3月31日	2025年7月1日

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式（株）	29,328	-	-	29,328
A種優先株式（株）	1	-	-	1
B種優先株式（株）	1	-	-	1
合計（株）	29,330	-	-	29,330

２．配当に関する事項

（１）配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（千円）	基 準 日	効力発生日
2025年6月30日 定時株主総会	A種優先株式	3,744,811	3,744,811	2025年3月31日	2025年7月1日
	B種優先株式	725,004	725,004	2025年3月31日	2025年7月1日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額 （千円）	基 準 日	効力発生日
2026年6月24日 定時株主総会	A種優先株式	3,603,606	利益剰余金	3,603,606	2026年3月31日	2026年6月25日
	B種優先株式	968,337	利益剰余金	968,337	2026年3月31日	2026年6月25日

（リース取引関係）

前事業年度 2025年3月31日	当事業年度 2026年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については主に安全性の高い金融商品により行っております。なお、投資有価証券に含まれる投資信託については、市場リスクに晒されておりますが、その取得については、社内規定により、取得金額の上限を定めるとともに、当社が設定する投資信託について、当初設定時における取得、または商品性を適正に維持するための取得に限定しており、毎月時価の把握を行っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
有価証券及び投資有価証券 其他有価証券（*1）（*2）	880,577	880,577	-
資産計	880,577	880,577	-

（*1）「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未収運用受託報酬」、「未収投資助言報酬」、「未払法人税等」については、現金であること、あるいは短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

（*2）市場価格のない株式等は、「有価証券及び投資有価証券 其他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は1,687千円であります。

当事業年度（2026年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
有価証券及び投資有価証券 其他有価証券（*1）（*2）	1,136,775	1,136,775	-
資産計	1,136,775	1,136,775	-

（*1）「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未収運用受託報酬」、「未収投資助言報酬」、「未払運用委託料」、「未払法人税等」については、現金であること、あるいは短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

（*2）市場価格のない株式等は、「有価証券及び投資有価証券 其他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は1,687千円であります。

３．金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

当事業年度におけるレベルごとの時価は次のとおりであります。

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：レベル 1 のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他の有価証券				
投資信託	-	1,136,775	-	1,136,775
資産計	-	1,136,775	-	1,136,775

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

投資信託

当社の保有している投資信託は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。なお、投資信託の時価は、基準価額によっております。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

4. 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(2025年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	16,704,152	-	-	-
未収委託者報酬	1,736,116	-	-	-
未収運用受託報酬	1,854,222	-	-	-
未収投資助言報酬	708,929	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他の有価証券のうち満期 のあるもの	2,988	30,675	119,570	20,051
合計	21,006,408	30,675	119,570	20,051

当事業年度(2026年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	17,381,616	-	-	-
未収委託者報酬	1,704,612	-	-	-
未収運用受託報酬	4,313,628	-	-	-
未収投資助言報酬	540,206	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他の有価証券のうち満期 のあるもの	-	50,063	145,089	-
合計	23,940,064	50,063	145,089	-

５．社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

前事業年度（2025年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2026年3月31日）

該当事項はありません。

（有価証券関係）

１．満期保有目的の債券

前事業年度（2025年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2026年3月31日）

該当事項はありません。

２．その他有価証券

前事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	550,136	416,805	133,331
	小計	550,136	416,805	133,331
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	330,441	351,068	20,626
	小計	330,441	351,068	20,626
合計		880,577	767,873	112,704

（注）時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があるとは判断される銘柄を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしておりますが、当事業年度においては、該当事項はありません。

また、時価が著しく下落したと判断するための根拠を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下の水準で一定期間推移している銘柄

当事業年度（2026年3月31日）

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	936,245	636,805	299,440
	小計	936,245	636,805	299,440
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	200,530	216,057	15,527
	小計	200,530	216,057	15,527
合計		1,136,775	852,862	283,912

（注）時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があるとは判断される銘柄を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしておりますが、当事業年度においては、該当事項はありません。

また、時価が著しく下落したと判断するための根拠を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下の水準で一定期間推移している銘柄

３．売却したその他有価証券

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（2025年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2026年3月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度であります。）を採用しております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

２．確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表（単位：千円）

	前事業年度 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月 1日 至 2026年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	321,281	325,011
退職給付費用	49,445	50,303
退職給付の支払額	45,715	77,387
退職給付引当金の期末残高	325,011	297,927

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表（単位：千円）

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	325,011	297,927
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	325,011	297,927
退職給付引当金	325,011	297,927
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	325,011	297,927

(3) 退職給付費用

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月 1日 至 2026年3月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	49,445	50,303

（税効果会計関係）

（単位：千円）

前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)																																																																				
1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 <table> <tr> <td>ソフトウェア償却超過額</td><td>173,635</td></tr> <tr> <td>敷金償却否認</td><td>3,426</td></tr> <tr> <td>会員権評価損否認</td><td>2,667</td></tr> <tr> <td>電話加入権評価損</td><td>1,436</td></tr> <tr> <td>繰延資産償却超過額</td><td>7,882</td></tr> <tr> <td>賞与引当金</td><td>140,497</td></tr> <tr> <td>役員退任慰労引当金</td><td>7,312</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>102,242</td></tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>6,491</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>36,758</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>3,544</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>485,895</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>-</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>485,895</td></tr> </table> 繰延税金負債 <table> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>42,025</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td><td>42,025</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td>443,869</td></tr> </table> 2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	ソフトウェア償却超過額	173,635	敷金償却否認	3,426	会員権評価損否認	2,667	電話加入権評価損	1,436	繰延資産償却超過額	7,882	賞与引当金	140,497	役員退任慰労引当金	7,312	退職給付引当金	102,242	その他有価証券評価差額金	6,491	未払事業税	36,758	その他	3,544	繰延税金資産小計	485,895	評価性引当額	-	繰延税金資産合計	485,895	その他有価証券評価差額金	42,025	繰延税金負債合計	42,025	繰延税金資産の純額	443,869	1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 <table> <tr> <td>ソフトウェア償却超過額</td><td>205,087</td></tr> <tr> <td>敷金償却否認</td><td>5,137</td></tr> <tr> <td>会員権評価損否認</td><td>2,667</td></tr> <tr> <td>電話加入権評価損</td><td>1,436</td></tr> <tr> <td>繰延資産償却超過額</td><td>18,998</td></tr> <tr> <td>賞与引当金</td><td>148,515</td></tr> <tr> <td>役員退任慰労引当金</td><td>13,080</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>93,906</td></tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>4,894</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>75,688</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>3,920</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>573,333</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>-</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>573,333</td></tr> </table> 繰延税金負債 <table> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>94,383</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td><td>94,383</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td>478,949</td></tr> </table> 2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	ソフトウェア償却超過額	205,087	敷金償却否認	5,137	会員権評価損否認	2,667	電話加入権評価損	1,436	繰延資産償却超過額	18,998	賞与引当金	148,515	役員退任慰労引当金	13,080	退職給付引当金	93,906	その他有価証券評価差額金	4,894	未払事業税	75,688	その他	3,920	繰延税金資産小計	573,333	評価性引当額	-	繰延税金資産合計	573,333	その他有価証券評価差額金	94,383	繰延税金負債合計	94,383	繰延税金資産の純額	478,949
ソフトウェア償却超過額	173,635																																																																				
敷金償却否認	3,426																																																																				
会員権評価損否認	2,667																																																																				
電話加入権評価損	1,436																																																																				
繰延資産償却超過額	7,882																																																																				
賞与引当金	140,497																																																																				
役員退任慰労引当金	7,312																																																																				
退職給付引当金	102,242																																																																				
その他有価証券評価差額金	6,491																																																																				
未払事業税	36,758																																																																				
その他	3,544																																																																				
繰延税金資産小計	485,895																																																																				
評価性引当額	-																																																																				
繰延税金資産合計	485,895																																																																				
その他有価証券評価差額金	42,025																																																																				
繰延税金負債合計	42,025																																																																				
繰延税金資産の純額	443,869																																																																				
ソフトウェア償却超過額	205,087																																																																				
敷金償却否認	5,137																																																																				
会員権評価損否認	2,667																																																																				
電話加入権評価損	1,436																																																																				
繰延資産償却超過額	18,998																																																																				
賞与引当金	148,515																																																																				
役員退任慰労引当金	13,080																																																																				
退職給付引当金	93,906																																																																				
その他有価証券評価差額金	4,894																																																																				
未払事業税	75,688																																																																				
その他	3,920																																																																				
繰延税金資産小計	573,333																																																																				
評価性引当額	-																																																																				
繰延税金資産合計	573,333																																																																				
その他有価証券評価差額金	94,383																																																																				
繰延税金負債合計	94,383																																																																				
繰延税金資産の純額	478,949																																																																				

（資産除去債務関係）

前事業年度 （自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日）	当事業年度 （自 2025年4月 1日 至 2026年3月31日）
本社は不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しております。 当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項、第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上しております。	本社は不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しております。 当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項、第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上しております。

（収益認識に関する注記）

当社は、投資運用業により委託者報酬、運用受託報酬、投資助言報酬を稼得しております。

1. 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回、もしくは年1回受取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。
2. 運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた投資顧問報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年1回あるいは年2回受取ります。当該報酬は顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。
3. 投資助言報酬は、投資助言契約で定められた投資助言報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年1回、もしくは年4回受取ります。当該報酬は顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

当事業年度の顧客との契約から生じる収益を分解した情報は損益計算書記載の通りです。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は損益計算書に記載されております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	ケイマン	合計
17,087,895	3,605,280	20,693,175

（注）営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
農林中央金庫	9,253,165	投資運用業
Maples Trustee Services (Cayman) Limited	2,954,790	投資運用業
全国共済農業協同組合連合会	1,768,075	投資運用業

（注）営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬、投資一任契約による運用受託報酬及び投資助言契約による投資助言報酬を顧客ごとに集計しております。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は損益計算書に記載されております。

2．地域ごとの情報

(1)営業収益

（単位：千円）

日本	ケイマン	ルクセンブルク	合計
16,125,443	5,583,890	9,170	21,709,333

（注）営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
農林中央金庫	7,333,622	投資運用業
Maples Trustee Services (Cayman) Limited	4,467,874	投資運用業
農中信託銀行株式会社	2,094,292	投資運用業
全国共済農業協同組合連合会	1,683,445	投資運用業

（注）営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬、投資一任契約による運用受託報酬及び投資助言契約による投資助言報酬を顧客ごとに集計しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれんの発生益に関する情報]

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

１．関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	農林中央金庫	東京都千代田区	4,817,427	金融業	被所有 直接 66.66%	当社投資信託の購入・募集・販売の取扱、投資一任契約等の締結、投資助言契約の締結 役員の兼任	運用受託報酬の受取(注1)	2,780,236	未収投資一任報酬	801,153
							投資助言報酬の受取(注1)	6,021,105	未収投資助言報酬	525,024

（注1）取引条件は、アームズレンジスルールにおけるガイドラインに従い、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

兄弟会社等

属性	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社	農林中金バリューストメンツ株式会社	東京都千代田区	444	金融業	-	当社投資信託の外部運用委託	外部運用委託(注1)	786,741	未払運用委託料	311,277

（注1）取引条件は、アームズレンジスルールにおけるガイドラインに従い、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

農林中央金庫（非上場）

（２）重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

１．関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	農林中央金庫	東京都千代田区	4,817,427	金融業	被所有 直接 66.66%	当社投資信託の購入・募集・販売の取扱、投資一任契約等の締結、投資助言契約の締結 役員の兼任	運用受託報酬の受取(注1)	898,695	未収投資一任報酬	236,000
							投資助言報酬の受取(注1)	5,778,855	未収投資助言報酬	537,086

（注1）取引条件は、アームズレンジスルールにおけるガイドラインに従い、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

兄弟会社等

属性	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社 の子会社	農中信託 銀行株式 会社	東京都 千代田区	20,000	金融業	-	当社投資信託 の購入・募 集・販売の取 扱、投資一任 契約等の締 結、投資助言 契約等の締結	運用受託報 酬の受取 (注1)	2,074,812	未収投資 一任報酬	2,072,150

（注1）取引条件は、アームズレングスルールにおけるガイドラインに従い、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

属性	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社 の子会社	農林中金 バリュエ ンベス トメンツ 株式会社	東京都 千代田区	444	金融業	-	当社投資信託 の外部運用委 託	外部運用委 託料の支払 (注1)	706,043	未払運用 委託料	338,884

（注1）取引条件は、アームズレングスルールにおけるガイドラインに従い、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

農林中央金庫（非上場）

（２）重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

	前事業年度 （自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日）	当事業年度 （自 2025年4月 1日 至 2026年3月31日）
１株当たり純資産額	346,281円04銭	350,279円07銭
１株当たり当期純利益金額	- 銭	- 銭

（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載して
おりません。

２．１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （2025年3月31日）	当事業年度 （2026年3月31日）
純資産の部の合計額（千円）	20,621,303	21,983,671
純資産の部の合計額から控除する金額 （千円）	10,465,572	11,710,687
（うちＡ種優先株式優先配当額・Ｂ種 優先株式優先配当額）	（5,587,270）	（5,714,930）
（うちＡ種優先株式未分配配当額・Ｂ 種優先株式未分配配当額）	（4,878,302）	（5,995,756）
普通株式に係る期末の純資産額 （千円）	10,155,730	10,272,984
１株当たり純資産額の算定に用いられ た期末の普通株式の数（株）	29,328	29,328

３．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日）	当事業年度 （自 2025年4月 1日 至 2026年3月31日）
当期純利益金額（千円）	5,587,270	5,714,930
普通株主に帰属しない金額（千円）	5,587,270	5,714,930
（うちＡ種優先株式優先配当額・Ｂ種 優先株式優先配当額）	（5,587,270）	（5,714,930）
普通株式に係る当期純利益金額 （千円）	-	-
普通株式の期中平均株式数（株）	29,328	29,328

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下

において同じ。 ）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。 ）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（１）定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項について

該当事項はありません。

（２）訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または、与えると予想される事実はありません。

第 2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託者

名称

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

資本金の額（2026年3月末日現在）

324,279百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

< 再信託受託会社の概況 >

名称

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額（2026年3月末日現在）

10,000百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (単位：百万円) (2026年3月末日現在)	事業の内容
農林中央金庫	4,817,427	全国の農業協同組合、漁業協同組合、森林組合などの協同組織の全国金融機関として、余剰資金の効率運用と資金の需給調整、当該協同組織の信用力の維持向上及び業務機能の補完を図っています。
岩手県信用農業協同組合連合会	1 23,463	農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでおります。
茨城県信用農業協同組合連合会	1 40,208	
神奈川県信用農業協同組合連合会	1 300,478	
長野県信用農業協同組合連合会	1 105,381	
石川県信用農業協同組合連合会	1 33,047	
静岡県信用農業協同組合連合会	1 161,302	
三重県信用農業協同組合連合会	1 68,752	
大阪府信用農業協同組合連合会	1 140,690	
和歌山県信用農業協同組合連合会	1 57,883	
岩手中央農業協同組合	1 4,077	
岩手江刺農業協同組合	1 2,259	
仙台農業協同組合	2 6,819	
みやぎ登米農業協同組合	1 5,948	
新みやぎ農業協同組合	1 9,926	
いしのまき農業協同組合	1 4,669	
みやぎ仙南農業協同組合	1 3,586	
秋田しんせい農業協同組合	1 4,895	
ふくしま未来農業協同組合	1 16,566	

茨城みなみ農業協同組合	1	2,185
北つくば農業協同組合	1	3,790
はが野農業協同組合	1	3,883
さいたま農業協同組合	1	8,129
あさか野農業協同組合	1	842
いるま野農業協同組合	1	5,312
埼玉中央農業協同組合	1	2,260
くまがや農業協同組合	1	2,678
ほくさい農業協同組合	1	3,028
越谷市農業協同組合	1	1,891
南彩農業協同組合	1	2,858
埼玉みずほ農業協同組合	1	1,501
さいかつ農業協同組合	1	1,784
ふかや農業協同組合	1	1,610
横浜農業協同組合	1	11,399
セレサ川崎農業協同組合	1	2,443
よこすか葉山農業協同組合	1	1,285
さがみ農業協同組合	1	4,903
湘南農業協同組合	1	3,063
秦野市農業協同組合	1	1,552
かながわ西湘農業協同組合	1	2,322
厚木市農業協同組合	1	2,323
相模原市農業協同組合	1	818
神奈川つくい農業協同組合	1	722
信州うえだ農業協同組合	1	3,812
信州諏訪農業協同組合	1	5,870
みなみ信州農業協同組合	1	4,222
松本ハイランド農業協同組合	1	9,155
ながの農業協同組合	1	13,070
ぎふ農業協同組合	1	6,993
西美濃農業協同組合	1	4,287
飛騨農業協同組合	1	6,410
富士伊豆農業協同組合	1	10,862
清水農業協同組合	1	2,789
静岡市農業協同組合	1	1,735
大井川農業協同組合	1	3,136
ハインアン農業協同組合	1	785
掛川市農業協同組合	1	795
遠州夢咲農業協同組合	1	3,245
遠州中央農業協同組合	1	3,117
とびあ浜松農業協同組合	1	3,553
三ヶ日町農業協同組合	1	286
あいち中央農業協同組合	1	1,301
あいち豊田農業協同組合	1	1,754
愛知東農業協同組合	1	876
伊勢農業協同組合	1	6,276
伊賀ふるさと農業協同組合	1	3,954
甲賀農業協同組合	1	2,622

北大阪農業協同組合	1	1,745
茨木市農業協同組合	1	1,161
大阪泉州農業協同組合	1	1,819
いずみの農業協同組合	1	2,644
堺市農業協同組合	1	1,198
大阪南農業協同組合	1	3,394
グリーン大阪農業協同組合	1	1,306
大阪中河内農業協同組合	1	3,967
北河内農業協同組合	1	2,919
大阪市農業協同組合	1	2,688
兵庫六甲農業協同組合	1	5,494
丹波ひかみ農業協同組合	1	2,059
淡路日の出農業協同組合	1	1,779
奈良県農業協同組合	1	9,199
鳥取西部農業協同組合	1	4,811
島根県農業協同組合	1	20,122
山口県農業協同組合	1	15,872
越智今治農業協同組合	1	6,010
高知市農業協同組合	1	5,050
宮崎県農業協同組合	1	16,731
みずほ証券株式会社		125,167

「金融商品取引法」に定める
第一種金融商品取引業を営ん
でいます。

1 出資金の額（2025年3月末日現在）

2 出資金の額（2025年6月30日現在）

（3）投資顧問会社

名称	資本金の額 (2025年12月末日現在)	事業の内容
ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー	460.3百万米ドル	一任契約に基づくポートフォリオ運用業務およびポートフォリオ運用に関する助言業務を行っています。
ウエリントン・マネージメント香港リミテッド	3.1百万米ドル	
ウエリントン・マネージメント・インターナショナル・リミテッド	5.6百万米ドル	

2【関係業務の概要】

（1）受託者

当証券投資信託契約の受託者として、委託者との信託契約の締結、信託財産の保管・管理・計算業務等を行います。

なお、信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。

（2）販売会社

当証券投資信託の販売会社として、受益権の募集の取扱い・販売、目論見書および運用報告書の交付、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

なお、農林中央金庫^{（注）}と募集・販売等の取扱い等にかかる契約を締結している取次登録金融機関においても販売会社として上記各業務の全部または一部を行います。

（注）農林中央金庫は本書提出日現在、新規の募集の取扱い・販売を中止しております。

（３）投資顧問会社

委託会社から、親投資信託における外貨建資産の運用および為替取引の指図に関する権限の委託を受け、運用の指図、投資判断、発注等を行います。

３【資本関係】

農林中央金庫は委託者が発行する普通株式および議決権を有しないＡ種優先株式を保有しており、持株比率は66.66％、議決権保有比率は66.66％です。

なお、その他の関係法人と委託者との間には資本関係はありません。

第3【その他】

（１）目論見書の表紙から本文の前までの記載等について

金融商品取引法の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。

交付目論見書または請求目論見書である旨を記載することがあります。

委託会社等の情報、受託会社に関する情報を記載することがあります。

詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。

- ・委託会社のホームページアドレス、電話番号及び受付時間等
- ・請求目論見書の入手方法及び投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨

使用開始日を記載することがあります。

届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。

- ・届出をした日及び当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
- ・届出をした日、届出が効力を生じている旨及び効力発生日

次の事項を記載することがあります。

- ・投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
- ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
- ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
- ・ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投信法に基づき事前に投資者の意向を確認する旨
- ・投資信託は預貯金や保険契約と異なり、預金（貯金）保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨
- ・投資信託は元本が保証されているものではなく、投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様に負っていただく旨
- ・登録金融機関の販売の場合には、投資者保護基金の対象とはならない旨
- ・課税上の取扱いに関する事項

委託会社、当ファンドのロゴ・マーク等を記載することがあります。

ファンドの形態等を記載することがあります。

図案を採用することがあります。

（２）目論見書は別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。

（３）交付目論見書にクーリング・オフに関する事項を記載することがあります。

（４）目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載される場合があります。

（５）請求目論見書に当ファンドの投資信託約款の全文を記載します。

独立監査人の監査報告書

2026年6月17日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 堀 敦 哉
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第33期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2026年2月6日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久 保 直 毅
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 佐 藤 孝
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「JA資産設計ファンド（安定型）」の2024年11月19日から2025年11月17日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「JA資産設計ファンド（安定型）」の2025年11月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年2月6日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 孝
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「JA資産設計ファンド（成長型）」の2024年11月19日から2025年11月17日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「JA資産設計ファンド（成長型）」の2025年11月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2026年2月6日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久 保 直 毅
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 佐 藤 孝
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「JA資産設計ファンド（積極型）」の2024年11月19日から2025年11月17日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「JA資産設計ファンド（積極型）」の2025年11月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年8月7日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直 毅
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 孝
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「JA資産設計ファンド（安定型）」の2025年11月18日から2026年5月17日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、「JA資産設計ファンド（安定型）」の2026年5月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年11月18日から2026年5月17日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年8月7日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直 毅
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 孝
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「JA資産設計ファンド（成長型）」の2025年11月18日から2026年5月17日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、「JA資産設計ファンド（成長型）」の2026年5月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年11月18日から2026年5月17日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年8月7日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直 毅
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 孝
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「JA資産設計ファンド（積極型）」の2025年11月18日から2026年5月17日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、「JA資産設計ファンド（積極型）」の2026年5月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年11月18日から2026年5月17日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。